

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

予算特別委員会会議録
(民生費・衛生費)

令和 8 年 3 月 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 開会年月日 | 令和8年3月9日(月) | |
| 2 | 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 | 出席者
(17人) | 委員長 高 森 喜美子 | 副委員長 中 澤 史 夫 |
| | | 委 員 石 原 喬 子 | 委 員 拝 野 健 |
| | | 委 員 弓 矢 潤 | 委 員 中 村 謙治郎 |
| | | 委 員 吉 岡 誠 司 | 委 員 鈴 木 昇 |
| | | 委 員 岡 田 勇一郎 | 委 員 田 中 宏 篤 |
| | | 委 員 本 目 さ よ | 委 員 風 澤 純 子 |
| | | 委 員 伊 藤 延 子 | 委 員 富 永 龍 司 |
| | | 委 員 小 坂 義 久 | 委 員 青 柳 雅 之 |
| | | 議 長 石 川 義 弘 | |
| 4 | 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 | 委員外議員
(0人) | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長 | 服 部 征 夫 |
| | | 副 区 長 | 野 村 武 治 |
| | | 副 区 長 | 梶 靖 彦 |
| | | 教 育 長 | 佐 藤 徳 久 |
| | | 企画財政部長 | 関 井 隆 人 |
| | | 企画課長 | 川 田 崇 彰 |
| | | 経営改革担当課長 | 三 谷 洋 介 |
| | | 臨時特別給付金担当課長 | (経営改革担当課長 兼務) |
| | | 財政課長 | 高 橋 由 佳 |
| | | 情報政策課長 | 小野田 登 |
| | | 情報システム課長 | 廣 瀬 幸 裕 |
| | | 用地・施設活用担当部長 | 越 智 浩 史 |
| | | 用地・施設活用課長 | 坂 本 一 成 |
| | | 清川二丁目プロジェクト推進課長 | 伊 藤 慶 |
| | | 総務部長 | 小 川 信 彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	吉 田 美弥子
経理課長	田 淵 俊 樹
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	落 合 亨
総務部副参事	
(区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)	
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
区民部長	前 田 幹 生
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	小 林 元 子
税務課長	段 塚 克 志
子育て・若者支援課長	河 野 友 和
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子ども家庭支援センター長	田 畑 俊 典
区民部副参事(児童相談所準備担当)	
(子ども家庭支援センター長 兼務)	
区民部副参事	(保健サービス課長 兼務)
区民部副参事(谷中防災コミュニティセンター長)	
(区民課長 兼務)	
文化産業観光部長	上 野 守 代
文化振興課長	川 口 卓 志
大河ドラマ活用推進担当課長	(文化振興課長 兼務)
産業振興担当部長	(文化産業観光部長 兼務)
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉部長	三 瓶 共 洋
福祉課長	古 屋 和 世
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	井 上 健

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

松が谷福社会館長	江口尚宏
保護課長	久木田太郎
自立支援担当課長	(保護課長 兼務)
健康部長	水田涉子
台東保健所長	(健康部長 兼務)
健康部参事	尾本由美子
健康課長	大網紀恵
国民健康保険課長	松上研治
生活衛生課長	福田兼一
保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚田正和
環境清掃部長	遠藤成之
環境課長	勝海朋子
清掃リサイクル課長	曲山裕通
台東清掃事務所長	渋谷謙三
都市計画課長	反町英典
地域整備第一課長	長廣成彦
地域整備第三課長	行天寿朗
建築課長	松崎晴生
住宅課長	浅見晃
交通対策課長	清水良登
土木課長	高杉孝治
公園課長	村松克尚
会計管理室長	内田円
会計課長	(会計管理室長 事務取扱)
教育委員会事務局次長	佐々木洋人
教育委員会事務局庶務課長	山田安宏
教育委員会事務局教育施設担当課長	中島伸也
教育委員会事務局学務課長	仲田賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村松有希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別府芳隆
教育委員会事務局指導課長	宮脇隆
教育委員会事務局教育改革担当課長	増嶋広曜
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
監査事務局長	山本光洋

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

文化産業観光部参事（産業振興事業団）

（産業振興担当部長 兼務）

文化産業観光部副参事（産業振興事業団・事務局次長）

久 我 洋 介

文化産業観光部副参事（産業振興事業団・経営支援課長）

（事務局次長 事務取扱）

7 議会事務局

事務局長 鈴木 慎 也

事務局次長 櫻 井 敬 子

議事調査係長 吉 田 裕 麻

書 記 藤 村 ちひろ

書 記 塚 本 隆 二

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

委員長（高森喜美子） ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

委員長 初めに、区長から挨拶があります。

服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

委員長 よろしく申し上げます。

委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

委員長 次に、私から申し上げます。第5号議案、令和8年度東京都台東区一般会計予算に対し、鈴木委員外1名から資料のとおり修正案が提出されました。

そこで、修正案の取扱いについておはかりいたします。

修正案の審議については、3月11日水曜日の資料に基づく質疑の終了後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、審議に入らせていただきます。

委員長 第3款、民生費については、項ごとにご審議いたします。

第1項、社会福祉費について、ご審議願います。

私からちょっとお願いしたいんですけど、委員会での繰り返しなどはなるべく避けてお願いいたします。

それでは、石原委員。

石原喬子 委員 おはようございます。202ページの22番、介護サービス人材確保についてお伺いいたします。

介護分野では、全国的にも人材不足が深刻化していると言われていています。その中で、区内の介護事業者からも人材確保が難しいという声をよく伺いますが、区として、現在の人材の状況についてどのように認識しているのかお聞かせください。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。

台東区においては、全国的にやはり介護の人材不足というのは深刻化しているということは認識しております。要因としては、やはり賃金格差が全産業と大体8万円前後の差があるとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うところで、そういった課題もあって、台東区においても介護人材不足というのは大きな課題となっていると認識しております。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 介護人材の不足については喫緊の課題でありますので、具体的な取組については、総括質問で改めて伺います。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 これ、やはり介護人材が今本当に不足しているというのは、もうこれは誰もが今感じていることだと思うんですけど、そういう意味で、区はいろいろな事業、研修費を助成したりとか、セミナーを行ったりとか、様々事業を行っております。

この来年度の8年度の予算においても、このような形で予算が出されているわけですが、この予算の主な内訳について、事業のね、それについて教えてください。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 令和7年度と比べまして、令和8年度、力を入れたものとして、大きく2つございます。1つは、委託費としまして、台東区介護保険サービス人材確保事業費ということで、竜泉福祉センターによる指定管理業務のうち、各種業務の委託を行っていますが、その拡充としまして、各種研修費用の講師料の増、また、経営に関する相談業務を新規で実施するなどの増がございます。

もう1点、補助、交付金の増としまして、介護職員宿舎借り上げ費用の助成の増がございます。こちらについては、令和7年度から令和8年度にかけて、対象となる事業者を国、または地方公共団体が設置する事業所、指定管理者が管理するものも新たに対象として助成を拡充とするといった2つが大きく増となっている要因となっております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 今2つの事業について、大きく来年度の予算増に今取り組もうとされているということでお聞きいたしました。

介護従事者とか事業所の方から、例えば主な意見とか、要望など、あったらお聞かせいただきたいと思います。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 台東区のほうでは、事業者の連絡会やケアマネジャーの連絡会、特別養護老人ホームの施設長会などでご意見やご要望を伺っております。その中で、主な意見としましては、やはり物価高騰による日用品の何か補助をしていただきたい、また、先ほどの家賃補助の拡充についても、特別養護老人ホームの施設長会のほうでご意見を受けまして、来年度拡充をしたという流れがございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういった意見に来年度予算は一部お応えするというような課長から答弁がありました。介護事業者の経営に関する相談とか、介護従事者の相談事業もこの8年度から行うというふうにされているんですが、この経緯について教えてください。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 介護事業者の経営に関する相談業務を来年度実施する予定とさせていただきます。ありがとうございます。やはり区内の中小規模の事業者では、大規模な事業所と比べて、例えば処遇改善加算の活用ですとか、効率的な人事制度の構築など、経営のノウハウが大企業と比べて不足しているといった課題があると区では認識をしております。そこに対して、社会保険労務士、経営コンサルタントなどの講師の方のお力をいただきながら、そういった支援をできればなというふう考えております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 やはりこの事業を本当にこれからというか、もう今もそうなんです。どんどん高齢化が進んでいる本区において、大変大切な事業であると思いますので、私も総括やるのかなと今考えて、石原さんに先言われちゃったから、思っております。以上です。

委員長 ほかに。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。介護サービス人材確保で、昨年、一昨年から160万円を様々な人材確保に使えるようになり、昨年は1つの分野でも最大160万円と、相当拡充していただいたこと、私も介護事業所の一員として、本当に深く評価をしております。

ただ、この介護事業に関わるスタッフの給料というのはやはり上がらない、上がったとしても、物価高騰の波には乗っかれていないというのが現状でありまして、宿舍の借りに関しても、指定管理者や公的な機関においても使えるようになった。そして、東京都の補助金を使っていることだと思うんですけども、この先も拡充していくというところなんですけれども、やはり先ほど話に出ていましたけれど、中小の事業者にとっては、この宿舍の借りに支援もかなり難しい部分が多いと。例えば全てこちらで借りにして住んでいただくんですけど、最初の初期費用を例えば5人分出しますよと、対象の事業者として、5人分提供していただいても、5人分全部一気にこちらで立て替えてやるというのは結構大きな、台東区、今、相当家賃が高いので、大きな負担になっているという話をよく聞きます。

そういった意味で、せっかくいい制度なんですけれども、ちょっと使いづらさみたいなのところについてはどうお考えでしょうか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 岡田委員のおっしゃるとおり、今現在の助成制度については、先に事業者の方で家賃のほうはお支払いいただいて、年度の末になったときにその精算をするような形の助成制度となっております。

委員のおっしゃるとおり、やはり初期の費用の負担というのは確かに課題かなと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますので、そこの辺りは今ある制度を拡充するなど工夫して、事業者の方の支援になる取組にちょっとつなげていきたいなというふうに思っております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 本当そうなんですよ。先ほども、課長ご認識のとおり、大きな規模の事業者さんでは、例えば給与の部分の設計がちゃんとされているとか、いろいろな部分で優位に働いているんで、中小にもそういうの、経営コンサルを入れてという話なんですけれど、やはりこの家賃も、大規模な事業者さんは簡単にできるんですよ。でも、中小規模の事業者が多い中で、やはり一気に、例えば本当に小さな事業所でも、4人分の枠っていただいていると思うんですよ。その4人分の枠を1年間、敷金、礼金も含めて、ずっと払って、最後にもらうというのはかなり厳しい。それであれば、従業員の給料を上げてあげないといけないかなというふうに、そちらに先にお金を使いたいというのが本音だと思うんです。そういったところもちょっと含めて、制度自体は素晴らしいことなんで、もっともっと使いやすくしていただきたいと要望して、私のほうから終わります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今、家賃の補助とかいうことも出ましたけれど、使いにくい、使い勝手の問題も出ましたけれど、どれぐらいの、台東区としては家賃補助の活用されているんでしょうか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 実績になりますが、令和6年度は、残念ながら0件だったんですけども、令和7年度2月末現在ですと、2件の事業者からお声をいただいております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今の状況をお聞きしますと、やはり岡田委員がお話しされた内容というのは本当にやっていただきたいなというふうに思います。

私のほうでお聞きしたいことは、いろいろ介護フェアとか就職フェアとか、いろいろな形で頑張っていっていらっしゃるわけなんですけれど、この間どれだけの介護職員の方、要するに介護職員の不足というのはどの事業者さんでもおっしゃいますよね、誰か紹介してって形で言っています。それなので、この辺での具体的な状況を教えていただけますか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 今、台東区のほうでは、3年に一度実施しています介護サービス事業者への調査の設問の中で、1年間の採用の人数、退職者の人数というのを伺っております。その結果ですと、今年度実施しました令和7年度採用者については、354名の方を採用しております。一方で、退職者については、138名の方が退職という結果となっております。令和4年度、前回の調査と比べまして、前回、採用の方が252名、退職の方が、今年度と同じ138名ということで、今年度、令和7年度の調査のほうが前回調査よりも採用者の数としては100人近く採用としては実績が伸びているというような状況となっております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今増えているということで、非常に努力の結果というのが出されているのかなというふうに思うところです。

ですけれども、アンケート調査ですね、今回、事業所の実態調査などを見ますと、やはりどこも足りない、少ないということが出されているという状況があります。こういう中が1つ。

あと、もう一つは、先ほども賃金の格差が非常に大きいという中で、なかなか賃金を増やすことも困難だということが随分事業所調査では出されているかと思うんです。この辺について、賃金を上げるという、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、具体的なところで、本人に、個人ですかね、にきちんと上がるというシステムのところがどんなふうに考えていますか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 今、台東区ではないんですけども、東京都のほうでは居住支援特別手当ということで、介護お一人当たり1万円、また、入職5年目以内の方については1万円をさらに上乘せするというような手当てを実施しております。また、国におきましては、令和8年6月から、介護報酬の臨時の改定がございまして、それにおいては、介護職員お一人当たり最大で月額1.9万円の助成が見込まれているというお話を伺っておりますが、区としてはそういった手当ての事務処理を円滑にできるようなサポートというのは考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 それはもうぜひともやってほしいんですけども、この間、各区などもやはり介護労働者を支援しなければいけないということで、いろいろな区が、これら具体的にされているかと思うんですね。

こういう中で、私、杉並区の実施というんですかね、杉並区は居住支援手当のほかに、ほかにもというんですか、これらにプラスして、杉並区としても、先ほどの5年までの方というのあるけれども、5年を超えた方にも出すとかいうことでいろいろ加算を考えているということですが、こういう他区の情報収集などはされているでしょうか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 杉並区でそういった介護職員に直接賃金を手当てするような取組というのは把握しております。また、他区、渋谷区でも来年度予算にそういった手当てを予定しているというのは把握しております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 非常にこの区として、自治体として支援していくことというのは非常に大事かなというふうに思うんです。例えば台東区が杉並区と同じような形で事業を行うとしたら、予算としては幾らぐらいかかるんでしょうか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 なかなか算出する詳細な数値というのは持ち合わせていないんですけども、杉並区の事業所数と台東区の事業所数を比較すると、大体2.6倍の差がございまして。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

杉並区が約680事業所、台東区が260事業所と、杉並区のほうが多い状況ですので、そういった数値から予測されます予算額としては、杉並区が予算額約5億円、台東区としては約1.9億円ほどになるかなというふうに考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 非常に今、指定1億円、台東区でもできるなというふうに感じたところで。ぜひとも個人個人にもしっかり手当がつかうという形での予算の組立てをお願いしたいと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 台東区ではこれまで、岡田委員先ほどおっしゃっていただいた人材採用活動の経費助成、そのほか物価高騰の緊急対策などを行いまして、事業者支援を行っております。ただ、自治体による賃金格差への直接的な支援というものについては、やはり考え方ですとか、課題の整理というのが必要なかなというふうに考えております。

そのため、区としましては、東京都や国の動向を踏まえながら、他自治体の状況を注視しながら、持続的なサービス提供ができるような取組は検討していきたいというふうに思っております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今直接支援については課題の整理、考え方というところありましたけれども、やはり人員確保をしっかりやる、事業所が安定してやっていくということが非常に大事かと思うんです。

最初に聞くの忘れましたが、台東区としての事業所の撤退、今、この間、非常に事業所の休止とか撤退とかが多いですね、全国的に。台東区としてはどれぐらいありますか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 今手元に実績としての数値は持っていないんですけども、やはり事業者からの届出の状況を見ますと、増えてはならず、やはり休止ですとか、廃止といったお届けが多いというふうに考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 そうですね。その実態が非常に大事だと思うことと、これから高齢者はまだ増えるわけですから、こここのところもきちんと踏まえて計画をしていただきたいというふうに思います。以上です。

委員長 ほかに。

今の介護人材サービス、人材確保はもうよろしいですね。

(発言する者あり)

委員長 関連。

(「関連というか、はい」と呼ぶ者あり)

委員長 大きい声で関連って。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「すみません、はい」と呼ぶ者あり)

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 全然通告も何もしていないんですけれども、今ちょっと話聞いている、賃金格差のことはもうずっと言われていて、これというのはやはり国が今まで対応しなかった、自民党、公明党による政権がずっと続いていて、介護に携わる者の賃金が抑えられたというのは事実でありますので、そこをやはり国のほうにも与党の方たち訴えていただきたいと思います。以上です。通告していないので、これぐらい。

委員長 よろしいですか。

(「関連、人材確保関連」と呼ぶ者あり)

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今幾人もの委員から意見が出ました。もう共産党ずっと言っていたことが少しずつ実現できてよかったなと思っています、元介護職としても。

確保の部分は、来年度そういうふうにはやっていくことは分かりました。

確保のも大事なんですけれども、ケアは質の部分ですので、質の確保というのかな、質の向上というのは、具体的に何か今、区で取り組んでいることありますか。

委員長 介護保険課長。

浦田賢 介護保険課長 台東区のほうで今、竜泉福祉センターのほうに介護人材の講習など、セミナーなどの委託をしております。その中で、介護職員向けの、例えば今であれば、業務効率化のためのChatGPTなどの使い方、また、管理者やサービス責任者向けのセミナーなどで人材の定着に関するような講習などを実施しているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 それ、研修に出るためには、やはり過剰な人員を各事業所配置してくださいって、それはもう区としてはなかなか言い難いところではあるでしょうけれども、研修に出すというのも結構これ、各事業所、特に小さい事業所などは悩ましい。行かせたいんだけど、その人を、時間をね、確保するのがなかなか難しいということもありますので、もちろんそういう受講講座は、事業団がやっていくものだけではなく、東社協がやったり、いろいろな企業がやっているのがあります。その費用の面も今後いろいろ考えていただいて、工夫してもらって、人材確保と質の向上、これは片輪だけ進んでも絶対駄目なことでありますので、両輪で進められるような台東区の施策、進めていただきたいと思います。以上です。

委員長 次行きます。

石原委員。

石原喬子 委員 208ページの24番、認知症高齢者支援の推進についてお伺いします。

認知症高齢者支援については、これまでも多くの議員から質問があり、区としても様々な取組を行っていることは理解しております。

その中で、現在どのような成果、また、課題が見えているのか教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 答えいたします。

現在の取組内容ということでよろしいでしょうか。はい。

現在の取組内容につきましては、様々な形で事業を行っておりまして、幾つか例を申し上げますと、講習会、あとはサポーター養成講座、それからVR体験会などなど、様々幅広く行っているところでございます。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 そこで課題が。

田中裕子 介護予防担当課長 見えている課題ですね。

石原喬子 委員 はい。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 申し訳ございません。そちらの課題といたしましては、気をつけていらっしゃる方、いろいろ自分について、健康について気をつけていらっしゃる方はいろいろなことに参加していただけるのですけれども、実際ご自身のことをあまり気になさらない方というんでしょうかね、周りの方が結構気にされてはいるけれども、ご自身ではなかなかお気をつけただけでない方って、本当に受診とか、相談していただきたい方がなかなかつながらないという課題がございます。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 認知症はやはり早期発見が重要である一方で、今、課長もおっしゃっていたとおり、認知症検査と聞くと、なかなか参加をためらう方もいると思います。

ほかの自治体では、タブレットを使ってゲーム感覚で認知機能をチェックできる取組をイベントの中で実施している例もあると聞いていますが、こうした参加しやすい形での認知機能チェックの工夫について、区としてどのように考えていますか。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 委員ご提案いただいたとおり、気軽に認知症についてチェックをするという事業がこちらのほうではなかなかできておりませんでした。

現在、認知症サポーターの方々と一緒に、認知症になっても自分らしく暮らし続けていくためにどんなことができるかなという話合いの機会を設けさせていただいて、そこでは結構活発な議論がなされております。今後はそのサポーターの方のご意見やお力もお借りしながら、気軽な形で、ご自身の健康度測定と同じような形で認知度の検査ができるような形のもの、何か事業で工夫していけたらなということで検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 台東区は様々なイベントが多く開催されておりますので、例えばお孫さんだったりとか、お子さんだったりとか、一緒に来て、何となくゲームをやってみたら、それが認知症の検査だったみたいな、そういったチェックができるようになれば、関心がなかった方

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

にもきっかけになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただけるように要望して、こちらは終わります。

（「認知症関連」と呼ぶ者あり）

委員長 小坂委員、認知症関連。

小坂義久 委員 石原さんと気が合うね。何か追っているみたいで、いつも。

すみません、毎回ちょっと確認させていただいているんですが、前回の決算時でお話がありましたVR、バーチャルリアリティの体験、これ、高森委員長のほうからお話があったんですけど、私も以前、別の分野で山谷堀広場で、あれは震災の件かな、水害の件かな……

委員長 そう、震災。

小坂義久 委員 震災だね。バーチャルリアリティの体験をさせていただきました。もう本当にすごい、やはりもう、リアリティというか、本当にどんと迫ってくる感じがして、非常にびっくりしたことを今でも覚えています。

課長も実際体験されてということで、大変衝撃的な体験だったというふうに伺っておりますけれど、こうした体験会というのを、たしか前回お話を聞いたら、1回しかやらなかったというね、伺っているんですが、来年度のこの予算においては、どのような回数を予定しているのか、また、私たち議員とか、より多くの区民が体験できるような機会って持てないものなのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 この間の決算特別委員会のときにもお話しいただきまして、1回では少ないということを高森委員長のほうからご意見いただきまして、来年度につきましては、実施回数を3回に増やさせていただくように今予定させていただいております。

現在予定しているプログラムについては、少し視覚とかに影響を及ぼすようなものがちょっと可能性としてありますので、13歳以上の方を対象とさせていただいておりますが、対象年齢以上であれば、多くの方が参加できる体験会となっておりますので、ぜひ委員にもご体験いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 はい、じゃあ、周知をお願いします。

この事業も、この認知症に対して多くの事業、本当に行っており、毎年、私が見る感じでは、必ず新しい事業を行っていますよね。そういう意味で、本当に認知症への理解を深めようということで区は努力されているんだなということは率直に評価したいと思います。

ただ、事業が本当に多岐にわたっているというのがどうしても否めなくて、いい面でもあり、逆に、ちょっと情報が多過ぎて、実際認知症の方もいろいろな度合いがあると思うんですけど、その方たちに適した、そのような情報がしっかり行っているのかなと考えると、ちょっといかがなものなのかなというふうには感じているんですが、その辺についてのお考えとか、さらなる周知について、工夫を凝らした周知についてどうお考えでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 今ご指摘いただいたとおり、周知につきましては、どの事業もホームページ、広報たいとう、チラシなど、同様の形で同じような温度で行っているということが私どもとしても課題であるというふうには認識しております。

たまたま今年度なんですけれども、認知症サポーター養成講座につきましては、申込書をホームページのほうに掲載させていただいたところ、事業所からの依頼が増えたといったような事例もございますので、今後はもう対象者や事業目的に即して、意識的に周知先を絞っていくなど、情報を目にした方が分かりやすいような形の発信方法を心がけていきたいというふうを考えております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 よろしくお願ひします。本当に分かりやすいようにお願ひします。

最後に、もの忘れ検診ですね、これ、新しく行うんですが、この内容について伺って、終わります。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 今年度新規に開始させていただきましたもの忘れ検診の実績についてご回答させていただきます。

今回、実施期間といたしましては、令和7年12月1日から令和8年2月28日までの3か月、行わせていただきました。対象につきましては、区内在住で、令和8年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳となる方、6,900人を対象とさせていただきました。あわせて、50歳以上で検診を希望される方も受けておりました、2月末現在の数字になりますけれども、156名の方へ受診券の発送をさせていただいております。

区内での医療機関でございますが、39医療機関ございました。

受診者につきましては、こちら8年の1月末現在の数字となっていましたけれども、99人ということで、対象の割合の中では1.4%ございました。他区の事例で申し上げますと、通年大体6か月ぐらい実施して4.4%という数字でございますので、大体割合として同じぐらいかなというふうにごちらとしては認識しております。そのうち一次検診で認知症の疑いがありとなって、二次検診へ進まれた方は11名。

認知症検診の後の支援についてでございますけれども、疑いありとなった方につきましては、地域包括支援センターのほうから電話連絡や訪問などを行って、受診後の状況の確認をさせていただいております。また、認知機能疑いなしということで判定された方へも、今後の対応となりますけれども、地域包括支援センターなど相談先のご紹介ですとか、介護予防事業の周知、または実施後のアンケートをさせていただく予定となっております。以上でございます。

小坂義久 委員 きめ細かくありがとうございます。

委員長 よろしいか。

小坂義久 委員 はい、以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ほかに。

(「認知症関連」と呼ぶ者あり)

委員長 認知症関連。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 認知症のオレンジリングのことで、ホームページに載せて、事業系の方が申込みがというお話でありましたけれども、どういう事業系の方の申込みが出てきているんですか。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 事業系の中では、通年やっけていただいているは大体警備会社の方ですとか、あと信用金庫の方、それから、かつては食品関係のところもございました。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 これ、本当に、これは産業とも連携を取りながら、もういろいろな人たちがこのオレンジリングというもの、また、認知症というものの認識を持っていただければ、また違う視点で高齢者支援というののできてくるのかなって思うので、もちろん音頭を取るのが高齢福祉課なのかもしれませんが、9階と一緒にあって、多くの企業がオレンジリングを取得してもらえよう環境を整えていただきたいなと思います。

認知症の方の今靴とかに番号登録をして、その方発見したら警察連絡して、警察とかから電話番号登録されている方というのがね、制度がありますけれども、高齢者独居の方で、どうしてもその方の連絡先がなくてという方がいて、その方は私、古くから知っていたので、包括支援センターに行って、私を登録でケアマネジャーさんに言ってくださいというので1人の方のつながりがつくったんですけれども、やはりそういうのも、もしかしたら隣に住む人がそういうのであったら、そのぐらいだったら手伝えるよとか、そういうのが出てくれば、また違う視点でのまちのつながりというかな、人のつながりと、また、人の優しさも生まれてくるのかなと思いますので、1つの事業を多面的に見て推進していただきたいなと思います。以上です。

委員長 じゃあ、次に行きます。

石原委員。

石原喬子 委員 ごめんなさい、初めに言えばよかったです。社会福祉費、私3点ありまして、これが3点目になります。215ページの5番、青少年フェスティバルについてお伺いいたします。

こちら、例年9月の第1週目に開催されていまして、舞台発表、また、模擬店などを通して多くの方が参加して、私も和太鼓で参加させていただいているのですが、活動を支えているとともに、交流の場となっていることは認識しております。

近年、暑さが厳しい時期になっていて、屋外での開催なので熱中症を心配する声もありますが、舞台袖のテントには扇風機も、大きな扇風機が何台か設置されていますが、それでもかなり暑い状況であると感じております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこで、次年度の実施に向けて、暑さ対策についてどのような改善を考えているのかお聞かせください。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 青少年フェスティバルのステージ出演者の暑さ対策として、これまでも出演者にペットボトルの麦茶の配付ですとか、待機用テントへの冷風機を設置するなどの対策を実施してきたところです。

令和8年度は、さらなる対策として、出演者用のスポットクーラーの設置、使い捨てではないクールタオルの配付、それから、出演者の休憩用としての冷風機を置いたテントの増設をステージ裏の駐車場付近に考えています。また、近隣の上野区民館の会議室を休憩所として利用することを検討しています。熱中症対策につきましては、できることは何でもやるという姿勢で、全庁挙げて全力で取り組んでまいります。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 力強いご答弁ありがとうございます。

昨年も模擬店のほうではミストのテントなどを設置されていて、とてもいいなと思ったんですが、区では、大塚製薬などと協定を締結していますので、こうした企業の知見や協力も生かしながら連携して取り組むことも考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 包括連携協定の大塚製薬のお話が出ましたので、私のほうからお答えします。

今年度もスポーツのイベントで熱中症対策ブースというのを協力をいただいて実施をした例もございますので、関係課と連携して、そういった部分、協力を賜れないかどうかというのも協議していきたいと思います。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 ぜひ、中高生のボランティアの皆さんもたくさん参加してくださっていますので、引き続き暑さ対策についてはしっかり取り組んでいただくことを要望して、終わります。以上です。

委員長 じゃあ、ほかに。

本目委員。

本目さよ 委員 213ページ、ごめんなさい、障害福祉サービス人材確保ですね。介護のほうで話が出ましたけれども、障害福祉のほうも、これは介護のほうと同じ仕組みということで合っていますでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

障害福祉サービスのほうでの宿舍借り上げにつきましては、台東区のほうは、東京都が実施している事業の対象外の事業について従事されている方の宿舍借り上げについて補助させてい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただいているというところがございますので、また、宿舍借り上げの補助されるに当たっては、区と災害時における安否確認等に関する覚書を締結していただくというところがございます、若干介護とは違うのかなと考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ごめんなさい、それは前提条件として分かってはいるんですけども、先払い、先に事業者が払っておいて、それを後で拡充する形なのかとか、あと金額感的に同じなのかというのを教えてください。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 そうですね、支払いとして、後の実績払いという形というところは変わりはございませんでして、家賃補助についても、上限はありますけれども、8分の7の助成というところになっております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 直近の利用実績を教えてください。利用した事業者数とか、職員数とか、あと、東京都の制度分もあると思うので、分かる範囲で台東区の独自上乘せ分と、それぞれ何件事業所があって、何件利用があったのかというのを確認させていただきたいと思います。

あわせて、昨年度と比較して、予算が約750万円減っています。この理由も、利用実績の減少によるものなのか、それとも制度変更によるものなのか、理由を併せて教えてください。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 宿舍借り上げに関します区のほうの実績でございますけれども、令和7年度は2事業所に対して、実績としては3戸ございます。東京都につきましては、東京都に確認させていただいたところ、区と先ほどの安否確認の覚書を締結して助成を受けている事業所は4つあると聞いております。

人材確保事業の予算が減少している理由なんですけれども、人材確保事業につきましては、宿舍借り上げ以外にも、各種研修助成であったり、人材育成関係の事業を実施しているところなんですけれども、各種研修助成につきまして、なかなかちょっとこちらが思っていたほどの申請が想定よりも少なかったというところもございまして、今年度の事業実績見合いで来年度の事業についての予算を削減したというところがございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 全体の事業者数は、先ほど聞いたんですけども。

井上健 障害福祉課長 失礼いたしました。

本目さよ 委員 というのと、あと、今答弁聞いた中だと、研修事業のほうの利用者が少なかったから減らしたということですかね。宿舍の借り上げ支援は減らしていないということで合っていますか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 宿舍借り上げのほうの対象となります障害福祉サービス……。すみ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ません、障害福祉サービスのみを提供しています事業所数は51事業所でございます。そのうちの2事業所に対して区が実施しておりますというところでございます。

予算につきましては、宿舍借り上げについても、年度の途中から補助をすとか、そういったところもございますので、何ていうんですかね、全体的に……

(発言する者あり)

井上健 障害福祉課長 失礼いたしました。

委員長 障害福祉課長。しっかり頑張って。

井上健 障害福祉課長 宿舍借り上げにつきましては、予算のほうは減額はしておりませんでして、ほかの養成研修だとか、そういったところだとか、資格取得、そういったところの申請がなかなか想定よりも少なかったというところから、そういったところの助成費用、その予算を減額しているところがございます。失礼いたしました。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 最後にしますけれども、50ちょいのうち2事業者、たしか東京都のも合わせると4事業者ぐらいかなって、利用したのがね、と私の認識だと、しているんですけども、それしか使えない事業というのはなかなかやはり人材確保の面からも使いづらい。先ほどの岡田委員の説明すごく分かりやすかったですよね。台東区で物件を借りようとしたら、それなりの金額がかかる。それを、本当に障害福祉のほうにさらに介護よりも小さい事業所が多いです。その辺の課題は、先ほど介護のほうでも聞いていたところと一緒に、同じような課題認識していますか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 なかなか制度として利用が難しいというところの課題については、介護保険課長と同じく、障害福祉課としても認識してございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 障害福祉関係の、ちょっと大きく総括に持っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長 本目委員、もう一つあるでしょう。もう209ページはいいの。

本目さよ 委員 いいです。

委員長 じゃあ、本目委員、終わりね。

ほかに。

田中委員。

田中宏篤 委員 私からは、1点だけ。203ページなんですけれども、区民葬儀の利用者負担助成について、1点だけお伺いいたします。

こちらの制度なんですけれども、火葬場事業者が区民葬儀の枠組みから離脱したために必要になった事業というふうに認識しています。

保健福祉委員会でも火葬料金が値上げされた場合の懸念等の意見がありましたけれども、根

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本的な問題としては、墓地埋葬法によって、民間の火葬場に対する料金を含む経営管理への指導権限、自治体ですね、この辺が明確になっていない点があるのかなというふうに思っています。この課題に対して、台東区としてどのような認識を持っているかという点と、また、その解決のために、例えば特別区長会などでどのようなことを行っているかという部分について教えてください。

委員長 企画課長。

川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

我々のほうも火葬場の料金の件については、課題としては捉えておりまして、特別区長会のほうで、令和7年の11月の25日、東京都と共に、国に対して共同要請、民間火葬場の経営管理に関する共同要請を要望を出しております。その中身としましては、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法上、明確に示すこと、また、民間火葬場が火葬料金を設定するに当たって、あらかじめ行政が関与する仕組みを法令に規定することなどを都と共に共同要望として上げているところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。しっかりと都と連動して、国に対して要望を出しているということで理解いたしました。

自治法上の事務であるはずの火葬が法的な料金体系のない民間に独占されているという現状が、やはりこれって、どう是正していくかというのは、台東区においては火葬場ないんですけども、管轄自治体、基礎自治体としてやはり大きな課題だと感じていますので、その辺引き続きしっかり他区と連携して進めていただければというところだけ申しておきます。以上です。

委員長 弓矢委員。

弓矢潤 委員 3点お伺いいたします。

まずは、201ページの11番、福祉のまちづくり推進についてです。

こちら、前回の決算委員会でこちらの事業内容を伺いました。障害者疑似体験は、小学校全19校で実施されております。VR体験のほうは、中学校で3校のみ実施ということで、その際、できれば中学校の参加者、もっとたくさん参加していただきたいので、参加できますようにと要望させていただきましたが、その後どのようになっておりますでしょうか。

委員長 福祉課長。

古屋和世 福祉課長 福祉のまちづくり推進で行っております中学校に向けての発達障害のVR体験ですけれども、毎年夏頃に、次の年度の希望調査をさせていただいております。その学校ごとの回答に応じて、次年度の準備を進めているところになります。やはり各学校の授業の一環として実施しているようなので、なかなか実施が難しい学校もあるというところになります。7校ある中学校のうち、3校実施していただける、次年度も予定になっておりますが、福祉課としましては、やはり共生社会の実現に向けては、全ての学校で取り組んでいただけないというふうに思っているところです。引き続き学校とも連携をしながら、利用してい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただけるように努めてまいりたいと思います。

委員長 弓矢委員。

弓矢潤 委員 こちらの事業は、区ではなくて、学校側の希望であるということ承知いたしました。

学校も大変だとは、お忙しいとは思いますが、前回、高森委員長からもVR体験って非常に効果的だというふうなことを言っていたいておりましたが、私も、特にこの中学校は、発達障害に対しての、発達障害の人がどういうふうに日常生活を送っているのかというのをしっかり講義を聞いて、それをVRで体験するというので、非常に効果的だと思いますので、学校側が忙しい中でも、ぜひこれはやりたい、また、生徒にしっかりやらせたいなというふうに思っていたけるような周知、周知というか、もうアピールをさらに区から発信していただきたいなと思っております。これは要望させていただきます。

委員長 弓矢委員、もう一つあるでしょう。

弓矢潤 委員 あと2つ、はい、あります。

委員長 続けてやっちゃってください。

弓矢潤 委員 はい。続きまして、150……

委員長 205ページ。

弓矢潤 委員 失礼しました、205ページです。205ページの5番の聞こえの改善機器購入費助成についてお伺いいたします。

こちら、今年度、令和7年度の状況について伺います。申請件数、助成決定件数について教えてください。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

聞こえの改善機器購入費助成の7年度の実績でございます。まず、申請件数は491件、助成決定件数は419件でございます。

委員長 弓矢委員。

弓矢潤 委員 承知いたしました。

本事業は令和6年11月に開始されたもので、初年度は、なので5か月間での実施だったんですが、助成決定件数が218件と伺っております。今年度、今お伺いしたところ、決定件数が419件ということで、多くの方に活用されており、聞こえの改善を通じた生活の質の向上に資する、大変意義深い事業であると認識しております。こちらの取組については、私ども公明党会派としても、これまで必要性を訴えてまいりました経緯もありますので、ぜひ今後も継続して実施していただきたいと思っております。

また、本制度は、申請から助成まで幾つかの手続が必要となります。特に高齢の方にとっては分かりにくい場合もあると思っておりますので、申請手続の流れについて、引き続き分かりやすく丁寧な周知、説明を行っていただくよう要望いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 先ほどの弓矢委員からのご質問に関して、7年度の申請件数と助成決定件数ということでお答えさせていただきました。助成決定をしてから、実際に助成をする件数というのがございまして、その助成の件数につきましては318件となっております。

委員長 よろしいですか。

弓矢潤 委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

では、最後。

委員長 ちょっと待っていて。

伊藤委員、関連いいですか。

(発言する者あり)

委員長 ちゃんと手挙げて、関連って言ってください。

伊藤委員。

伊藤延子 委員 今回本当にすばらしい結果といいですか、やはり500件を目標にといいいますか、これが491件ということで、本当にそのとおりというのか。さらに皆さんのやはり聞こえに対する関心度も増えてきたのかなと思うんです。

ここで、まず、やはり生活保護の方、さらには低所得者の方がこれらをお支払いする、ここでは318件の方がお支払いまで済んだということですが、やはり7万を超えてのお支払いというのは非常に大変じゃないかなというふうに思うんです。前もそこをどうにかならないかということで、それで、社協なども含めて相談していただけるようにということを言いましたけれど、なかなかそこは具体化していないということがあるかと思うんですね。

そこで、私としてはやはり今は償還払いですね、それをお店、店舗ときちんと打合せっていますか、して、店舗に区からお支払いをするという制度を取るということは、非常に皆さんの負担も少なくなるかなというふうに思うんですね。そこについてはどうでしょうか。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 今、伊藤委員のおっしゃった内容につきましては、利用された方が業者のほうにお支払いをするという代理受領の件になるかと思えます。代理受領は、購入者に今、助成金を差し引いた自己負担のみをご本人が支払うことになるため、一時的には購入費用を用意する負担が軽減されるというものでございます。

本事業は、申請から助成を受けるまで多くの手続を要しまして、区内外の医療機関や認定補聴器専門店にご協力いただきながら実施をしているところでございます。事業開始から1年が経過いたしまして、制度の周知が進み、ようやく定着してきたところでございます。代理受領を可能とする制度変更を行う場合、利用者へのご案内がちょっと複雑になることや関係機関の事務負担が増えるため、ご協力いただくための調整が必要になること、そういったものが想定されます。このような課題も踏まえまして、利用者にとってできるだけ負担が少ない形に改善できるよう、今後考えてまいりたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 すみません、私、最初に、生活保護を受けている方のこの具体的な申請数と受領数というか、そこを調査にきちんと出しているんですね。そこをちょっと、非常に……。大変失礼しました。令和6年11月から8年の1月までということで、結果いただいています。ここの中では……

委員長 伊藤委員、生活保護費のほうに関係するんじゃないですか、そこは。

伊藤延子 委員 保護費でやっていいですか。

委員長 そこ、それはもう後の話なんで。

伊藤延子 委員 このいわゆる代理受領という関係で必要かなと、代理受領を行うという、それらを要請するということで、保護課が、保護課というか、生活保護を受けている方が非常に受けている、申請数、購入数が少ないということを一応報告したいと思っているところです。ですから、保護費だったら、保護費で大丈夫ですけれども、はい。

委員長 いいですか。

伊藤延子 委員 そちらで、じゃあ、やらせてください。

委員長 そっちでやって。

伊藤延子 委員 はい。

(発言する者あり)

委員長 関連か。

(「関連です」と呼ぶ者あり)

委員長 じゃあ、課長のほうでそれ答弁できるんですか。無理でしょう。

高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 こちらの聞こえの改善機器、こちらにつきましては、生活保護を含む非課税世帯の方に対して14万4,900円上限に、助成をしているものでございます。

先ほど私のほうから答弁させていただきました代理受領につきましても、様々な課題がありますが、そういった低所得者、生活保護を含む非課税世帯に対しても、利用者にとって負担が少ない形、そういったことに改善できるかどうか今後考えていくという。

委員長 よろしいですね、考えていくということで。

伊藤延子 委員 はい。非常に大事な事業です。それで皆さんの受けたという実感、もう非常に、何ですかね、成果として出ているというところですから、ここはどんなことがありましても、時間がかかってもいいですから、かかっちゃ駄目か。しっかり……

委員長 繰り返していますよ、伊藤委員。

伊藤延子 委員 やっていただきたいということを強く要望しておきます。

委員長 次、拝野委員。

拝野健 委員 弓矢委員の関連なんですけれども、聞こえの助成した場合に、意見書等も医師から頂いた上で、申請までして、助成決定されたのに、そこで離脱してしまって、100件ぐ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

らいあるって、今、先ほどのお話だとあったんですが、原因として、例えば年度ぎりぎりで失効してしまったのか、何か理由とかいうのは把握されているんですか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 初めにご相談を受けてから、耳鼻咽喉科のほうにかかっていたいて、医師の意見書を頂くことになっております。その医師の意見書というのが有効が3か月ということになっておりますので、それを過ぎてからの申請になりますと、また取っていただくようになるということになりますので、耳鼻咽喉科にかかって、意見書を頂いてからすぐに区のほうにまず助成申請をしていただいて、助成決定が、交付決定をして、下りましたら、その後また補聴器内科などにかかっていたいて、補聴器の調整をしていただくような、そういった段階があるということでございます。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 つまり3か月たってしまうと、同じ人がもう1回再申請したりしているということなんですか。助成決定した後に、助成決定してから、その後の話ししていませんでしたか、先ほど。決定してから、離脱が100人ぐらいって話、買いに行かなかったのが100人ぐらいいるという話でしたと思うんだけど。すみません。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 訂正させていただきます。医師の意見書を取りまして、助成決定の通知をこちらの区のほうからいたしましたら、その後は、翌年度の末まで申請ができるということになっておりますので、一番時間がかかるのが補聴器の購入に係る調整になります。その前にはもう助成決定通知のほうはお送りしておりますので、ゆっくりご自身の合う補聴器を調整していただいて、購入いただくということで、申請していただけます。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 分かりました。じゃあ、あれですね、年度またぎが多分1回できるということで、100件が多分今年度で申請されるというのが理解ですよ、多分、基本的には。

(「そういうことです」と呼ぶ者あり)

拝野健 委員 そういうことですね。それで大丈夫です、確認終わりました。ありがとうございます。

委員長 いいですか。

拝野健 委員 はい。

委員長 じゃあ、了承。

ほかに。

弓矢委員、もう一個ありますので。

弓矢委員。

弓矢潤 委員 最後の1つです。208ページの28番、長寿者慶祝記念について伺います。

こちら、以前は敬老祝い金として、77歳、88歳、99歳などをお祝いする事業が実施されて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おりましたが、現在は廃止されております。

これはちょっとこちらの事業ではないんですけど、ここでお伺いいたします。

この点については、これまで中澤副委員長からも総括質問で取り上げられております。私の元にも、この件について高齢の方からお問合せ、何件も来ております。もちろん様々な事情があることは承知しておりますが、例えば90歳だけとか、節目となる年齢の方をお祝いする取組については何らかの検討していただきたいなというふうに思っております。やはりすごく何か気持ちというか、心が大切といいますか、区が分かってくれているんだというような、何かそのような区の寄り添うような姿勢というのを、やはり結構高齢者の方々ってすごくうれしく感じるとお思いますので、全て77、88、99、全部じゃなくても、何か1つでも、どこかの年、年齢でもいいので、そのような取組ができればいいなと、これ、要望させていただきます。

本題に入ります。

委員長 質問をはっきりと。

(「これから本題ね」と呼ぶ者あり)

委員長 これから。

弓矢潤 委員 要望させていただきました。

次、こちらについてです。

現在実施されているこちらの事業についてですが、本事業は、100歳を迎えられる区民の方に記念品を贈り、長寿をお祝いする取組と認識しておりますが、現在、台東区において100歳以上の方は何名いらっしゃいますか。可能であれば、男女別でお示しいただきたいなと思いません。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

昨年の9月1日時点の人数でお答えをさせていただきます。男性18名、女性114名の合計132名でございます。

委員長 弓矢委員

弓矢潤 委員 はい、承知いたしました。数が全然違うなと思いました。

(発言する者あり)

弓矢潤 委員 はい、そうですね。

近年は、人生100年時代と言われております。100歳を超えてもなお、お元気で過ごしている方はたくさんいるというふうには認識しております。100歳というのが一つの大きな節目であるこの事業ではありますが、今後その先のさらに目標となる節目があることで、ご本人にとって、その年齢まで元気でいようという大きな励みになりますし、目標があるからこそ元気でいる努力もして、それが本当に元気につながるなと感じておりますので、現在は100歳の方を対象としておりますが、今後、例えば105歳とか110歳のように、100歳を新たなスタートとして対象を広げていくような検討はされるのか、していただけるのか、その辺りの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

お考えをお聞かせください。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 こちらの事業でございますが、100歳という節目を迎えられた方を顕彰するとともに、その歩みを広く共有することを通じて、区民一人一人の健康づくりへの意識を高め、健康長寿の実現につなげていくことを目的に実施をしているところでございます。

今後につきましては、100歳を超えるさらなる長寿者の増加が見込まれる中、こうした趣旨を踏まえまして、より効果的に健康意識の向上に資する取組となるよう、顕彰の在り方について検討する必要があると認識をしております。

委員長 よろしいですか。

弓矢潤 委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 関連。

青柳委員。

青柳雅之 委員 先日、うちの近所の公園に大きな太い桜の木があるんですよ。それを見たら、100歳植樹記念って書いてあって、もう40年ぐらいたつのかな、その個人の方の名前が書いてありました。これは以前やっていた100歳記念植樹ということで、当時はまだ100歳になる方が非常に、1桁台だったのかな、少なかったので、1人1本植樹をしていたんですね。それが、徐々に100歳になる方が増えてきて、ある年から、その年100歳になった方、10名とか20名まとめて1本になりました。さらに、それがなくなり、個々の対応になってきたんですね。これ、私、個々の皆さんに何か品物を贈るというのも一つの在り方ですけども、私、ああやって、四十数年前に100歳になられた方の樹木がいまだに公園の中で生えているということを見ると、100歳とかを顕彰するやり方というのは、個人に品物を贈るスタイルとはちょっと違っていいのかなって改めて思うようになってきました。周りの皆さんも含めて、これだけ台東区で長生きすると、こういう足跡といいますか、が残せるんだなというほうが、後世にとってもいいのかなというふうに思っていますので、これだけ100歳以上を超える方が増えてきた中で、品物を贈るというスタイル以外にも何か考えてもいいんじゃないかなと思いますが、どうですか。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 委員おっしゃるとおり、こちらの事業、昭和56年からの事業で、当時やはり100歳を迎えられる方がまれであったというところで、希望される方お一人お一人に対して、自宅近隣の公園に桜の木のほうを植樹して、地域で長寿を祝う取組として開始したものでございます。

ただ、その後、やはり高齢化の進展に伴いまして、100歳を超える方が増加したことによりまして、植樹の場所の確保が困難になったこと、また、ご本人の式典参加が難しいケースが増

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

えてきたというところで、平成19年度から、現在の記念品の贈呈へと移行したものでございますが、今後につきましては、少し研究のほうをさせていただきたいと思っております。

委員長 青柳委員、あまり難しいこと言わないで。

青柳雅之 委員 一番最初に弓矢さん、お話あったとおり、皆さんは別に物がもらいたいわけじゃないんですよ、こうやって構ってもらっている、覚えてもらっている、あるいは将来的にもそれが残せるということがやはり一番大切ですし、行政として、あるいは台東区というまちとしても、そういうやり方、いいんじゃないかと思っております。というのは、これ、100歳記念植樹って藤平先生、議員の個人の一番最初の提案から始まっているんですね。そういうことを考えると、まちの人たちの声というのはそちらなんじゃないかなというふうに私思いますね。以上です。研究してください。

委員長 ほかに。

(「じゃあ、続いてやっていいのかな」と呼ぶ者あり)

委員長 いいですよ。

じゃあ、青柳委員。

青柳雅之 委員 私、通告していたのは、212ページの工賃向上支援の部分です。これは、このところ毎回やっています。いろいろ応援する気持ちも含めて発言させていただきたいと思っております。

ちょうどこの週末から明日まで、上野の森美術館で、「森の中の展覧会」というのが開催をしています。325もの作品が出ていて、特別支援学級の児童生徒さんもそうですし、福祉作業所の皆さんを通じての作品も出展されています。あわせて、森の中マルシェということで、福祉作業所の物販もやっています。ここで区長賞も、今回も出ていまして、上野の森美術館賞と一緒に並んでいました。藝大の区長賞と比べて、これ、どうなのかなというのは、今度、文化振興課のほうでやりますので、今日は、この福祉作業所の工賃向上ということでやらせていただきたいと思っております。

この決算等でもいろいろ申し上げてきましたが、最近は障害とアートとか、障害とデザインということでいろいろな取組が進んでいます。つい直近では、区役所の1階で、2月の12日と13日、福祉作業所の品物が売られていたんですが、この日はいつものクッキーとかお菓子が売られているのかなと思ったら、バレンタイン特集だったんですね。それで、いつものクッキーとは違う、ハート型のクッキーが売っていて、それで、そのパッケージには、デザインされていたのは、この上野の森美術展で受賞した人の作品がパッケージデザインになっていたということで、思わず2つ買って、会派のメンバーにバレンタインをプレゼントさせていただいたんですが、それだけ人にプレゼントしたくなってしまうような、そんなパッケージでした。

ですので、こういった工夫とか、あるいはコラボですね、これがどんどん進んでいると思うんですが、この点について、新年度の予算に関しては何か工夫が今回されるんでしょうか、新しい取組なり。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 いろいろ区のイベントにご参加いただいて、また、ご購入いただいてありがとうございます。

来年度の工賃向上に資する取組になりますけれども、これまで実施しています各イベントへの出店だったり、今お話のありました庁舎での販売会、また、御徒町のパンダ広場で行っていますスカイマーケットであったり、そういったところは引き続き実施しながら、所管の委員会でもご報告いたしましたけれども、来年度、生涯学習センター1階で販売所をオープンいたします。そういったところが来年度新しく実施する取組かなというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 スカイマーケットね、パンダ広場。あのときは江東区とか墨田区との連携があったんですね。これも最近すごい、何ていうんですか、取組広がっているなと思って、台東区のパンダ広場に江東、墨田の皆さんが来ているのと併せて、逆に江東とか墨田区でやる、錦糸町とかでやるのに、台東区の作業所の品物が出店されているというふうに伺っているんです。その辺りは台東区のほうも積極的に関与されている感じなんですか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 今、青柳委員おっしゃられたみたいに、民間の事業者さんのほうの自主的な動きということで、今お話あった、江東区、墨田区、台東区の事業者さん集まって、各種イベントだとか、販売会やっていらっしゃるということは承知しております。

区のほうとしても、先ほどの御徒町のパンダ広場のスカイマーケットにおきまして、そういったつながりと連携いたしまして、昨年度につきましては、各区の事業者さん出ていただいて、イベントの規模を拡大することができたというふうに考えております。来年度におきましても、引き続きいろいろなつながりを活用いたしまして、事業充実していきたいと考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 このジャンルはもうすごい発展をしていて、毎年のようにいろいろな取組が広がっているなというふうに感じております。

その一方で、福祉作業所いろいろあるんですが、まだまだお仕事が足りないとか、仕事何かないですかという、その部分で困っている声も結構聞くんなんですが、その辺りへの取組はいかがですか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 こういった自主製品以外にも、福祉作業所のほうで受注作業ですね、共同しているいろいろな事業者さんからの作業を受託してやる、請け負っているというような事業も、区のほうの委託事業で、就労支援室のほうでいろいろ取りまとめをしてやっているところです。なかなかたくさんの受注作業が状況としてできるかどうかというのは、福祉作業所の人員の体制であったり、職員の体制であったり、いろいろなところございますけれども、そういった事業者さんがどういった受注作業が可能かどうか、そういったところのPRみたいなところ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るも区としては力を入れていきたいと考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 今までは、ともすると個々の作業所さんが直接お仕事を探していたのを、パワーアップたいという枠組みかな、こうやって共同で受けるという仕組み、それで、さらにそこから仕事を振っていくという仕組みをつくり上げているんですね。ですので、仕事を受け入れるというんですかね、そのアピールというか、その部分にもう少し行政側が力入れて、シルバー人材センターでも同じこと言えるんですけど、その辺りって結構何か苦手なんですね、役所系というか、行政系って。どこかそこをもう少し力入れる方法を考えていただきたいなということをお願いしておきます。

その上で、最後に、これ、何度か言っているんですが、渋谷区がやっているシブヤフォントという枠組みありますよね。あれは、今までと本当に発想が変わっていて、製品とかを作るんじゃなくて、障害者の皆さんが描いた文字から、それを収益につなげていこうという取組で、台東区の福祉作業所さんの中でも非常に興味を持って考えているところがあったりとか、あとは、前回、私、文化振興のほうで質問したんですが、台東区が持っている独自のフォントとかを福祉のほうの財源に、資産に充てられるような、そんな枠組みもあったりとかするんですね。この辺り、もう少し深く研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 今お話のありましたシブヤフォントの取組につきましては、昨年度、青鹿議員のほうからご質問いただきまして、様々ちょっと検討というか、させていただいたところではございますけれども、福祉作業所の利用者の方々にうまく工賃につなげていけるかどうかというところがなかなか難しいところと、そのシブヤフォントの仕組みを使うところで様々費用がかかるというようなところもございまして、なかなかちょっとすぐに取り組むというのが難しいかなというところで判断したところではございますけれども、いろいろなところで障害者の方のそういった創作活動に対してのデザイン化だとか、そういったところの取組というのは広がっているというところは認識しておりますので、こういった形で区として支援できるかというのは検討していきたいと考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 個々の工賃にフィードバックしようと思うとなかなか難しいですけども、やはり一つの財源とか収益って考えると、非常に広がりが出てくると思います。今までの枠組みにとらわれないようなチャレンジをどんどん進めていただきたいなということをお願いしておきます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今、青柳委員がお話しされたように、障害者の方たちとのコラボレーションでやるというのは大事だと思いますし、個別の支援というのはさらに強めていただきたいなと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それでお伺いをするんですけれども、この工賃向上支援という視点でいったらば、事業所全体の収入が増えることも大切なんですけれども、障害者一人一人の賃金がアップしていくことが重要だろうなというふうに私思っているんですけれども、その点、個人の収入というのは何か把握されたり、個人の賃金もアップしているよみたいなことは区としてつかんでいるんですか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 福祉作業所の工賃向上という中でございますけれども、区として、お一人お一人がどういった形で工賃を受け取られているのか、また、一人一人の工賃がどういう形で上昇しているか、変動しているかというのは把握しておりません。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ把握に努めていただきたいなと思っています。もちろん台東区が関連しているような事業所が上前ピンはねなんていうのはあり得ないと思っていますけれども、やはりこれを支援をしたことで、クッキーとかも少し、買う人の、購買する人の裾野が増えて、そういう活動の場所が増えていくということで、賃金アップというのだから大切なところだと思いますので、様々な視点で見ていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしますにしておきます。以上です。

委員長 青柳委員、いいですか、もう。

青柳雅之 委員 はい。

委員長 ほかに。

(発言する者あり)

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 じゃあ、2点確認します。

まず、207ページ、18番、高齢者総合相談。この予算は、これは恐らく人件費だと思うんですけれど、高齢者がこれだけ増えているので、相談件数も相当増えているというふうに認識しております。その中で、様々多岐にわたる相談があると思うんですね。その中で、まず、主な相談内容はどんな内容があるのか、そして、例えば様々受ける相談の中には、すぐ解決できないような、時間を有する困難な事例があると思うんです。そうした困難な事例を受けた際の対応、どこまで対応していただけるのか、その辺について、初め、確認をさせてください。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

初めに、令和7年12月までの窓口での相談件数についてです。相談件数は1万2,101件ございました。主な相談内容は、給付事業や認知症などの在宅介護に関する相談が1万767件と最も多い状況です。次が特養などの施設に関する相談、また、介護予防や介護保険に関すること、そのほか、相談内容によっては、保健所や地域包括支援センター、社会福祉協議会など、関係機関に紹介するご相談などがございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その後の対応といえますか、困難事例なども中にはございまして、相談内容に応じまして、個々に必要な支援やご案内は行っているところでございますが、本人がお困りの状況などありましたら、可能な限り情報を収集して、緊急性や対応方針など、担当内でまず検討いたします。また、必要に応じて、地域包括支援センターなどの関係機関と協力いたしまして、自宅に訪問するなどの状況確認いたします。その後、適切な制度、サービスにつながるような支援を行っているところでございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 今1万2,101件ということで、認知症関係、在宅の何だったっけな。その辺のところは1万767件、ここが主に占めているんだなということを知って、やはり認知症すごいなというふうに実感をした次第でございますが、当然高齢者相談の本拠点である地域包括支援センターとそのような形で連携し、困難な事例に当たっているということについては納得をいたしました。いろいろな意味で、そうはいつでも、すぐ解決する課題ももしかしたらなかなか難しいかもしれませんが、その辺のところは粘り強く家庭訪問とか、いろいろな情報分析していただいて、ちょっとやはり長い目で見ていただいて、対応をしっかりとお願いしたいことを要望させていただきます。

また、そのほかに、相談内容によって、例えば警察とか他機関との連携とか、また、ほかの所管との連携とか、スムーズな連携体制、取り組まれていると思うんですが、それについての現状。また、個人情報の守秘義務の担保についてどう図っているのか、ちょっとその辺……。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 様々な相談にスムーズに行うためには、スムーズな連携可能とするために、高齢福祉課と他機関、それぞれの役割、できることとできないこと、そういったものを相互理解を深めていくというのが大変重要だと考えております。

個人情報の取扱いにつきましては、地域包括支援センターに対しては、業務委託契約における個人情報の取扱いに基づいて、適切に対応しているところでございます。また、他機関につながる際においても、ご本人や相談者に対してお聞きした情報を共有することも丁寧にご説明させていただき、了承をいただいた上でつないでいるところでございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 納得いたしました。

では、次に行きます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 215ページの7番、若者育成支援推進でございます。

そもそもこの若者世代とは、行政上のくくりにおいて、何歳から何歳までをいうんでしょうか。また、次世代育成支援とか、青少年育成と同意語という形で捉えていいのか、それとも全く違うのか、まずそこを教えてください。

委員長 子育て・若者支援課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

河野友和 子育て・若者支援課長 若者世代の法令上の定義はありませんが、こども大綱では、おおむね思春期、中学生からおおむね18歳までと、青年期、それがおおむね18歳からおおむね30歳未満までを指していて、中学生から30歳未満までと、あと、施策によっては39歳までというふうにされています。

次世代育成支援計画では、乳幼児を含めた39歳以下の子供・若者を対象としておりまして、基本的には、施策の目的や状況に応じてその都度対象範囲が定義されるために、同意語とは認識してございません。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 結構幅広いですよね。その施策によって、それぞれいわゆる年代感が違うというのは、そこで分かりました。

同意語ではないという、よく次世代育成、また、青少年育成というんですけど、その辺のところってどう分けているのかなというか、年代もそうなんですけど、青少年育成のほうが幅広いかと思うんですけど、ちょっとその辺のところも教えてもらえますか、何か変な質問でめんなさい。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 青少年というのはやはり法令によってすごい定義が異なりまして、例えば東京都の健全な育成に関する条例だと、18歳未満の者全部含んでしまったりですとか、あとは青少年の雇用の促進に関する法律ですと、法律上は規定はないんですけど、その基本方針の中で35歳未満と言ったりとか、物によってやはり広さが違って、何か難しいなというふうに考えているところです。

委員長 一緒じゃない。

小坂委員。

小坂義久 委員 いやあ、難しいよね。だから、そもそもいろいろな事業であるじゃないですか、例えば青少年育成、これも目でいうと青少年育成費ってなっているね。例えば去年の3月でしたか、次世代育成支援計画をつくったとか、だから、次世代育成があって、青少年育成があって、ちょっとその辺のところをごちゃごちゃしてっから、どうかなということで確認しただけでございます。

次に、じゃあ、この事業自体、聞きたいと思います。

相談件数、年々増加しているとお聞きしておりますが、以前この事業について質問した際に、新規相談については、初回申込みを電子申請で受け入れていることや、また、相談者の状況に応じた支援を適切に届けられるよう努めているというふうに伺いました。

今回、常設相談や居場所事業、また、講演会の開催、そして、個別相談や情報交換の機会を行っている委託事業者を通じた、千代田区、文京区、いわゆる3区連携ですね、この3区連携について伺いたいと思います。

委員長 子育て・若者支援課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

河野友和 子育て・若者支援課長 千代田区と文京区が同じ事業者に業務委託をしていることから、各区が行うの、講演会や個別相談会、茶話会を3区連携事業として、それぞれの区民が相互に優先的に参加できるようにしています。開催日程や講演のテーマは3区で事前に調整することで、分野ですとか、内容の異なる講演会の参加機会の拡充を図っています。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 そういう意味でいうと、台東区内、人目を気にせず参加できるということもあって、ちょっとその辺のところもある意味対象者からすると、非常にそういうほかでできる事業というの、確かに重要であるというふうに私も思います。

それで、このひきこもり支援体制検討会において、福祉や保健所等の関連部署、また、外部機関とひきこもりに関する現状と課題の共有を行っているということなんですが、この辺について、ちょっと詳しい内容について、言える範囲でお願いしたいと思います。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 ひきこもりの当事者及びその家族等の状況に応じた支援の在り方及び方針を民間支援団体と連携して検討することを目的に、令和4年度から、年1回から3回程度開催しています。各課の窓口におけるひきこもり支援に関する相談状況ですとか、課題の共有、それから、必要な支援体制について意見交換を行っています。また、令和6年度からは、社会福祉協議会及び青少年健康センター茗荷谷クラブ、それ、委託事業者なんですけれども、こちらが検討会の構成員となったことから、取組内容の紹介を行うなど、関係機関との連携体制の構築に努めているところです。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。しっかりと今後もそういった事業を通じて、本当に適切なひきこもり支援の体制をしっかりと強化していただきたいと思います。

最後に、ちょっと意見なんです、この青少年育成費という、この4目という形であるんですけど、子育て世代でもある、先ほどの年齢の枠がその施策によってかなり違うので、そうはいっても子育て世代でもある年代だと思います。今後、北上野のまた事業等が増えてくると思うんですが、そもそもこの予算がやはり3,300万円程度というのはどうなのかなという、そのこのところはちょっと寂しいなということで、確かに若い世代なので、いろいろな意味でどういった事業が当てはまるかということを考えると、なかなか難しいとは思いますが、次代の台東区を担うべき、やはりそういう青少年育成ってうたっているわけだから、ちょっと寂しいなと言わせていただいて、終わります。

委員長 ほかに。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 215ページの二十歳の集いですね。今、小坂委員からもありましたけれども、やはり青少年がこれから羽ばたいて行って、未来をつくっていくという部分でお伺いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

二十歳の集い、昨年329万円の予算から421万5,000円に予算アップしていただいて、当然記念品の物価高騰とか、出演者の料金とかどんどん上がっていると思うんです。これ、1人当たりになると、ざっと今、今年二十歳を迎える子というのが1,455人、昨年二十歳迎えた子が1,502人で、昨年でいうと、1人当たりにかかっているお金って2,200円、今年でいうと2,900円、約30%ぐらいアップしてくださっているということは評価はしております。

そこで、ちょっと視点を変えて、23区、うち以外の22区は、予算的に1人当たりどれぐらい使っているんですかね。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 よその区の1人当たり幾らというのちょっと今把握していない状況ですので、後ほど答弁させていただきます。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。23区全部一律にしるって言っているわけじゃなくて、やはり区によっていろいろと施策が違いますし、でも、ほかの区で二十歳を迎えた子たちがこんなあったよ、こんなあったよというのを多分、高校、大学一緒の子たちから聞くと思うんです。あまりにも差があるとすれば、やはりその辺の、せっかく上げていただいているんであれですけども、予算の見直しというのはもっと抜本的に図っていくべきなんじゃないかなと。二十歳って一つのいい門出の場所だと思いますし、区がどれぐらい支援してくれているかというのを目の当たりにするいい時間だと思っていますので、その辺も含めてちょっと考えていただけたらなというふうに意見を申し上げて、以上にさせていただきます。

委員長 ほかに。

伊藤委員。

伊藤延子 委員 3の1ですね。206ページです。206ページの老人福祉施設管理運営というところでご質問します。

今、台東区としては、特養老人ホームなど、ここに書かれている状況で、あと老人のケアハウスなど準備されているかと思うんですけども、資料の6、7、8、をご覧ください。こういう中で、老人ホームの入所、数なども出していただいておりますけれども、ここの中での質問は、資格の喪失とかですね、ここに書かれている中で、資格の喪失者というところが数字出ておりますけれども、ここの主な理由をちょっと教えてください。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

事前資料のほうにも記載させていただきましたが、資格喪失者、辞退者も含む主な理由でございます。一番多いのが本人がお亡くなりになられたことによる資格喪失、また、療養型施設などのほかの施設に入所を希望する、現在入院中で、まだ施設に入れませんという方、またあとは、在宅介護の継続を希望するなどがございます。

委員長 伊藤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

伊藤延子 委員 やはり台東区で住み続けるというところでの、この老人ホームなどが設置され、設置というかな、されているという中で、これがこの計算っていいですかね、しますと、辞退者とか除いても、待機者という者が二百何人から300人を超えた待機者がいるのかなというふうに思うんですけども、これらについてのこれからの、要するに台東区としての計画ですね、老人ホームの設置の状況など、ちょっと教えてください。待機者をどのように、何ですか、支援していくかというんですかね、その辺。待機者が……

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 すみません、今のご質問なんですけれども、入所申請をされて、資格喪失者と入所者数があり、引き続き名簿に登載されている方がまだ200人以上いる中で、特別養護老人ホームの状況についてということによろしいでしょうか。

伊藤延子 委員 はい。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 例年、入所申請をされてから名簿搭載者数というのが一定数あることは認識しております。今後さらに高齢者人口というのが増加が見込まれる中で、これに対応するためには、今の第9期高齢者保健福祉計画においては、特別養護老人ホームが920床、目標として整備を進めることとしております。昨年3月には、区内最大の定員となる特別養護老人ホーム竜泉を開設いたしまして、全体の定員数の増加も図ったところでございます。引き続き特養以外の介護老人福祉施設の開設も見据えながら、民間特養の誘致も含め取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長 伊藤委員、質問ははっきりと何を聞きたいのかおっしゃってください。

伊藤延子 委員 はい。じゃあ、そういうことで、入所を希望する方たちがしっかり入所できる、要するに台東区に住み続けられる台東区をとということでの設置大事だというふうに思うんです。

こういう中で、在宅も非常に大事というんですか、在宅でも台東区に住み続けられるということと考えますと、いわゆるショートステイの活用というものが非常に重要になるのかと思うんですけども、こういう中で、今ショートステイに入るときは、医療系の、何ですか、バルーンが入っているとか、胃瘻とかインスリンとかって、そういうものが入っていると、なかなかショートステイに制限が、あっ、老人ホームだな。失礼しました。ショートステイのほうじゃなく、その前の特養のほうですね、ごめんなさい。

その辺で、こういう医療系の行為ある場合の利用状況はいかがでしょうか。

委員長 医療にかかっている方が……

伊藤延子 委員 が特養に入る。

委員長 老人ホームに入れるかという質問ですか。

伊藤延子 委員 そうです。制限がどうしてもあるという。

委員長 高齢福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大塚美奈子 高齢福祉課長 ショートステイでございますが、医療行為が必要となる方については、医療行為というのは基本的に医師と看護師が行います。ショートステイにおきましても、可能な限り受け入れているというふうに伺っておりますが、初めて利用される方が、申請の相談を受けた際の聞き取りで、例えば重度な医療行為が必要となる場合は、医療スタッフが対応できず受け入れできないケースもあるというふうに聞いております。そのため、受け入れる施設のそのときの状況によって異なると考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 昨年の実績を見せていただきますと、1件ということで……

(「これは障害だよ」と呼ぶ者あり)

委員長 伊藤さん、ちゃんとまとめて、中身を。自分が分からないこと聞いても、聞かれたほうはもっと分からないんで。

伊藤延子 委員 今、医療系のことがあると、ショートステイもですけども、特養のほうもやはり制限があるかと思うんですけど、その辺について教えてください。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 まず、先ほど伊藤委員のご質問が、ショートステイというふうに答弁させていただいたんですけども、今のご質問が特養というところでしたので、そちらのほうで答弁をさせていただきます。

同じように医療行為のある入所につきましては、特養によっても様々でございます。できるもの、できないものというのがございますが、できる限り、医師・看護師というのが配置をされておりますので、その人の状況、条件に合った入所が可能かどうかというのが面談等でお話をさせていただいて、入所に至るという形になります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 そこについてぜひとも拡大を、きちんと本人が入所を希望するという場合には入所できるような状況を拡大していただきたいというふうに思います。

委員長 要望でよろしいですね。

(「今の関連、入所関連」と呼ぶ者あり)

委員長 入所関連。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 今の、伊藤委員は要望で終わらせちゃいましたけれども、課題は何だと思っておりますか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 まず、日中は医師、看護師というのが常駐しているということになっておりますが、夜間の対応というのが、やはり常駐していない施設もございます。そういったところも課題になっているかと考えております。

委員長 鈴木委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

鈴木昇 委員 その課題が見えているのであれば、課題解決へというのが道筋ができるのかなと思いますので、頑張ってください。それだけにします。

委員長 伊藤委員、次行ってください。

伊藤延子 委員 そうしましたら、民生費の209ページですね。209ページの(1)各種手当についてご質問いたします。

身障者の方など、本当いろいろな手当を受けるためには、何ですか、手当申請時に経済的な、物理的な負担など非常に多いかと思うんですけど、これらを受けるためには、診断書、また、などですかね、そういうものも必要になってくるといふふうに思うわけです。こういう中で、知的障害、そして精神障害など、いろいろな形で、この、あって、それらが医師の診断書が必要になるといふふうに思うわけですが、これらが具体的にはどれぐらいの費用がかかっていくかということ、そして、この本人、または家族というか、にどれぐらいの負担がかかるかというところの認識があるかということをお願いしたいと思います。

以上ですね。そこをちょっとまずはお願いいたします。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 手当の申請に係る診断書の費用がどれぐらいかかるかというところですが、ちょっと医療機関によっていろいろ異なるのかなというところありますけれども、おおむね1万円前後はかかるのかなというふうに考えて、認識しております。

また、家族のご負担というのはどういった意味でしょうか。

委員長 伊藤委員、何が聞きたいんですか。

伊藤延子 委員 この診断書を受けるに当たっては、発達障害の場合などですと、事前検査が必要になるということですね。その結果で等級というんですかね、それで障害の等級が決まる。そういうことだと、先ほど診断書は1万円ということ、おおよそということ出されましたけれども、予約を取ったりとか、そこにお連れしたりとか、そういうところでの保護者の負担が非常に大きいというふうに伺っているところです。この辺での状況把握とか認識はいかがでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 手当を受けるに当たっての診断書の取得に係る負担というところがございますけれども、まず、各種手当につきましては、国と東京都、また、台東区で実施主体が異なっております。それぞれの手続が必要となってくるところなんですけれども、区の制度の心身障害者福祉手当や東京都の制度の東京都重度心身障害者手当につきましては、診断書を求めずに申請受け付けることができます。ただ、国のほうの特別障害者手当等につきましては、診断書を求めているところがございます。ですので、そういったところで医療機関に、国の制度を利用されるに当たって、診断書を取得されるに当たって予約だったり、そういったところというのが発生するところはお負担になるところはあるのかもしれないんですけれども、国のほうで定めた手続に必要なところなので、そういう必要な手続なのかなというふうに考えてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 そうですね、そういうことでの、やはり家族負担が非常に大きいということなどがこちらに寄せられているという状況です。

こういう中で、これらの手続などをもっと簡便にすることができないかという、そういうことでの支援などは何かできるところはないでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 先ほどもご答弁いたしましたけれども、それぞれ実施主体が異なりまして、それぞれの制度で決められている手続というところがございます。区のほうで実施している制度につきましては、一部申請に当たって、手書きのものをデータで提出できるようにだとか、L o G o フォームを使っての簡素な手続だとか、そういったところはいろいろ進めているところではございますけれども、ちょっと国の手続だとか、そういったところにつきましては、簡素化については、機会捉えて要望できるところは要望していきたいと考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 それ、都、そして区……

委員長 制度によって、ちゃんと決まった手続をしていただいているわけですから、それについて何かあるんですか。

伊藤延子 委員 国が決めた、都が決めたことに対しての手続をきちんと行うまでの家族負担というんですかね、保護者負担が非常に大きいというようなことが情報というか、上げられているということです。

委員長 それはもう聞きましたので、次に進んでください。

伊藤延子 委員 いや、もう一つは、これからの手当ですね、手当についてはまだ、まだっていいですか、所得制限といいですか、これがいろいろなところが今所得撤廃されていることが多い中で、こういう発達障害の方たちの支援云々のときにはまだ所得制限があるということありますけれど、あるんですね。その辺についての考え方っていいですか、国が決めているから区で言えないということあるかもしれませんけれど、その辺ではどのように考えていますか、受け止めていますかですね。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 手当において所得制限等の、受け取るための一定の制限だとかいうところにつきまして、各種実施主体のほうで決めているものだと認識しております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 それらが結構2年ごととか、非常に期間も短かったり、先ほどの診断書についても非常に短かったりということがありますので、もっと障害者に寄り添った形での制度設計という形で、都や国に申入れをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「関連で」と呼ぶ者あり)

委員長 関連。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 今の障害認定のための診断書とか、手続に関してなんですけれども、確かに2年ごとに更新が必要だったりとかで、何ていうかな、また新たに、ふだんかかっている先生は書けなくて、別のところに行ったりとかいう負担があったりとか、医療機関によって診断書の値段も違うので、障害用の診断書だと多分1万超しちゃったりとかってすることで、家計的にも負担があるというのは事実であります。

例えばなんですけれども、そういったところを助成している自治体もありまして、世田谷区などは、そういった診断書の無料発行と、あとは、一括で保健センターで、障害の認定が可能な医師がいるときに予約を取って、保健センターで一括して診断を受けることができるというシステムなども制度を整えています。ほかの自治体もちょっと検索してみたところ、一部の、何ていうかな、低所得者世帯には診断書を助成していたりという自治体もありますので、区もできることがあるのではないかというふうに考えています。

世田谷区などは、障害の種別を限定はしていますけれども、視覚とか聴覚とか肢体不自由などの障害に関して、診断書の助成なども行っています。そういったことができるのではないかというような、区でもできるのではないかといったような伊藤委員からの質問だったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

手帳の申請だったり、今のC型の手当の申請につきましては、利用者ご自身が障害福祉サービス等を受けるために必要な手続として、それぞれの実施機関が定めているものと認識しておりますので、現時点で区のほうで何か助成するということは考えておりません。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 ぜひとも、何かほかの自治体のことも研究していただきたいと思います。

そして、例えば障害児のほうなんですけれども、心身障害者の手当とともに児童扶養手当も受け取れる方がいらっしゃるんですが、そうすると、同じ診断書なのにそれぞれの課に出している、それぞれにコストがかかってしまうとかいうのあるんですけれども、やはりそれというのはそれぞれに提出しなければいけないものなんではないでしょうか。同じもので使えないものなんではないでしょうか。

(「コピーじゃ駄目なんだろう」と呼ぶ者あり)

風澤純子 委員 そういうことです。

委員長 ちょっと何と何が一緒だって言っているの。

風澤純子 委員 その障害の認定を受けるための書類と、あと児童扶養手当を受けるための

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

書類が同じものを求められるのに、それぞれにコストがかかって、それぞれに出さなくてはいけないというのを……

委員長 1回でできないかということ。

風澤純子 委員 はい、同じものを使えないかという。

(「診断書2枚書かなければいけないということだね、2枚分のお金払わなければいけない」と呼ぶ者あり)

風澤純子 委員 そうです、2枚分のお金がかかって、2か所に出さないと。

委員長 所管が違うからね。

障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 それぞれの診断書自体のちょっと種類が違うというところで、求めている診断書が違うというところがございます、それぞれ必要な手続としてご提出いただいているというふうに考えております。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 了承いたしました。ちょっと同じものを求められたという事実、事実というか、そういう訴えもありましたので、もう少し詳しく聞いて、また……

委員長 よろしいですか。

風澤純子 委員 はい。

委員長 じゃあ、続いて、風澤委員、次行ってください。

(「まだ」と呼ぶ者あり)

委員長 まだあんの。

じゃあ、伊藤委員。

伊藤延子 委員 障害福祉サービスの件ですけれど、ここでということでしたので、放課後デイなどを行う場合、非常に人件費、固定経費、いわゆる放課後デイは区の事業というより、民間的な事業が非常に多いと思うんです、区内では全部民間ですね。そういう中で、質の向上の問題も大事ですけれども、区内で開業して継続をしていくということが非常に困難というか、経営上大変だということ、私も聞きましたら、もうとにかく家賃が大変だと、固定資産税が大変だということ、そこに人件費などもあるわけですから、これらについての必要性というかは区としてはどのようにお考えでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 何の必要性ということでしょうか。

伊藤延子 委員 じゃあ、今言ったように、台東区にも、区内、放課後デイは必要かと思うんです。そういう中で、民間に委ねているということが非常に多いのではないかというふうに思うんです。こういう中で、それらの事業所を立ち上げるのについては、固定資産税や事業所家賃、そして人件補助など必要性というのがあるかと思うんですけれど、その必要性はいかがでしょうかというのが1つです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあ、次に、ここ数年で区内の放課後デイサービス事業所というのが、開業件数など、具体的には幾つぐらいあるでしょうか。

委員長 民間の数ですか、数を聞きたいんですか。

伊藤延子 委員 そうです。あと、開設。

委員長 何を聞きたいのかははっきりしてください。

伊藤延子 委員 開設の開業件数、あと、ここ新たにつくろうとしているところがあるか。

委員長 新設の開業件数か。

伊藤延子 委員 はい。

委員長 そうだそうです。

障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 放課後等デイサービスの事業所の数ということでよろしいでしょうか。

伊藤延子 委員 はい。

井上健 障害福祉課長 放課後等デイサービスにつきましては、少々お待ちください。令和7年度の現在でして、今現在、放課後等デイサービスは19事業所ございます。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 新たにつくろうとか、やろうと思って、相談とかいうことは、おいでになっているところとかありますか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 開設相談につきましては随時受け付けておりまして、いろいろ複数件数いただいているところでございます。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 これをやるに当たって、やはり安定的な経営というか、実際つくったのにすぐ閉じたりとか、そういうことにならないためには、台東区での事業所家賃の高さというのが認識しているところかと思うんですけど、そういうことや、そういう指導員、職員ですね、の確保など、この辺についての課題などはどのように考えているでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 家賃が高いとか、区内の家賃が高くて、事業所の開設数についてどういった課題があるかというようなご質問かなと思いますけれども、毎年、区のほうで実施しています事業者連絡会であったり、意見交換会において、事業者のほうから開設相談において、直接そういった声というのは区としては聞いていないところでございます。

先ほどご答弁いたしましたけれども、放課後等デイサービス、今19事業所ございますが、令和5年と比べましても事業所数が6事業所増えていて、定員も大幅に増えているということもございまして、開設相談においても、来年度の開設についてのご相談も今いただいているというところでございますので、現状そういったところで開設が進んでいるものと認識してお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今回の事業所も増えているという状況ですけど、実は、非常にこどもクラブなどというんですか、中で待機児童ですかね、というのは増加しているかと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

委員長 違う、話が違うでしょう、こどもクラブは。

伊藤延子 委員 失礼、失礼、はい。そうかそうか、子供か。

委員長 伊藤委員、項が違いますので、それはここで聞かないでください。

伊藤延子 委員 すみません、こどもクラブのほうで。そうですね。

委員長 項が違いますよ。今、聞いているのは、各種手当の話を知っているんじゃないんですか、そこで質問しているんですよ。

伊藤延子 委員 そうですね、ですけど一応、これもここで聞いて……

(「まるっきり児童の話じゃないですか」と呼ぶ者あり)

委員長 こどもクラブは別の話なので、ここではやらないでください。

伊藤延子 委員 はい、分かりました。

じゃあ、最後に一つだけ、一つだけと伺いますか……

委員長 もう少しちゃんとさ、質問項目を整理して聞かないと。

伊藤延子 委員 整理したつもりだったんですけど。

委員長 あなたが言っていることの意味が理事者に伝わらないんです。

伊藤延子 委員 いいでしょうか。そうしたら、じゃあ、これはまた後の家賃の、非常に今、必要だと、大変だと、そういうところで家賃の補助を放課後デイにもきちんと補強してほしいというところです。それについてのご意見とかだけ聞かせていただいて、終わります。

委員長 家賃補助って、何の家賃補助を言っているんですか。

伊藤延子 委員 だから、事業所です。事業所、各事業所。

委員長 だって、家賃補助の話じゃないじゃない、今、聞かなければいけないのは。

障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 放課後等デイサービス開設に当たってのかかる家賃について、区が補助するべきじゃないかといったようなご質問なのかなというふうに……しました。

それにつきましては、先ほどご答弁したとおりなんですけれど、今現在、放課後等デイサービス、年々、事業所増加しているところでございます。ですので、現時点で、区のほうで何か補助するということは考えておりません。

委員長 よろしいですね。

伊藤延子 委員 分かりました。

引き続き要求していきます。

委員長 それでは……

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「委員長、関連が」「関連あります」と呼ぶ者あり)

委員長 関連か。

風澤委員。

何、手当の関連か。

風澤純子 委員 違います。今、多分伊藤委員はページ数が替わっていて、211ページだと思うんです、多分施設運営補助についてのお話をされているのかなと思っていて、それについての関連なんですけれど。

委員長 それには関連しないでください。いや、項目が違うので。

風澤純子 委員 施設、施設というか、放デイとかですかね。どう、大丈夫ですか。

じゃあ、後で。

委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。

午後は1時5分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時04分再開

委員長 ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

委員長 初めに、子育て・若者支援課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。

子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 午前中、215ページの4番、二十歳の集いのところで、岡田委員から、他区の1人当たりの予算額のご質問に対して答弁保留してしまったので、お答えさせていただきます。

近隣の区の状況が調べられました。算出方法は、単純に予算額を対象者数で割っただけになります。また、やり方が、運営を全て委託してしまったりですとか、記念品を配っていたり、配っていなかったり、それからアトラクションをしたり、していなかったりといって、なかなかまちまちなので、単純に比較するのは難しいんですけども、例えば文京区ですと3,801円、荒川区ですと2,043円と、そういった金額の状況でございました。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 ほかの状況を確認していただいて、ありがたいと思います。台東区もほかの二十歳の子たちとあまり差のないようにしていただきたいなというふうに、同じような二十歳を迎えてほしいということと、あと、以前に田中委員も発言していましたが、やはり台東区らしいということで、公会堂終わったら、みんなで花やしきを貸切りにするとか、そういったアトラクションがあったりするといいんじゃないかなと意見して、終わらせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

それでは、午前中に引き続いて、審議をお願いいたします。

風澤委員。

風澤純子 委員 ここの関連です。

午前中、伊藤委員のほうから放デイについての質問があったので、関連でなんですけれども、放デイのほう、新規事業者の報酬が引下げになるので、なかなか増えていくというのは難しいのかなと思っているんですが、ぜひとも重度の子を見れる放デイが不足していると認識しておりますので、そちらについてはぜひとも、区としても何か支援を、支援というか、検討していただけたらなと思います。

放デイに関連して、ショートステイについてなんですけれども、ちょっと該当ページが、一応211ページの身障者の施設運営になるのかと思って、その辺でお聞きいたします。

去年の委員会で障害児のショートステイをつくってほしいという陳情、五、六百名署名が集まって、課としても必要と認めているという答弁いただいたんですけれども、今でも、やはり本区として必要な施策であるという認識に変わりはないか。そして、具体的な整備に向けて、何か検討が進んでいるのではないかと思うんですが、そちらいかがでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 重度の方のショートステイの受入れの必要性につきましてですけれども、こちらにつきましては、区としても、やはり重度の障害のある方、支援のニーズの高い方がなかなか支援を受けられないというような現状があるということを把握しておりますので、そういったところにつきましては、区として課題として取り組んでいく必要があるかと、そのように考えております。

また、整備の計画につきましてですけれども、所管の委員会でご報告しておりますけれども、現状、フロム千束の整備、また、たいとう、グループホームこじまのほうでそれぞれショートステイを整備するという予定となっております。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 そうですね、整備が進んではいるんですけれども、なかなか時間がかかるものと承知はしているんですけれども、でも、今困っている方がやはりいっぱいいらっしゃるもので、いつかとか、何年先とかではなく、やはり早めに事業者さんとも調整などしていただいて、早めに開設ができるようにしっかり要望していきたいと思います。

ここについてはこれで……

委員長 続けて。

風澤純子 委員 いいですか。じゃあ、続けて、社会福祉のところ、あと2点ほどお聞きいたします。

205ページの6番の高齢者住宅対策です。こちらは、介護認定をされていない人も使えるということで、大変いい事業だと思っています。ただ、申請までに結構ちょっとというか、時間

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

がかかったりとかいう手続上の問題もあるのかなというふうに思っているんですけども、いま一度、介護保険利用していない方の手続の流れについて教えていただけますか。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 住宅改修給付の手続の流れでございます。

まず、電話や窓口で相談を受けまして、その際に、聞き取りにより対象になるかどうかを確認いたします。介護認定を受けていない場合、介護認定申請を行い、認定結果を確認させていただきます。その後、訪問調査、申請書類を受け付けし、給付決定となります。その後、工事、工事完了の確認をいたしまして、給付という流れになります。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 介護保険の申請から結果出るまでに結構1か月かかったりで、そこからまた申請となると、実際に給付が受けられるまでに2か月ぐらいかかってしまうのかなとは思っているんですけども、そこって、何だろう、介護認定がどうしても先になってしまうものなんでしょうか。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 住宅改修給付のうち、予防給付に関しましては、要介護認定が非該当の方が対象となっております。そのため、介護認定をしていただいて、該当か非該当かというところを確認をさせていただきます。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 承知しました。

ただ、介護保険はどんどん利用すべきだと思うし、介護保険優先の原則というのがあるとは承知しているんですけども、でも、手すりとか、そういった段差の解消とか、結構お年寄りの方、それによって転倒してしまったりとかいうことがやはり非常に多くて、言ってきたときには、やはりもう早急につけてあげたほうがいいという感じのときもありますので、できれば、何ていうんだろう、臨機応変にといいですか、そういったのはちょっと難しいんですかね、何ていうかな、やはり難しいということでしょうかね。

委員長 制度だからね。

高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 本事業は、都の補助金を活用しておりまして、補助事業実施要綱に基づく対象者の要件上、要介護認定の方が非該当の方となっているため、認定の結果が出ない場合は対象とすることができないものとなっております。

また……

委員長 風澤委員。

大塚美奈子 高齡福祉課長 すみません。

委員長 はい。

大塚美奈子 高齡福祉課長 身体機能の低下等により日常生活に困難がある方を対象として

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おりまして、その程度が介護保険の対象となる方については、介護保険の住宅改修をはじめ、適切なサービスにつながるよう認定を受けていただくということが望ましいと考えております。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 承知しました。

高齢者が救急搬送される理由の8割が転倒なんですよ。骨折をして、回復するまで何か月もリハビリを要したりとか、あるいは寝たきりになってしまうという方もかなりの数いらっしゃいますので、本当になるべく早めに家の中の環境を整えてあげられるようお願いしたいと思います。以上です。

(「関連、自立、介護保険に関連」と呼ぶ者あり)

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今、風澤委員がおっしゃるとおり、要支援にならないとか、要介護にならない前の自立の段階をどれだけ延ばせるかというのは大事なことで、シルバーカーとか靴とか、今、区も、つえとか、若干の支援をしていますけれども、本当に転倒して寝たきりになってという方は結構、相当数いらっしゃるんだと思います、統計がどうこう聞きませんが、やはりそういう在宅での支援というのでは、今、私も福祉機器店に行くと、おうちの中の部屋に敷くじゅうたんで、少しクッション性の高いもので、1メートル、2メートルのところから生卵を落としても割れないとか、そのぐらいクッション性のいいものが介護用品的な位置づけで出ていたんですね。例えばそういうものを導入して、要介護とかになるというの、結構お金がかかるので、そういうところにも補助とかって必要だというふうに思うんですけど、そういう新たなメニューというのを広げようとかいうのを考えたことはあるんですか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 高齢者の、そうですね、転倒防止だったりとか、介護にならないための予防的な給付というのは様々なメニューがございます。新たなものも出てきているとは思いますが、今のところ、こちらのメニュー、様々な、多様なメニューをそろえておりますので、そちらのほうで現在は進めていきたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ所管課と、もちろん障害福祉の面でもそうですけれども、所管をまたいで、そういうのをアンテナ張っていただいて、元気高齢者が増えるような支援、本当に支援の幅を広げる、もちろん金額ももちろんですけれども、そういうことを考えていただきたいと思います。お願いします。

委員長 続けて、風澤委員。

風澤純子 委員 210ページの障害者等に対する理解促進研修・啓発のところでお伺いいたします。

先日の委員会でも、障害者アンケートの結果報告がありましたけれども、そこでも障害に対する理解の促進を求める声というのが54.2%ありました。やはりそういったアンケート結果

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に基づくと、来年度のこの事業をもっと拡充してもいいのかなというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

委員長 障害福祉課長。

井上健 障害福祉課長 お答えいたします。

理解促進に関する区の実施でございますけれども、令和5年度から、12月3日から9日の障害者週間に合わせて、広報たいとうの1面を使いまして、理解促進の取組をご紹介します。また、例年、講演会等も実施いたしまして、関係所管とも連携しながら、事業所に対する理解促進、合理的配慮に関する理解促進等の周知も行っております。来年度につきましてですけれども、生涯学習センター1階に新しく販売所設置いたしまして、事業所の紹介であったり、そこでもイベントを開催いたしまして、障害者の方への理解促進、こういったことに取り組んでいくほか、精神疾患に対する正しい知識を学ぶ項目を含む心のサポーター養成研修を実施するなど、普及啓発、こういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

委員長 風澤委員。

風澤純子 委員 来年度のこと、分かりました。

ここでは、当事者以外の方にも向けて理解を促進しようという事業だなというふうには理解をするんですけれども、やはりほかのところの、全般的に見ますと、やはり当事者が努力するものだったりとか、支援者を増やすという視点での事業というのはだんだん広がってきているなというのは見受けられるんですけれども、やはり市民、区民の理解といったところでは、もう少し拡充してもいいかなと思っています。特に身障者と、あと258ページの、ちょっと飛ぶんですけれど、精神のところでも、今お答えいただいたんですけれども、精神障害に関してもここでお答えしてもらっても大丈夫でしょうか。258ページになってしまうんですが、ここでお答えしていただけるというふうにしていただけたらと思います。

委員長 二百何ページか。

風澤純子 委員 258に当たるんですけれども、障害の理解というところで。

委員長 そっちは衛生費でしょう。

風澤純子 はい、ただ、ここで一緒にということちょっと、先ほど、最初に事前にちょっと言われていたんで、もしあれだったら大丈夫です。

そういった障害に対する理解促進というところで、もう少し拡充というか、区民側が変わるというほうでの視点での事業を、というか取組を考えていただきたいと思いますので、また別のところで質問していきたいと思っております。以上です。

委員長 いいですか。

風澤純子 委員 はい、以上です。

委員長 ほかに。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 一つ、資料に基づいて、竜泉の特養で障害のショートステイが1という数字

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が幾つか並んでいるんですけれども、それ自身、その1という枠というのかな、ベッドというのは、今の竜泉の障害者ショートステイ受入れのルールとして、1日最大何ベッド受け入れられて、そのうちの1なのか、また、複数人の障害者の方がご利用になっているのか、単独の方がご利用になっているのか、ちょっと教えてください。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 お答えいたします。

特養竜泉における障害者ショートステイの利用実績でございますが、こちらの人数1につきましては、実人数お一人となっております。

鈴木昇 委員 あと枠、ベッド人数。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 竜泉のショートステイにつきましては、空床利用となっておりますけれども、障害者のショートステイにつきましては、1回1人ということに。

鈴木昇 委員 1日1人ですか。

大塚美奈子 高齡福祉課長 はい、ということとなります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。

需要と供給のバランスの部分と、あと竜泉は、空床利用のショートステイでちょっと特殊な使い方、今までとは違う使い方になっているので、幾つか現場からも課題はあるのかなというふうには伺ってはいます。もちろん利用したい障害者の方がもっと増えていけば、施設としても枠を増やしていくことも考えなければいけないのかなということもありますし、それをしていくには、やはりもうちょっと区の支援も必要だなというふうに私自身も思っています。

なので、そこについては、利用したい障害者や家族の現状、また、調査の中で調べていただきたいのと、あと、もっと枠を増やしていくのであれば、どういうふうにしたらいいのかというのは、これ、社会福祉事業団とぜひいろいろ議論していただきたい。そして、きちんとその裏づけをして、できるような体制にしていきたいと思います。

それで、午前中の審議の中で、伊藤委員が資料も使って、答弁も医療的ケアの必要な入居の方について質問させていただきました。やはり医療的ケアが在宅で行われていて、入所の順番になって入所の案内が来たときに、医療的ケアがどうしても必要で、ただ、本当に病院の入院レベルと施設のレベルって、かなり一線引きながらグレーゾーンなところもあるので、受け入れられる体制づくり本当に必要だなというふうに思っていますが、そういう意味で、ちょっとページが戻っちゃった、特養ホームの、ごめんなさい、ごめんなさい、老人福祉管理運営で、区立高齡者施設全体でお伺いをするんですけれども、今、物価高騰分とか、燃料費高騰分、その相当分とか、あと人件費も少し微増させているというふうに思っているんですけれど、傾向として、今回のこの次年度の予算の傾向としてどういう体制で予算づくりをしたのか、大きな枠で結構ですので、教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 今回の令和8年度の予算につきましては、特別養護老人ホームや在宅サービスセンター含めて、ほとんどが増というふうになっております。この内容につきましては、やはり食材費、光熱費などの物価の高騰、また、公契約条例による人件費の上昇というのがほとんどでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 その中でも、公契約条例にのっかって人件費の上昇分も上乘せしていますよって今答弁ありましたけれども、実は、人件費相当分というのは、これ受け取った側は使い方自由で、例えば比較的経験年数の浅い、若い人たちに手厚くする、手厚く給料表、基本給を上げると、どうしてももう原資は使い切ってしまうので、それ以上の人たちにはなかなかベースアップがいけないというので、今度はモチベーションの問題でいうと、経験年数のある方たちが後輩たち、後進を育てるためにモチベーションを持ち上げていくためには、やはり賃金って大きな部分ではありますので、そういうところも勘案して、賃金上昇分というふうに、特養ホーム含めた関連施設のほうには予算化しているのか、ちょっとそこだけ具体的に教えてください。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 人件費につきましても、そのほか、様々な指定管理の金額につきましては、各施設のほうとヒアリングをした上で決定をさせていただきました。

今回の公契約条例の部分も同様でございますが、それ以外の事業者全体の予算としてこれだけ必要だということを示していただいた上の算定となっております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。

以前、私、委員会でも大きな備品、例えば100万円を超えるような、工事が伴うような移動式のつり下げ型のリフトだとか、そういうのはもうきちんと整備すべきでしょうということでは、事業所の求めによってそういうのを整備していきますというのは、実際にはそういう答弁ありましたけれども、やはり現場の介護職が介護しやすい環境を整えていく、それはひいては区民の方が介護をされやすい環境になっていくということが重要だというふうに思っていますので、ぜひ、もちろん各法人、台東区にそこまで泣きついていいのかという理論もあり、もうちょっと、じゃあ、これは今年我慢して、来年にしておこうかという内部的なやり取りもありというのがありますので、まずは法人が出してくるものを一旦は受け止め、そこで予算的精査の部分も必要かと思うんですけれど、そういう形でやっていただきたいなと思うんですけれども、それはいかがですか。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 先ほどもご答弁させていただいたとおり、予算の組立てに当たっては、各事業者とヒアリングを行っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、先ほどＩＣＴ関係のものになると思いますけれども、介護者の方が負担にならないような、そういった備品の取り入れだったりとか、そういったのも含めてヒアリングをさせていただいているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ぜひ現場の声をよくしっかりと受け止めて、現場は、これは無理だろうって思うのも含めて出してもらえるような、そういう体制にないと、やはり言いづらいんですね、お金頂戴というのは。なので、そういうところはしっかりと取り組んでいただいて、区民の福祉の向上、全般的なところは、入所というところではしていただきたいなと思います。

併せて言えば、在宅介護というのもやはり重要だと思いますので、先ほど言ったようなことも含めて、介護保険外の部分をやはり充実させないと、介護保険ばかり膨らんで、1号、2号の被保険者の負担がどんどん増えてしまうというのは、それはそれで困るので、そういう対策をしていただきたいなというふうに思いました。

特養関連は以上で、これも資料に基づき入所、資料じゃねえか、入所措置、22、老人保護のところの。

委員長 何ページ。

鈴木昇 委員 老人保護、これ、ページが、ごめんなさい、208ページ、22番、老人保護、特養ホームの入居者数120、やむを得ない理由により措置入所、入所措置をしたということについてお伺いをします。

昨年、一昨年とかで、やむを得ない事情による入所措置というのはどのようなものがあったのか、具体的に少し教えてください。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 やむを得ない事由による措置を行った具体的な内容でよろしいですかね。

鈴木昇 委員 はい。

大塚美奈子 高齢福祉課長 お答えいたします。

今回、やむを得ない事由による措置で行った方は3人いらっしゃいますけれども、内容としては、認知症とかキーパーソンの方が不在のため、単身在宅生活をするのが困難となった措置入所のほかに、また、家族の介護力、認知症に対する理解不足から十分な量の介護サービスが利用できなくて、食事も最低限であり、状況の改善が見込まれず、この状態が続けば生命の危機が生じる可能性もあるための入所措置などがございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今、答弁あった中で、家族の介護力の低下によってという、生命維持さえもということ、これ本当によく気がついていただいて、そういう方を受け入れた施設があるというのは感謝しかないです。やはりやむを得ない事情って、DVとかもありますし、キーパーソンが、逆に、ご家族が先に亡くなってしまって、介護受けられなくなってしまうというの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

だって、これあると思いますので、入所するときには、どんな状況であれ、即日に対応をするという姿勢を持っていただきたいのと、持っていただいているので、それを引き続きやっていただきたいのと。そういう通報と言うと語弊ありますけれども、やはりそういう相談がケアマネジャーから、もしかするとこのうちはこのうちというも相談があると思うんですね。包括支援センターと共にその状況確認と、状況によっては、区の職員が現場確認を一緒にしながらやって、生命の安全、維持、また在宅含めた、生活の維持というのができるような体制づくりしていただきたいと思いますけれども、その辺を含めて、ご答弁お願いします。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 高齢福祉課のほうでは、日々、地域包括支援センターと連携をして取り組んでいるところがございますけれども、こういった何かちょっと危険があるかもしれないとか、異変を感じたときなどは、通報がありましたら、すぐにやはり地域の、地域包括支援センターと連携をいたしまして、実際に職員と一緒に確認をさせていただいております。その際に、もし必要であれば、必要な連携先とも相談をしながらつないでいたりとか、また、その方の一番の状況に応じた対応をさせていただいているところでございます。引き続きそういった高齢者の安全のためにはしっかりと対応をしていきたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 安全支援、よろしく願いいたします。

続いて、続いちゃっていいのか。

委員長 いや、続けてどうぞ。

鈴木昇 委員 じゃあ、213ページの松が谷福社会館絡みの発達障害児支援の推進でお伺いします。

来年度の予算の中では3回、発達障害児支援をやるということですがけれども、過去も含めて、この年度も含めて、この発達障害児支援の推進の講演会、どんな内容でどんな講師の方がお話しされてきたのか、これからもいくのか、ちょっと教えてください。

委員長 松が谷福社会館長。

江口尚宏 松が谷福社会館長 お答えいたします。

こちらの事業では、発達障害の普及啓発を目的として、令和7年度の講演会については、動画配信による講演会とVR体験型講演会をそれぞれ1回実施してございます。動画配信講演会につきましては、発達障害を学ぶをテーマに開催し、114件の申込みがありまして、505回の視聴があったところです。VR体験型講演会については、特性のある子の理解のためにをテーマに開催し、29名の方にご参加いただいたところでございます。いずれも講師は外部の方をお呼びしているところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 動画の配信ってこんなにやはり、来るよりも見やすいのかなと思って、なるほどと思いました。VRについても、発達障害の子供がどういう風景が見えるのか、もしくは

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どういう音が聞こえているのかというのが体験できるというので、これもまた貴重な、先ほどの高齢者の認知症体験のVRじゃないですけど、こういう視点で見えてんのかというのはすごく勉強になるものでありました、大人の発達障害もありますけれど。

それでお伺いをしたいのですが、例えば外部の講師の方をまちの例えば町会を単位とか、あとは、いろいろなクラブというのかな、子供を支援しているようなクラブの人とか、いわゆる民間のそういうコミュニティ関連でやっているような人たちが、そういう発達障害についての学習会をやりたいなという相談があったときに、こういう外部講師を呼ぶことができるのでしょうか。

委員長 松が谷福祉会館長。

江口尚宏 松が谷福祉会館長 お答えいたします。

現在、講演会に来ていただいている講師を派遣するということにつきましては、その方がほかの児童発達支援センターにお勤めであることなどの事情から、現実的にはなかなか難しいものと考えております。

区としては、現在行っている講演会等でまずは多くの方に参加、体験いただけるようにというふうに考えております。またあわせて、他自治体で委員ご提案のようなことを行っている自治体もあるようですので、その辺りは、実施方法や効果、また課題等について研究、情報収集させていただければというふうに思います。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 学校でもやはり発達障害について、これは全然項目も違うので、また後日やりますけれど、教員はそういう研修を受けています。でも、なかなか保護者の方がそういうのを聞くタイミングが少なかったり、ゼロじゃないんですよ、少なかったりするんで、もっともっと発達障害ってどういうものなんだろうかというのが理解が進むと、子供への支援、周りの人の目というところも温かいものになっていくのかなというふうに思っていますので、ぜひいろいろな研究、職員が勉強した中で発表、発表というかな、講師になることだって、それは大切でしょうし、保健所が管轄するところでそういう支援ができることもあるのかなという想像はしますので、ぜひ理解をね、理解促進という視点で進めていただきたいなとお伺いをしたいと思います。以上です。これについては以上です。

委員長 あとは。

鈴木昇 委員 民生費は、保育と児童館だから大丈夫ですね。

委員長 207ページはいいのか。よければ。

鈴木昇 委員 ネットワーク、これですね、失礼、ページ戻ってしまいました、失礼しました、私のメモが悪くて。

207ページ、20番の高齢者地域見守りネットワーク、先ほど地域の虐待も含めた施設受入れのことは課長にご答弁いただきました。これの中で、高齢者に対する熱中症対策、今までどんなことをやってきて、これからどういうものをしていきたいのか、その辺、ちょっとお伺いを

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

したいと思います。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 お答えいたします。

熱中症対策につきましては、地域包括支援センター職員が独り暮らしの高齢者の見守り対象者を中心に戸別訪問による安否確認をするとともに、飲料水や啓発物品、熱中症予防のチラシ等を配布し、熱中症予防のための注意喚起を行っております。

内容といたしましては、令和8年度は、ペットボトルの蓋が固くて自分で開けることができないという高齢者も多いことから、啓発物品に持ち歩きできるペットボトルオープナーを加えるなど、啓発物品も充実に努めております。

また、高齢者は特に温度の変化や喉の渴きを感じにくくなっているため、暑い日でもエアコンをつけていないという高齢者もいることから、訪問した際には、エアコンの適切な使用についても周知に努めるなど、地域包括支援センターと連携しながら、熱中症対策に取り組んでおります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ペットボトルオープナーね、時々あるんですけども、必要かなという、感じる時もありました、いいと思います。私、エアコンのこと、今、最後、答弁にもありましたけれども、高齢者、感じにくい、暑いと感じにくいというのがやはりあって、喉も渴きにくいというのも感覚としてあるので、その注意を書いたチラシ、パンフレットをお配りして、ぜひエアコンつけてくださいねというふうに、包括支援センターの職員が本当に40度近い外を歩いて行かれていましたので、大変な仕事だなというふうに感謝しかありませんでした。

私自身も高齢者のご自宅訪問すること、仕事上あるんですけども、私、去年の夏、ちょっと意地悪なことをしまして、エアコンをつけっ放しにしたくて、本人が寝ているところには風向きが直接当たらないようにルーバーをセットして、いつもリモコンは、その方、ベッドサイドのところに置いているんですね。でも、自分で切ってしまうんですよ。なので、セットして、電池を抜きました。ヘルパーさんと、事業所さんと、本人に入らなかつたら教えてねと言いながら、本当に本人にもちょっと説明しながら、電池をひっくり返してね、それで、そういうね……

委員長 鈴木さん、具体策はともかく、質問してください。

鈴木昇 委員 そういう工夫もしながら、エアコンの利用って必要だと思うんですけど、一番の対策というのは電気補助だと思うんですね。そういうさらに広げた形でエアコン利用の、使用を促す方法というのは何かお考えですか。

委員長 高齡福祉課長。

大塚美奈子 高齡福祉課長 エアコンを利用しない理由の中に、やはり電気代ということも理由の一つとして上げられていることは認識しております。そのほかに、やはり一番は、高齢者が暑さを感じにくいということが非常に課題だというふうに考えております。これにつき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ましては、やはり声かけというのが一番大切になっていると思いますので、引き続き見守りを含めて、声かけを、熱中症対策で声かけを行ってまいりたいと考えております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 見守りもやはり限界、限度は、回数も時間もあるので、いろいろな方法を考えていただきたいなと要望します。以上ですね。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 204ページ、2番の高齢者ふれあい入浴についてお聞きします。

1期目から取り組ませていただきまして、区民の方から枚数が少ないということで、増やしてほしいという要望を受けまして、いろいろ訴えてまいりました。まずは通年利用をしていただいて、次に枚数がようやく増えたということで、また受け取り先も包括支援センターまで拡充していただいて、本当に助かっています。本当に高く評価したいと思います。

そこで、実際発行しているこの入浴券の枚数と利用されている方の枚数ってどんな感じになっているか教えてもらってよろしいでしょうか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 6年度からお一人当たりの給付枚数を増やしました。6年度と7年度分の分かる範囲でお答えさせていただきます。

6年度の給付枚数は42万5,088枚で、利用枚数は23万1,016枚、利用率は54.3%、7年度は、1月末現在で、給付枚数が44万6,796枚、利用枚数は20万4,747枚、利用率は45.8%となっております。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 申請されている方は多いと思うんですけども、利用枚数が少し、50ちょっとということで少ないかなと思いますので、使いやすいように制度も変えていただいていますので、もっとしっかり使っていただけるように、何か勧奨というか、そういうのはできるのでしょうか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 入浴券につきましては、継続して受給する方には、利便性の向上のために自動更新で送付しておりますので、給付者数が増えるほど、利用率は減少する傾向でございます。不要な場合には、連絡をいただき、廃止するようにしておりますが、年間36回分の全ては利用しないという方もいらっしゃいます。入浴券の送付とともに、ご案内のほうは、利用のご案内はしておりますが、高齢者の方それぞれの生活に合わせてご利用いただき、外出のきっかけとなっていただければと考えております。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 発行枚数と利用数の仕組みが分かりましたので、なるべくやはり使っていただくように勧奨していただきたいのと、ちょっとここで計り知れない部分の乖離あると思いますので、そこは了承しましたので、また引き続き進めていただければと思いますので、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

よろしく申し上げます。以上です。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第2項、児童福祉費について、ご審議願います。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 まず最初に、219ページの子ども医療費助成についてお伺いします。

これ、子ども医療費助成にちょっと直接はなじまないんですけども、これ、ちょっと私の周りの方からご相談いただいた内容なんですけど、夫婦間でDVがあって、暴力を受けているんですけども、離婚は今していないと。緊急避難的に別居をしようと決断されて、決断された方が別居をしていたんですけど、その母子が区役所の窓口で相談して、医療証の送付を別居先に送ってほしいというふうをお願いをしたというところなんですけれども、その際に、医療証が旦那さんが住んでいる自宅に届いたと。同時に保険証の切替えもしたくて言ったというところで、そしたら、喪失届も旦那さんのほうに届いたと。それで、旦那さん、ちょっと激高されて、保育園の更新もちょうどあったんで、手紙も別居先に届けてほしいという一つの窓口と言っただけなので、言ってあるはずなのによって思ったら、保育園の更新の手紙も旦那さんのところに届いたと。これって、何でしょう、離婚もしていないですし、住所も閉鎖をするほどのこともない、この心情でいうと、まだ仲直りできるかもしれないという、でも、DVが怖いから、子供にも手を上げられるからということで別居を選択しているんですけど、そういったものが起こったと。この中で、そうすると、医療証の発送という業務がここにあるんで、ここで聞かせていただくんですけども、まず、これというのは、相談しに行った際に、送らないでほしいということに対して、区としてはどのような対応をしているのか確認させていただけますか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 別住所に送ってほしいという依頼があった場合につきましては、里帰り出産とか、一時的に別住所に居住している場合なども含めて、依頼に基づいて別住所に送付するような運用をしているところです。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そうですよ。これ、もしかしたら医療証が届くタイミングと言いにいったタイミングがもしかしたら合っていたのかもしれないんですけど、旦那さんのところに届いちゃったのかもしれないんですけども、逆に、そこでお願い、医療証のことで相談に行って、保険とか、例えば保育園の更新の手続きとかというのは、同時にそれを周りの課に共有するような仕組みにはなっているんでしょうか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 DVの相談があった場合は、配偶者暴力相談支援センターなどのしかるべき機関とか相談窓口をご案内して、そちらで支援措置等をやっていただくのは確実だと思いますけれども、窓口で相談があったことをもって、それだけで他部署に共有す

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ることは原則としてはいいです。ご本人から、例えば保険証だったりとか保育の届出もやはり別住所に送っていただきたいの相談があればお連れして、その窓口にお連れするということだと思いますけれども、特にそういう話がなければ、こちらから他部署に住所を共有するということは原則してございません。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そこ、制度の多分谷間の部分であると思うんですよね。離婚後であれば、問題なくいけたり、DVも受けているから、もう本人が離婚したいとか、離婚調停に入りたいとか思っている状況ならあれなんですけれど、もともと良好だった関係で、大分たたかれてとか、DVが激しくなったんで、逃げるように一時的に行くようなときというのは一番難しい時期だと思っていまして、行政としても、変に変更をかけられないというのも理由は分かるんですけれども、制度外として扱ってしまうと、安全性みたいな、その方の心理的安全性みたいなところが担保できないのは、結構つらいのかなというふうに思うんですけれど、その辺ってどうお考えでしょうか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 その辺も、パートナーの人に住所を知られたくないとか、そういった要望がある場合には、DVの相談窓口とか、そういったところで手続きをしていただいて、制度にのっとった形で利用していただきたいということをお願いしたいところです。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そろそろまとめますけれど、DVの相談、DVがあったからこういうふうにしたいと相談したときに、DVの窓口は特にお知らせされなかったようで、そのとき、そこでおしまいになったということなんですよね。できればそのときに、DVの相談を受けたということで、DVの窓口につないでさしあげて、また全庁的に、横断的にそうすれば住所が止められるわけですよね。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 お答え申し上げます。

やはり窓口でDVの相談がありましたというような形になりましたら、当配偶者暴力支援センター等をご案内いただきまして、止めるような措置というのはしっかりと取れるように庁内の連携は図っているところでございます。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 図っていたんですけれど、図られていなかったという結果なんですけれど、まだありますか、どうぞ。

委員長 人権・多様性推進課長。

落合亨 人権・多様性推進課長 ということでございますので、年1回、そういった連絡協議会なるものが、庁内連絡会を開きまして、そういったのは漏れがないように努めてはいます。

岡田勇一郎 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 結果、漏れていたんですけど。

これからいろいろ相談するとき、総合窓口、いろいろなところで、区長を中心にこの区で全体的に取り組んでいただくという話がある中で、やはり一つの窓口に行ったときに、それが連携して、横串でちゃんとできないといけないんじゃないかなど、これは福祉に、福祉などは結構、今、手厚くやろうという話になっていきますけれど、福祉以外の部分も、ぜひ子育てとか、そういったそれぞれ悩んでいることがありますので、ぜひ連携を強化していただきたいというところで、私からの質問を終わりにさせていただきます。

もう1点。

委員長 じゃあ、続けて、岡田委員。

岡田勇一郎 委員 続けて、221ページです。221ページの31番、子供の権利の普及啓発です。

これ、ワークショップをやっていただいて、条例につなげていこうというところだと思うんですけども、ワークショップ等の内容がもし分かれば、教えていただけますか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 ワークショップについては、いわゆる今、検討を進めている条例の骨子案ですとか、あとは、7月に実施予定のアンケートなどの内容を基に子供たちから意見を引き出すようなものを予定しております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そうですね。条例に結びつくように、ぜひ子供たちの意見を多く聞いてほしいなというふうに考えているところではあるんですけど、条例に実装性を持たせるためにも、子供の意見表明できるような機会の確保というのをどれくらい組み込んでいращるか教えてもらえますか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 区政運営において、子供の意見を聞くことは大変有意義であって、区はこれまでも区長と語る会において、中学生から直接意見を聞く機会を設けたりですとか、子供に関連する計画の策定に関しては、ニーズ調査を実施するなど、子供の意見を聞く機会の確保に努めてまいりました。現在、令和9年4月の条例施行を見据えて、さらなる機会の確保について検討を進めているところでございます。

子供への意見聴取に係る取組を実施する中で、今回、アンケートですとか、ヒアリングですとか、ワークショップを実施していきますので、その中で実際に意見表明とか社会参画を行う子供たちの声を聞くことで施策に反映してまいりたいと考えてございます。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 分かりました。

ぜひ子供の意見をしっかりと表明するような機会というのをつくっていただきたいなと思っ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ておりまして、昔、私も子供議会などを復活させてほしいというのは1回提案したことがありますので、そういったものも含めてやっていただけたらありがたいなと思います。

私からは以上です。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 すみません、通告を出しています。子供の権利の普及啓発のところで、私も、今、岡田委員がおっしゃったように、この条例を制定するに当たってのウェブアンケート、認知度の調査をしていくことによって、子供とか大人がその内容のことを本当によく知って、日常の中で意識できるという社会をつくっていくことが理想だと思っているんですね。その上で、子供の権利の普及啓発について、改めて課長の思いを聞かせていただきたいなというふうに思います。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 区が条例を制定して、子供の権利に関する考え方を区や区民、事業者間で共有することは、子供の最善の利益を優先する行政運営につながるものと考えております。また、条例制定のプロセス自体が地域全体で子供の権利について考える契機となり、子供を権利の主体として尊重する意識の醸成にも寄与すると考えています。

条例制定後にも、大人も子供も含めて、子供の権利について考える機会をつくっていくことについては、条例を制定していく中で検討してまいります。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

その理念を根づかせていくためにも、私からもちょっと提案がありますので、この先、総括で質問させていただきたいと思います。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 私も・・・で1点お伺いします。

子供の権利の尊重とか保障というのは本当に非常に重要で、本当、各委員のおっしゃるとおりであり、課長の答弁の中でもその重要さというのは重々認識されているなというふうに実感はしております。ただ、それと同時に、同じように他者にも同様の権利があって、それを尊重することというのも非常に同様に重要だと思っていて、お互いの権利の主張が相反して争いになるというのは、実際、世の中生きていく上でよくあることだと思っております、だからこそ、相手の権利の尊重についても必要なこととして、子供の権利の普及啓発の中でしっかりと啓発していく必要があると思っておりますが、その点についてどのように考えていますでしょうか。

委員長 子育て・若者支援課長。

河野友和 子育て・若者支援課長 委員ご指摘のとおり、子供の権利は大切ですが、自分だけがよければいいということではないと考えています。みんなが権利の主体であって、お互いに権利を尊重しないと、社会の関係ですとか人間関係が成り立ちません。必然的に権利は相互

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

尊重につながるものだと考えています。条例の具体的な文言については今後の議論の中で検討してまいります。そうした相互尊重は大切だということは、内容としては盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。ありがとうございます。

本当、これ条例にも、本当、明記すべき内容だと思っておりますので、ぜひこれから1年、1年間かけて議論する中で、この視点は決して忘れずにしていっていただきたいと要望だけして、終わります。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 220ページ、22番、養育支援ヘルパーについてお聞きいたします。

養育を必要とする家庭に対して支援者を派遣しているんですが、そもそもこの支援を要する家庭というのはどのような家庭が対象となるのか。そして、家事の援助や養育支援を行っていますが、詳しく支援の内容についてお伺いいたします。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 お答えいたします。

子ども家庭支援センターが支援を行っている家庭のうち、養育環境を整え、相談支援を行うことが必要であると認めた家庭がまず対象となっております。

2点目の質問の具体的な支援内容につきましては、大きく訪問支援と専門相談支援の2種類がございます。訪問支援のほうは、ヘルパー事業者による食事の準備、掃除等を行う家事支援や通園、通学の送迎等を行う育児、養育支援等を主な内容としております。

2つ目の専門相談支援、こちらにつきましては、子ども家庭支援センターの専門相談員による対象家庭への助言、援助等を主な内容としてございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 来年度か、延べ566回派遣するというふうにあるんですが、1世帯平均どれぐらい、これ利用回数があるのかということと、この養育支援の利用する世帯の把握ですね、これ、どのような形で把握されているのか教えてください。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 まず、1点目、566回というところになってございますが、今年度の実績で申し上げますと、実際の利用者数は約20名、20世帯となっておりますので、大体1家庭がそれを割り返した回数というようなところで計算をしております。

2点目のところになりますけれども、把握の方法といいますか、につきましては、我々子ども家庭支援センターで、先ほど答弁いたしましたとおり、支援を行っている家庭の中で必要と認められるところになりますので、その、我々の会議の中で必要かどうかというところの判断をさせていただいているところでございます。

委員長 小坂委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

小坂義久 委員 会議で今、判定しているということなんですが、当然、例えばこの世帯に関して、この世帯はもう大丈夫だよということも会議によって判定しているという認識でよろしいんですか。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターの中で、実際に要保護家庭であったり、要支援家庭であったりといった形でいろいろと支援をさせていただいているご家庭の支援策の一つとしてこの事業というのはございます。ですので、その支援の中で、この養育支援ヘルパー、もう必要ないというふうな判断になった場合には、これ1個1個、計画書のほうを策定しておりますので、その計画書に基づいて、もう必要ないとなった場合には、その支援自体は終わっているというような状況になってございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。

あと事業者と、様々、複数と契約していると思うんですが、その事業者の決定における経緯、またケース内容によって依頼できる、例えば事業者やヘルパーさんが限定されてしまう傾向があると思うんですね。やはりそういうことも含めて、事業者の新規開拓についてどのように取り組まれているのか、また、その、そうですね、まず、そこを確認します。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 こちらの事業者、現在、6事業者と契約を結んでおりまして、これまで、多いときで10者以上あったようなときもございますが、徐々に減ってきて、今、6者ということになってございます。一つ一つ随時契約を結ばせていただいておりますが、新規開拓というところは、我々としても必要なところであると考えておりまして、専門相談員であるとか、そういったほかの事業の中でもそういうことができる事業者というものの発掘というのは努めている状況でございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 ちょっと最後にします。7年度から連絡会を実施しておりますが、その連絡会を実施に至った経緯と効果について。

委員長 子ども家庭支援センター長。

田畑俊典 子ども家庭支援センター長 近年、子ども家庭支援センターで担当しております、そういった家庭の支援内容というのは複雑化・高度化しているというふうに認識をしております、直接、家庭内に入って接することができるヘルパー事業者が把握する家庭状況、療育環境は大変重要な情報であると、まず認識をしております。また、児童福祉法が改正されまして、国のガイドラインにおいても、支援対象の状況、療育環境の把握、及びそれらの事項への区の報告というところが事業者に求める支援内容として規定をされております。そういったところを踏まえまして、今年度から月に1回程度、子ども家庭支援センターとヘルパー事業者が集まる連絡会を開催してございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その効果につきましては、今年度、3事業者と延べ13回行っておりますが、やはり対象家庭の状況の共有認識のすり合わせが行われるということで、我々職員のほうからも非常に有益だというふうに評価をさせていただきます。

小坂義久 委員 分かりました。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 育児に関わる様々な心身の負担を軽減していただけるよう、またさらに取り組んでいただきたいと要望して終わります。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 227ページの保育所運営について伺います。

朝の時間帯の子供の居場所、居場所というか、どれぐらい朝の時間帯、保育園では預かりをやっているのか、どれぐらいの人数が利用しているのかということについて伺いたいと思います。なぜ聞きたいかということ、台東区の保育園では、朝7時台から預かりを行っている園が多くあると思います。保護者が早朝から働いていても、子供と一緒に登園して、安心して預けて働きに行くことができる。でも、その子供たちが小学校に上がるとどうなるのでしょうか。校門が開くのは8時過ぎです。保育園時代は親と一緒に登園できたのに、小学校は子供が、じゃあ、朝の時間は一人で留守番しなければいけないのか。直前まで、3月31日まで保育園に行っていたのに、4月1日から、じゃあ、一人で留守番ね、1年生でできるんでしょうかね。というところがちょっと気になっていて、例えば保護者が朝7時40分に家を出るご家庭だったら、子供が家を出るまで、小学生では一人で留守番することになるんですけども、そもそも区として、保育園に8時より前に登園していた児童がどの程度いるのかというのは、保育園の利用実績を見れば分かると思うんですね。そのデータ把握できていますか。公立園、私立園も併せて教えてください。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 お答えをさせていただきます。

区立保育園10園、及び私立保育園のうち、私どもでアンケートさせていただきまして、そちらにご協力をいただいた29園の園児の登園時間についてお答えをさせていただきます。区立は7時15分、私立で早い園ですと7時から受入れを始めておりまして、その中で7時30分までに登園する児童は全部で2,076人のうちの171人、全体の8%でございます。こちら7時45分までに広げますと320人、全体の15%という結果でございました。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 私立園29園ということだったんですけど、全部で何園ありましたっけ。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 対象54園でございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

半分くらい今、協力してもらってアンケートを取れたという話なんですけど、ということは、もしかすると、もうちょっといるかもしれないなということですよ。7時半とかでも、もしかしたら10%よりも多く、でも、いるかもしれないけれど、でも、ごめんなさい、今の母数は、人数の母数は、その私立の29園しか通っていない子が母数になっていますか、それとも全体の保育園の子が母数になっていますか。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 今お答えした母数については、今回調査に協力いただいた園の母数プラス公立の園と合わせた数でございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ありがとうございます。

そしたら、もしかしたらパーセンテージは変わらないかもしれないけれども、人数としてはもう少しいるかもしれないということで、ほかの自治体では、朝の時間をどう活用、活用するかじゃないけれども、港区でも勉強の時間にするよみみたいなプレスリリースがありました。図書館か、図書館で使いますよみみたいなプレスリリースがあったりとか、やはり一定数のご家庭はどうしてもそういった環境にならざるを得ないと思うんですね。例えば小学校の先生、子供を、よっぽど子供と一緒にの学校に通っているのではない限り、恐らく早く出ると思うんですね。保育士さんだって、そうです。朝7時ちょっと過ぎから預かりしているんだったら、当番で必ずそこから預かる可能性があるし、消防だって、医療だって、公的なサービスだって、いろいろなところで朝どうしてもというところがあるかと思えます。それについて実態を把握して、朝、校門の前に子供たちたまっていないから大丈夫だではなくって、どう乗り越えているのか。

小学校に上がると、正社員をやめて、時短勤務がなくなってしまうからパートにしますみたいな保護者の方、実は結構いるんですよ。保育園で、これだけ区としてもお金をかけて支えてきて、本人も別に働きたくないわけじゃないのに、そういったところで残念、本人が、まあまあ、最終的には望んでいたけれども、でも、望まない形でパートになるとかいうことはできれば避けたいなというふうに思っていて、大体そういうのを選択するのはまだ女性が多いんですよ。そういったところも踏まえて、ぜひ実態を把握して、どのように対応していくかというのは検討していただきたいなと思えます。ちなみに学校によっては3年生ぐらいから金管バンドとかオーケストラとか、朝練をやっているんですけど、そこに行ってもらえると、朝、預かってもらえるわけじゃないけれど、朝の時間が早く仕事に行けるんだよねという話も実は聞きました。もしかしたら、そういうニーズもあるんだろうな。ただ、3年生からだったりするので、じゃあ、1、2年生のとき、どうしているんだろうなというのはすごく気になっているところです。ぜひ今現状の実態調査も含めて、まずは実態調査して、その上で対策を考えるというのをしていただきたいと思えます。

もう一つ、230ページのこどもクラブの運営です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こどもクラブの利用において、障害のある児童の受入れ体制について伺います。近年ね、発達特性のある児童の中には、感覚過敏などのところからクールダウンが必要になる子供もいるかと思えます。そのような児童には静かに落ち着ける個別のスペースが必要になるケースがあると思うんですけど、台東区では、台東区の現在、こどもクラブにおいてそのようなクールダウンスペース、カームダウンスペースを確保しているクラブはどれくらいあるもののでしょうか。また、障害特性に応じた受入れ体制はどれくらい、何か抽象的ですけども、整えられているものなんでしょうか。お断りするケースはあるんでしょうか、教えてください。

委員長 放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 答えをいたします。

2点ございましたが、まずは障害のあるお子さんのクールダウンのスペースを確保しているクラブということでございますが、こどもクラブにつきましては、これまで待機児童対策等進めていく中で、障害のあるお子様のクールダウンスペースを特別に確保しているというところは基本的にはございませんが、施設の中で幾つか部屋がある場合は、そちらを随時活用するなどして対応しているところでございます。

それからもう一つですが、重度の障害をお持ちのお子様ということでしたか。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

別府芳隆 放課後対策担当課長 実際に台東区では令和6年度49人、令和7年度53人の障害のあるお子様を受け入れている状況ではございます。その中で過去5年間で障害があるからといって、こどもクラブをお断りしているという状況はない状況ではございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 障害があるからといってお断りしているわけじゃないけれども、その子の特性によって入れない、もしくは希望するこどもクラブはちょっと難しいみたいなケースもありますかね。

委員長 放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 障害をお持ちのお子様でクラブを選択されるときには、私どもとしては保護者の方に施設を十分見ていただいて、施設の見学をしていただく中で、こどもクラブ自体が1年生から6年生まで一緒に過ごす施設でもありますので、その状況を丁寧に説明した上で、施設見学をしていただいて、保護者のご判断で放課後等デイサービス等を選ばれる方も実際にはいらっしゃいます。こどもクラブに通いながら、放課後デイサービスに併用されている方もいらっしゃる状況ではございます。

委員長 よろしいですか。

本目委員。

本目さよ 委員 保護者が選ぶかどうかというよりは、希望するこどもクラブに入れられないというケースが、それはあれですね、人数があぶれてとかではなくって、まあまあ、それもあっていいんですけども、そうじゃなくて、ここは狭いから、ちょっと難しいねとか、例え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ば先ほどのクールダウンスペースが、ここはちょっと用意できないから難しいねとかいうケースはあるんですかという質問です。

委員長 放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 これまで過去5年間はない状況でございます。

委員長 5年間はないという答弁で。

本目委員。

本目さよ 委員 ありがとうございます。来年4月に入学されるご家庭で、なかなか狭いクラブが一番近いというところで、そこだと、ちょっと難しいんじゃないかというふうに言われたというご家庭の話を聞いていまして、ここ5年間はないというのはどういうことなんだろうなというふうに今思っているんですけども、この辺も含めて、ちょっと障害福祉サービスの在り方、特に放デイとかこどもクラブとか、そういったところも含めて、どう台東区としてはやっていくべきなのか、人材の確保の視点とかも、そういったところも含めて総括に持っていきたいと思います。

委員長 あっ、ある。

放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 今、本目委員からございました。確かに今8年度4月に向けて、お一人、お話をしている最中の方はいらっしゃいます。その方については、そうやって環境が整うところをご案内しているところではございます。

委員長 ほかに。

石原委員。

石原喬子 委員 221ページの27番、保育所等医療的ケア児支援の分ですね。

令和3年の法律施行以降、保育所での医療的ケア児の受入れ体制の整備が進められているところだと思いますが、昨年度より700万ほど予算が増額されています。現在、区としてどのような体制で医療的ケア児の保育を行っているのか、教えてください。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 お答えをさせていただきます。

令和5年12月から1名の医療的ケア児の方の受入れを行っております。受入れに当たりましては、施設のバリアフリーですとか看護師、保育士の研修を行うほか、主治医、嘱託医との連携を図るといったことのほか、医療的ケアを園に配置された看護師が実施するという体制を取っております。医療的ケア児の受入れを行っている園には、ほかの園よりも多く2名の看護師を配置させていただいておりまして、また、近隣園の看護師が応援できる体制も整えているところです。その上で今後、受入れ児童が増えることと保育時間が長くなること、そういったことも想定をいたしまして、園の看護師を補完する目的で、令和8年度に派遣看護師配置のための予算を新たに計上させていただいたところでございます。

委員長 石原委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

石原喬子 委員 今後、対象児童が増えた場合にも安定して受け入れられるということで、了承いたしました。医療的ケア児とのそのご家族がぜひ安心して保育を利用できる環境づくりに引き続き取り組んでいただけるよう要望して終わります。

続きまして、229ページの1番ですね、児童館・こどもクラブ等の施設管理についてお伺いします。

こどもクラブには、学校内で放課後教室と併設されている形のものもあれば、学校とは別の建物で運営されているものがあります。特に公設の施設については、建物の老朽化などによって、子供が過ごすスペースや事業者の方が働くためのスペースなど、環境面で整備が必要な箇所もあると聞いています。区としてどのように把握して、必要な修繕や環境整備についてどのように対応しているのか、教えてください。

委員長 教育施設担当課長。

中島伸也 教育施設担当課長 施設運営に関することですので、教育施設担当のほうでお答えいたします。

現地から不具合等のご連絡があった場合に、早急に区職員が現地確認を行いまして、施設運営に支障のないように工事等対応しているところでございます。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 その都度の連絡してからの対応ということですか。

委員長 教育施設担当課長。

中島伸也 教育施設担当課長 現地からご連絡いただいてからの対応となっております。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 今の時点でどの程度の修繕や整備が必要なのか、しっかり把握することも大切だと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

委員長 教育施設担当課長。

中島伸也 教育施設担当課長 公共施設保全計画の下、老朽度等の確認は常にしておりますので、その観点から早急に、例えば空調設備だとかトイレだとかの改修が必要な場合は事前に取り組める計画になっておりましたので、その計画の下、改修工事等を実施している状況でございます。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 一つの例として、働く方の更衣室が前お風呂だったというので、とっても寒い状況で着替えをしたりしているという職員の方の声も聞きますので、急な修繕になると費用も高くなることがあると思いますので、ぜひ計画的に整備を進めていただけるよう要望して終わります。以上です。

委員長 関連、青柳委員、ないの。

青柳雅之 委員 同じ項目だけれど関連はしないので。

委員長 関連はしなくていいの。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

青柳雅之 委員 はい。発言しますけれど、関連ではない。

委員長 関連じゃなくていいの。

田中委員。

田中宏篤 委員 すみません、私は1問だけあります。220ページ、あずかりすくすくサポートについてです。

これ私、令和3年の決算特別委員会の総括質問で、一時預かり事業の整理の必要性というのは質問させていただいて、今回この事業については、時間はかかったんですけども、大きな課題にしっかりと取り組んで整理していただいたということで非常に高く評価しております。その上で伺いますが、令和7年度予算ではいつとき保育と一時保育、休日・年末一時保育の3事業を合わせた予算が約1億2,100万円だったところ、この事業の予算については1億3,300万と、大体1割弱の予算増となっているんですが、こちらについての要因をまず教えてください。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。

予算増額の要因ですけれども、こちらについては会計年度任用職員の報酬改定による増などが主なものとなっております。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。ここは人件費増ということで、そうですね、これ初めてのここ、来年度統合することによって、いろいろ事務も効率化されていくのかなというふうに思っていたので、ちょっと予算増だったところが気になってはいたんですけど、人件費の増額ということで了解いたしました。

もう1点、この事業と、あと、この年度から始まるこども誰でも通園制度の部分について、行政側の認識として、もう全然、その制度の大本となる法令が違ったりとかいうところは重々承知しているんですけども、利用者目線に立った場合に、あずかりすくすくサポートとこども誰でも通園制度の部分における違いというのがどこにあるのかという部分を教えてください。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 お答えをいたします。

ただいま委員からお話がありましたとおり、制度の面でまず地域子供・子育て支援事業としてやるのか、乳児等通園支援事業については給付の制度としてやるのかという、制度の面での違いは一つございますが、もう一つの違いとして制度の、制度というか、事業の目的のところが大きく異なる部分ございます。まず、一時預かり事業については、保護者の方の立場からの必要性に対応する事業でございます。例えば一時的な就労ですとか通院、レスパイトの必要性など、その保護者の方が必要とされるときにご利用いただく事業というふうになっておまして、一方の乳児等通園支援事業ですが、こちらはお子さんの立場で実施をしていく事業というふうに捉えておまして、例えば年齢が近いお子さんと関わるとか、保護者以外の大人の方

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と関わるですとか、家庭にいただけでは得られない経験を通して、お子さんの育ちを応援していく。事業の目的としてそういう大きな違いがあるということで、別々の事業として実施を予定しているものでございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。こちらなんですけれど、初めてやる事業というか、国の方針に基づいて行っていく事業なので、実際やってみないと、どんな方向性に進んでいくのかなというのは正直分からないと思っているんで、それを今、否定するものではないんですけれども、ただ、やはり子供の親目線に立って預けたい、子供目線に立った教育的効果という部分なんですけれど、結局、この時代の、この世代の子供たちって、自分たちで行きたいというよりは、やはり親が教育的必要性を持って行かすのかという部分でいうと、子供を預ける、一時的に預けるという部分で結構、親和性が高いというか、事業になっていくのかなというところがちょっと考えています。ただ、これやってみないと、どうなるか分からないので、これは進めていただきたいんですけれど、ただ、こうやっていく上で、やはり先々において別事業として進めていくのが合理的なのか、あるいは統合して整理したほうが合理的なのかという部分を、利用者目線に立った上でしっかりと事業分析を行っていただきたいというふうに思っているんですが、そちらについてはいかがでしょうか。

委員長 児童保育課長。

村松有希 児童保育課長 委員からのご指摘にもありましたとおり、両事業は統合、新設という違いはあるものの、いずれも新しい事業というふうに捉えております。両事業は新たに設置されます、こども家庭部子育て支援課というところが担当していくことになるんですが、まずは利用ニーズに合わせて適切に使い分けていただけるように、分かりやすい周知に努めさせていただきたいというところ、それから事業開始後には利用状況等の丁寧な把握を行うこと、また、乳児等通園支援事業については、国のほうでも今後、その事業の検証ですとか必要に応じた見直しを行っていくというふうに聞いておりますので、そういった動向、そして区の利用状況、それぞれ踏まえまして、事業の検証ということは行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。こちら両事業とも今後期待していますので、ぜひよろしく願いいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 今の質問に関して、田中委員がおっしゃっていた、子供のこの年齢だと、0から2歳だと、子供の意思で行くんじゃないだろうみたい、教育で行くんじゃないだろうという話もありましたけれども、ただ、0から2歳だとしても、子供の意思があるかどうか確認できるかどうかは別としても、ただ、その子供にとっていい環境かどうかというのは分かる

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思いますし、そもそも私、保育士資格を取るときに、保育サービスというのは、保護者にとってのサービスなのか、子供にとってのサービスなのかをしっかりと、どちらなのかというのをちゃんと考えなさいというふうに教わってきました。なので、保護者支援と子供支援みたいなところで明確にそこは分かれているんだと思っていて、だからこそ、定期的に預かる、定期的に確認をする、それが間接的に保護者支援にもつながるんだと思うんですけども、その辺は別だよなみたいなところは今回に関しては思っていますので、そこはちょっと私のほうからはちょっと違う意見だよというところと、あと、先ほどの新しくできたサービスについてですけども、統合されたがゆえに若干の課題もできてきています。

今までだったら、この園、例えばほうらいに申し込んでいるみたいなのところだったら、ほうらいしか預かる場所がないので、春休みですね。例えば4月の春休み、幼稚園とかが短時間のときに、でも、仕事があるからどうしても預けたいというたとき、昔だったら、じゃあ、ここでというふうに言ったら預けられない日もあるかもしれないけれども、ほうらいで基本的に5日預けられるとか、そういう子供にとっての環境は一定だったんですけども、今はどこの園も結構選べるところがあるので、どうしても預かってほしい人は第1志望から第何希望まで書くんですよ。そうすると、この5日間、3つの園を転々とするみたいなのところが発生してしまっていて、じゃあ、果たして子供にとって、それが毎日、保育環境が変わるとというのがいいことなのかみたいなのところも、課題としては発生しているということだけ指摘させていただきます。以上です。

委員長 ほかに。

青柳委員。

青柳雅之 委員 田中さん、いいのか。

(「ああ、いい。その1問」と呼ぶ者あり)

青柳雅之 委員 じゃあ、ちょっと気分を変えて、229ページの1番で、私は児童館の下にある花の心プロジェクト応援団なんで、今日はその話、今回の予算は花の心でいきたいんですけど、実は広報たいとうを見たら、花とみどりのコンテストの受賞が決定したという案内がありました。それを見たら、4つの児童館が受賞しているんですね。すごいですね。調べたら、池之端児童館は6回目、千束は9回目、玉姫は4回目、そして今回、寿が初めてということで、すごい力入れているんですね。それで児童館のほうも私、改めて調べてみたら、児童館のそれぞれの毎月送られてくるやつあるんですね。私、近所の児童館から送られてくるんですが、そこはあまりなかったんですが、例えば千束だったらそだて隊というのがあって、その栽培に特化したチームがあるんですね。池之端児童館は、池ファームという皆さんがいて、そこに所属してお水をあげたりなどしているということで、それぞれの児童館が花の心連携事業ということで、すごい力を入れてやっているということが分かりました。

そういった意味では、いろいろな花の心事業をやっていますが、本当に地域の子供たちと一緒にあって、そして、さらにこれだけの実績を上げているというのは本当にあっぱれだなとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うふうに思います。そうした取組の中でのいろいろな工夫とかご苦労とかあると思うんですが、どんな状況なんでしょうかね、今、児童館の。

（「放課後対策」と呼ぶ者あり）

青柳雅之 委員 一応言っといたんだけどな。

（「環境課長」と呼ぶ者あり）

青柳雅之 委員 あれ、環境になっちゃったのか。

（「花の心だ」と呼ぶ者あり）

青柳雅之 委員 児童、いいの、それ。児童館に言っといたんだけど。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 すみません、花の心プロジェクトということで、私のほうからお答えさせていただきます。

児童館での取組ということで、委員おっしゃるとおり、現在、児童館にはアサガオの苗や種の配付を行っております。花とみどりのコンテストの部門にも子供たちが育てた植物をよくご応募いただいております。そのほか、令和5年度からは花の心を育む親子体験事業というのもやっております。各児童館におきましてフラワーアレンジメント教室を実施しておりますほか、アサガオ展示会においても児童館の子供たちが育てたアサガオを展示するなど、様々な取組を実施していただいております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 言おうと思ったら言われちゃった。すみません、ありがとうございます。これ、でも、花の心の取組が結構広がりつつあるんですね。今回のコンテストの受賞者を見ると、児童館だけじゃなくて、石浜橋場こども園とか、あとは家庭保育室ふわふわというのも入っていて、そういう意味では、もともと児童館からこうやって始まったものが、いろいろな子供の施設に広がっているんだなというのが非常にいい傾向にあるなというふうに思っていますので、引き続き広げていただきたいというふうに思います。

今話あったとおり、実は真夏にやるアサガオの展示会というのがあるんですね。これ変化アサガオをやったり、区民の皆さんからも募集しているんですが、そこには8つの児童館全部からエントリーがあって、アサガオがそこに飾られています。そういった意味では、緑のカーテンだけじゃなくて、そのアサガオ栽培とか、あとは、このシーズンは種をまいたり、新しい苗を植えたりというのが児童館の案内にいっぱい出ています。そういう意味では、この花の心のいろいろな取組が地域の子供たちを中心に広がっているんだというのは本当に素晴らしいことだと思います。区長、素晴らしいですね。以上です。

委員長 ほかに。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 樹木。花ね、本当に児童館も高齢者施設も保育園なども頑張っていていただきます。かつ、お伺いをしたいところなんですけれども、花も非常に必要なんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この夏の暑さ対策はやはり樹木だろうなというふうに思っています。私たちの会派、ずっと樹冠被覆率の主張をしていますけれども、この間、台東区内、樹木全体が増えてきているのかどうか一つと、かつ、樹木。

委員長 児童福祉費。

鈴木昇 委員 失礼いたしました。児童館、失礼いたしました。児童館ですけれども、当会派の秋間議員が児童館をもっと増やすべきじゃないかというので、質問をいたしまして、今現在はそういうところは考えていないというふうにお話ありましたが、子供たちのやはり学校が終わって、もちろん学校内で過ごす子供たちもいるのは存じ上げていますけれども、多様な子供たちとね、ほかの学校との子供たちと遊べるっていったら、やはり公園とか児童館、特に夏など児童館しかないなというふうに思っていますけれども、今、児童館の入館の状況とか、あと子供たちが児童館に求める需要とか、何かその辺はございますでしょうか。

委員長 放課後対策担当課長。

別府芳隆 放課後対策担当課長 答えをいたします。

児童館の利用の人数でございますが、令和3年度から一貫して6年度までずっと増加している状況でございます。7年度、まだ12月までの実績が手元にちょっとございませんで、7年度、最終的に利用者数が増えるかどうかというのはまだ未定でございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 子供たちが通いの場というのは必要だと思いますし、需要バランスも見ていて、児童館の充実して図っていただきたいなというふうに思っています。以上にします。

委員長 よろしいですか。

鈴木昇 委員 はい。

委員長 ほかにありませんね。

(発言する者なし)

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第3項、生活保護費について、ご審議願います。

伊藤委員。

伊藤延子 委員 236ページと237ページですね、生活保護費ということで確認します。ここで生活扶助費の中に住宅扶助も入っているわけですが、この間、北部などを見ましても、生活保護の方たちが入っているアパートって、集合住宅などが非常に勢いで取り壊されるといいますか、転換されて、いわゆる出ていってくださいという、こういう状況が非常に増えているんですね。こういう中で本当に、でも、台東区に暮らしたいということで、住宅探しというのは非常に大変になっているところです。これらについて、保護課としてはその辺をどのように考えているのでしょうか。

委員長 保護課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う形で高齢者であったり、ご病気があったりとか、そういう方たちは特別基準額というところまでアパートか、支援できるということになっておりますけれど、これらの枠を今の基準、すみません、特別基準額の今の基準はどんなところでしょうか、現在の。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 ご質問の趣旨を確認させていただきたいんで、金額をご確認されていらっしゃるのか、特別基準の条件を確認していらっしゃるのでしょうか。

伊藤延子 委員 条件ですね、条件と、条件によって金額変わるかと思うので、そこを教えてください。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 条件としましては、例えば75歳以上の方であるとか、それより下の年齢の方であっても、一定の年齢で要支援、介護認定、そういった認定を受けている方などで条件を設定させていただいているところでございます。金額につきましては、単身世帯の方で5万3,700円が基本的な基準ではございますが、特別基準を設定された場合は約30%上の6万9,800円ということで設定させていただいているというところでございます。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今回ぜひやってほしいというのは、他区などね、千代田区とか中央区とか見ますと、これらを最低というんですか、特別基準額で全体に貸し出すという状況があると聞いております。この辺で、台東区でもこれだけの状況ある中ですので、踏み切ってはどうかと思いますけれど、どうでしょうか。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 先ほど申し上げているとおり、現段階では今、支援等もさせていただきながら、住居を見つけることができているというところでございますので、現段階ですぐに特別基準を全ての方に設定しようとは考えていない状況になります。住宅扶助基準につきましては、国において適切な額を設定していくべきだと考えておりますので、生活実態に即したものになるように国に要望していきたいと考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 この住宅費については以上です。

先ほど聞こえの補聴器のを一緒にやろうと思ったんですけれど、保護費は保護費ということでやらせていただきます。生活保護の受けている方は14万4,900円というのが一応給付額と、助成額となります。こういう中で今まで、令和6年の11月から現在まで14万4,900円の方が8件で、12万の方が1件、8万7,000円の方が1件ということで、トータルで10件ということですね。そうしますと、一般の方たちには、これらを申請した数、受けた数に比べますと、かなり低い。だから、実際には必要かなと思われる方が使われて申請できていないという状況があるのではないかと思うんですけれど、申請についてのご相談やなどの状況はいかがでしょうか。

委員長 保護課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

久木田太郎 保護課長 ケースワーカーのほうで、こちらの助成制度そのもの自体の相談受けた場合につきましては、助成制度を所管している所管課のほうをご案内させていただいておりますので、全体として皆さん使いたいという方がどれだけいるか、具体的に件数等を取っているという状況ではございません。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 絶対申請をしたいという方の把握はできていないということですか。

委員長 伊藤委員、数字が分かる数字と分からない数字がありますので。

伊藤延子 委員 今は、だから、そういう調査というか、ご本人たちの要望を確認できているかどうかということをお聞きしたいんです。

委員長 確認できているかどうかでいいですね。

保護課長。

久木田太郎 保護課長 ご要望されている方、実際申請等に入っていかれていらっしゃるかと思えますので、その中で実際に助成された方は10名でいらっしゃるというふうに認識しております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 実際にお話を聞くと、これが先ほども言ったように償還払いだということ、償還払いだ、やはりお金がなくて申請そのものを控えているという方たちもいるということなんですね。ですので、まず一つは本当に補聴器助成を希望するかどうかというところについては、ぜひともアンケート取るなりなんなりというか、ご本人の意思を確認していただければよいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 関連機器助成制度自体の周知等に関わってくるところかと思えますので、所管課とも協力しながら周知等は図っていきたいと考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 じゃあ、あと2つ目ですね、一回自分で払わなければいけないと。そうしますと、本当に補聴器必要なのでって、こつこつためていたお金をとにかく一回は出して、やっと補聴器を手にするということで、金額についてはやはり14万4,900円が補助の最高ということですけど、ここはあれかな、実は補聴器屋さんによってはもっと高額で売られる方もいたりということで、非常にそこも含めると敷居が高いものになっているということなんです。ですから、先ほども申しました償還払いじゃなく、保護を受けている方に関しては、ぜひとも保護費として出していく。お店に直接お支払いをするということですから、そこはあまり問題ないのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員長 高齢福祉課長。

大塚美奈子 高齢福祉課長 先ほどもご答弁させていただきましたが、補聴器の代理事業に関してになるかと思いますが、こちらの代理事業に関しては、生活保護の方も含めた非課税世

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

帯の方、また、申請される方に対して償還払いができるかどうかについて、今後、課題もあるので、考えてまいりたいということでご答弁させていただきます。

伊藤延子 委員 じゃあ、先ほど……

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 同じようにもっと、加速してといいますか、早くの対応をぜひ求めたいと思います。

委員長 それでいいですか、今の件は。

伊藤延子 委員 補聴器はこれでいいです。補聴器についてはこれでいいです。

もう1点、いいんですね、237ページの入浴券についてお聞きします。

アパートが5万3,700円ということなど、これ、いろいろ見ますと、お風呂のついていない方、居住というかな、で住まわれている方、割合多いんじゃないかというふうに思うんです。こういう方々に対して入浴券が支給されるということで、ここに予算化されております。この予算化は1人が60枚ということだと1週間に1回、52週ですから、ちょっとプラスですけど、1週間に1回という入浴の回数というのは、清潔に保つ、そういうことも含めての回数としてはどのようにお考えでしょうか。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 60枚という枚数設定させていただいている経緯といたしましては、介護施設等で入浴基準3日に1回というのが基準として考えられておりますので、そちらを基に年間120回程度、そちらを一つの基準として考えさせていただいております。そのうちの半分の60回を入浴券として交付させていただいております。残りの部分につきましては、ご自身でご負担いただいているというところでございます。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今、物価高騰もですけど、入浴券って1枚550円なんですよ。ですから、これら今の回数で掛けると相当な負担になってくるということもあります。それで今の週に2回は最低って、最低というんですかね、本来、健やかにというか、体もリフレッシュして循環よくしてというと、週4日以上は入れたほうがいいだろうというね、いろいろな状況、指標もあります、毎日入れたらいいと思いますけれど。そういう中で、それらを何か、特養などでも最低でも2回は入っていただくような体制を取っているということもありますので、ここは、ぜひとも本人任せにするということではなく、支援をしていただきたいと思うんですが、今後の検討も含めていかがでしょうか。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 入浴券につきましては、近年、受給者の方、お風呂つきの物件に入居する方が増えていることとか、高齢者の方におかれましてはデイサービスの入浴事業を利用される方もいらっしゃいます。そういった状況の中で入浴券の利用者の方、減少傾向にございまして、令和元年度の際には約6万枚利用があったところなんですけど、6年度の実績でい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きますと3万6,000枚まで減少しているというような状況もございます。そういった状況もございまして、現段階で増やすというところでは考えてはございませんが、今後の需要動向であるとか他区の動向、そういったところは確認していきたいと考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 分かりました。

あと、そのほかにもいっぱい要求はありますけれど、今回はこれ、この辺にしておきます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 資料に基づき、資料2の65歳以上の要支援介護度別資料を頂きました。細かな数字いただきまして、決してこの5年間だけでなぜか傾向がつかめるのかというのは、なかなか答弁しづらいなと思うのですが、2つお伺いしたいんですけれども、今、伊藤委員からもありました住宅扶助の特別扶助については今、実際には要支援とか要介護と違って、どのレベル感、どの生活、要介護度別でいうふうになったら、どこから大体使えるようになっているんですか。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 住宅扶助の特別基準のご質問かと思えます。全て、今ここで案内さしあげるとするのはなかなか難しいので、一部をご案内させていただきますと75歳の方であるとか、70歳以上の方であれば要支援、または介護認定を受ければ同程度が見込まれる方、65歳以上であれば要介護の方など、もしくはまた障害者加算などを対象にさせていただいているというところで基準を設定させていただいております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ありがとうございます。そうですね、やはりこの基準を、介護度を基にして見ると、そういうふうにならなければ、特別な、いわゆる普通の階段で上がっていくようなアパートでは住めなくなっていく方から支援が必要だということも通常としてはあると思います。ぜひなるべく広くそういう支援を広げていただきたいなと思うのと、あともう一つ、伊藤委員からもありましたけれども、補聴器のことでね、この数、具体的な数は出てきているわけですから、今後、例えば介護度と補聴器利用についてのクロス集計とかしていくべきじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ課をまたいで、もうそれこそ、こういう資料を基にして議論していただきたいなというふうに思いました。以上です。

委員長 続いて、鈴木委員。

鈴木昇 委員 あわせて、エアコンの助成についてお伺いをします。

東京都のゼロエミと、あと台東区も独自の支援をして、エアコン設置というものが今年は相当広がってくれるのであろうというふうに思っていますけれども、今、生活保護利用者さんへエアコン設置をどういうふうに促しをしていくのか、ちょっと重複していたら申し訳ない、教えてください。

委員長 保護課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

久木田太郎 保護課長 生活保護受給者の方につきましては、ケースワーカーのほうで適宜ご案内させていただくと、通知等をさしあげて周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 この設置については、エアコンの標準的な、いわゆる1階に部屋があって、室外機も1階とかというのが、あと、もし部屋が2階でも2階のところに室外機がつけられると、そういうのが対象になるかと思うんですけども、建物の形状によっては1階に部屋はあるけれども、室外機が1階に置けないという形状の場合があるんですけども、そういうのも全て補助の対象になっていくんですか。かつ持ち出し分は少なくなっているのか、もしくは普通に持ち出さなければいけないのか、その辺はどういうふうになっているのか、教えてください。

委員長 保護課長。

久木田太郎 保護課長 補助基準が10万円、生活保護の方におかれましては、本体価格につきましては生活保護基準に準じて設置していただく形になりますんで、その基準内であれば、例えば今おっしゃったような2階に室外機を置いて、多少経費がかかったとしても補助が支給されていくという形になってまいります。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 分かりました。きっと、今、多少そういうと2階に部屋があって、別のところに室外機を置かなければいけないのは補助の対象になるんだなって、私、認識をしたので、本当にこれからいろいろ細かなところで詰めなければいけないところも相談によっては出てくるんだろうなとは思いますが、低所得者と生活保護世帯、かつ先ほど夏の電気代の補助のことも言いましたけれども、総合的に人命を守る政策を進めていただきたいというふうに思っています。以上です。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

鈴木昇 委員 はい。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第4項、国民年金費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第5項、災害救助費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第3款、民生費について審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 ここで、休憩いたしたいと思います。午後3時10分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2時55分休憩

午後 3時09分再開

委員長 再開いたします。

委員長 第4款、衛生費については、項ごとに審議いたします。

第1項、衛生管理費について、ご審議願います。

本目委員。

本目さよ 委員 243ページ、台東区中核病院機能強化支援について伺います。永寿ですね。

先日、永寿総合病院にお子さんと突然、付添入院をすることになったという区民の方からご連絡いただきました。簡易ベッドは用意されていたと、だけれど、赤ちゃんだったということで、ベビーバスは古くて、その赤ちゃんをお風呂に入れた後のバスマットみたいなものともなくって、あと付添いの親御さんがシャワーやお風呂に貸してもらえるわけではなく、基本的に24時間、ずっとそばにいてくださいねという状況だったそうなんです。その方はたまたまパートナーが近くに勤務していたので、昼間にちょっと交代してもらって、自宅にシャワーを浴びに行けた。でも、シングル家庭だったら、ずっと何日も入院している間、保護者の方はずっとシャワーも浴びれず、体、自分で拭くだけという感じですかね。

というところで、これ、でも、誰でも起こり得ることなのかなというふうに思っていて、実はこども家庭庁が昨年度、入院中の子供の家族の付添い等に関する環境改善事業という補助金事業を創設していて、東京都もそれをやっているんですけども、簡易ベッドとか寝具とか、さった出た簡易ベッドとかですね。あとは、あったとは聞いていないんですが、電子レンジとか冷蔵庫とか、付き添う家族の環境を整えるための制度に使える整備なんですけれども、永寿総合病院はこの補助制度を活用しているんですかね。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

永寿総合病院のほうに確認のほうさせていただきましたところ、今年度は申請をしておりますが、来年度も本補助金が継続される場合には該当する取組がないか、院内で検討したいとの回答をいただいたところでございます。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 台東区でほぼ、もう本当に少ない子供が入院できる施設かなというふうに思います。なので、ぜひそこは区の中核病院としても整えていただきたい。先ほどの状況をぜ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ひ改善していただきたいなと思いますし、何かそもそも使っていないということなんですけれども、新年度予算6億5,000万の補助金出しますよね、億。病院側からお金が足りないという声があるからこそ、区が支援しているはずなのに、ぜひ国や東京都の支援は使い切っていて、その上で足りない部分を区が補助するというほうに持って行っていただきたいんですよね。そこを何か順番が違うんじゃないのというふうに思っています。ぜひ区としても、そういう関係を病院に対してきちんと、議会でも言われたんだよというところで求めていただきたいというふうに思います。ぜひその役割を果たしてください。以上です。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 拝野です。項目ないんですが、保健事業と介護予防の一体的実施について伺います。

ホームページを確認しますと、健康課さんのほうでホームページの担当をされていて、それぞれ各事業が介護予防だとか国民健康保険課とかにわたっていると思うんですが、今年度はどのような取組をされるのか、伺います。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 お答えいたします。

一体的事業の今年度の状況についてご説明をいたします。本事業は、ハイリスクアプローチといたしまして低栄養防止事業と糖尿病重症化予防事業を実施し、これを介護予防事業につなげるものとして、令和5年度から開始をしております。令和5年度、6年度は参加者が少なく、介護予防事業への円滑な連携が課題となっております。そこで今年度から対象基準のほうを緩和して参加者の拡大を図るとともに、保健指導に簡易フレイルチェックを組み込み、地域の通いの場への案内を行い、介護予防事業への参加促進を進めております。あわせて、低栄養防止事業と介護予防教室の連携や、あと、たいとう歯科健康センターとの協力による口腔チェック、簡易指導を実施するなど、ハイリスクアプローチと介護予防の一体的な取組を強化しているところでございます。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 ありがとうございます。

介護予防としては、介護予防課としては、何か取組はございますか。

委員長 介護予防担当課長。

田中裕子 介護予防担当課長 こちらの担当で実施させていただいた事業についてご説明さしあげます。

今までのアプローチの仕方ですと、対象者は限定せず、介護予防事業を一般的に実施するというので取り組んでまいりましたが、先ほど健康課長からもご答弁させていただいたとおり、なかなかその事業が一体的に取り組めなかったという実績ございました。今年度は、ハイリスク者への面談の際に、保険者が同行することも含めて、低栄養防止事業とコラボレーションいたしまして、「フレイル予防教室～今日から実践！食事と運動で始める健康習慣～」という事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業を実施させていただきました。通常の募集はさせていただきましたが、その際にハイリスク者である低栄養防止事業の対象者にも個別にお知らせをさせていただいて、参加者を募集させていただきました。その結果、43名参加いただきましたが、そのうちの11名が低栄養防止事業対象者参加者となっております。アンケートの結果につきましても、9割の方がとても満足、満足ということで回答していただきまして、7割の方が生活改善してみたいと思うという回答をするなど、大変好評で有意義な事業が実施することができました。こういった実績があったので、来年度以降も低栄養防止事業のみならず、糖尿病重症化予防、そちらの事業とも連携して事業を実施することで、生活習慣改善の促進を図り、健康寿命が延伸するよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長 拝野委員。

拝野健 委員 ありがとうございます。KDB使ってデータを用いて、ハイリスク者に対して個別のアプローチをするというのと、あと通いの場に行ってポピュレーションアプローチですよ、していくって、この2つなんですけれど、要望としては、墨田区とかは事業内容としては高血糖や高血圧の個別支援だとか、腎機能低下だとか、シヤ体り、健康状態不明、また、多剤服薬とかをやっている中で、台東区の間組じゃ、ちょっともう少し、まだ伸び代があるんじゃないかなと思っております。データヘルス計画もそうなんですけれども、データを用いて何をしていくのかというのと、PDCA回すって、どの自治体見ても入っているんですけれど、6年間で計画だったりだとか3年でいいんですけれども、ちょっと長い中で何をやっていくのかというと、どうしても今、台東区の男性の平均寿命80歳のことを考えても待たなしでやれることはどんどんやっていただきたいなと思うので、ぜひ頑張ってくださいと、要望で終わります。以上です。

委員長 ほかに。

小坂委員。

小坂義久 委員 243ページ、13番の覚醒剤等乱用防止をお伺いします。これ都知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員と連携し、啓発活動を行っているということなんですけど、この薬物乱用指導員のお仕事内容、並びに何か資格を所持して、このような指導員という立場で頑張っているの、それについて教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 主な職務といたしましては、研修会に参加して、指導員としての知識の習得に努めるですとか、各地域団体等の会合、集会等に参加して、薬物乱用防止のための啓発を行う。児童や学生を対象とした薬物乱用防止講習会等の開催に関与するとなっております。

資格につきましては、任用に当たり、特に資格の要件はございませんが、地域の薬物乱用防止活動に熱意と理解を持つ方となっております。

小坂義久 委員 なるほど。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 結構、仕事内容、ちょこちょこあるんですが、今回、来年度予算が66万2,000円ということで、この指導員の人件費というのは幾らぐらいなの。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 指導員さんにつきましては、無償で活動していただいております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 ボランティアなのね、分かりました。

次に、近年、市販薬によるオーバードーズが若者中心にちょっと増加しているという傾向があると聞いているんですが、このオーバードーズに対する認識と危険性に対する周知、また、啓発していると思うんですが、その効果について教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 まず、認識でございますが、オーバードーズにつきましては、臓器や脳に深刻なダメージを与え、命を脅かし、さらに薬物依存になる可能性のある、非常に危険な行為であると認識しております。このため、令和6年に区独自で普及啓発用のリーフレットを作成し、令和7年、令和7年までいいんですね、全ての区内中学校に配付を行いました。令和8年以降につきましては、区立小学校6年生に配付をしていく予定です。また、適正な医薬品販売につきまして、注意喚起のポスターを区で作成し、区内全ての薬局やドラッグストアに配布を行い、周知を行っております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。

最後に、この事業でPR活動を様々行っております。様々な場所でこの活動を行っているんですが、このPR活動をすることによってどのような反響があるのか、教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 青少年フェスティバルや下町こどもまつり等の青少年が集まる各イベントで普及啓発を実施しております、認知度を向上させるように努めております。また、区立の小・中学校で薬物乱用防止教室を実施しております、その結果、講義後のアンケートでは薬物がなぜ駄目なのか、よく分かりましたですとか、オーバードーズの危険性についてよく理解できました、医薬品の正しい使い方が分かりました等の多くの感想を得ており、本教室を開催したことは有意義であったと考えております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 じゃ、引き続き啓発してください。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 吉岡委員。

吉岡誠司 委員 ありがとうございます。同じく啓発活動の中で、先日、決算委員会で自分がフェンタニルやエトミデート、いわゆるゾンビたばこですね、の注意啓発も併せて行ってほ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しいと要望させていただいて、その後、区として注意啓発に取り組んでいただいていると伺っております。感謝しております。

具体的な危険性について、どんな注意啓発が行われているのか、教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 まず、区のホームページでこれらの薬品について注意喚起を行っているところです。あとは、各イベントやパネル展示で社会問題とされる事案を中心に、薬物の危険性と抑止について普及啓発を行っております。また、先ほど申し上げたとおり、区立小学校等で行われている薬物乱用教室、こちらでもフェンタニルやエトミデートを含めた薬物についての正しい知識を伝えております。

委員長 吉岡委員。

吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

ゾンビタバコは既に日本に輸入し始めています。先日の野球選手の報道もあったと思いますけれども、特に私が気にしているのがフェンタニルですね、海外でやはり深刻な問題となっております。フェンタニルやエトミデート、いわゆる合成オピオイドですね。その合成オピオイドでの死亡者というのが、以前お話ししたとおり、やはり世界全体で今10万人規模で死亡者が出ていると。その半数がアメリカなんですけれども、日本での今現在の薬物の中毒死、件数でいうと、大体、年間平均500人ほどと言われています。その中で合成オピオイド関連の死亡はまだ確認されていないんですね。いわゆる日本に流入する前の段階から今のような活動をしていただくというのは非常に重要だと思えますけれども、これって実際、海外でこれだけ乱用者が増えている要因の一つが製造コスト、あとは価格が極端に安いということと、少量で強力らしくて、いわゆる大量に商品を作れると。輸送コストも低いというところで、末端価格に関しては大体3分の1ぐらいらしいんですね。いわゆるゾンビタバコを利用された方も体の震えている姿の動画だったりとか、海外で見られるフェンタニルの乱用している方々の状況というのを、もしかしたら、この中でも動画を見ている方もいらっしゃると思えますけれども、ほかの薬物よりも命が失われる確率がやはり非常に高いと思っていますので、学生のそういった乱用防止教室とかでは、実際に世界で合成オピオイド関連でどれだけ亡くなっているのかだったりとか、乱用された方々の動画を実際にもう見ていただくぐらいの、より踏み込んだ形で啓発をぜひやっていただきたいなと要望して終わります。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

ほかに。

青柳委員。

青柳雅之 委員 243ページですね、15番の骨髄移植ドナー支援事業について伺います。

まず、今年度もドナー等の助成ということで5件計上されていて、順調に推移しているなというふうに思っています。このドナー支援事業自体は、本目委員と私が同じ会派だったとき、本目さんが本会議で一般質問で提案して、すぐに実行されたということで、それ以来、順調に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なっています。

それで私、毎回質問してんですが、今回、わざわざまた項目取り入れたのは、この登録の仕方が変わったんですね。今までは献血とかのときに血液を採血をして、それでドナー登録をするということで、ある意味ちょっとハードルが高かったんです。ところが、今回は、いわゆるスワブ登録というやつですね。綿棒みたいなやつでこするんですが、それもPCR検査とかだと、鼻の粘膜の奥のほうにこするんで結構痛いんですけど、この骨髄バンクのスワブ登録というのは、口の中に綿棒みたいなのをこすりつけて、それで採取するという仕組みで、さらに現場に行かなくてもオンラインで申し込んで、それを、キットを郵送して、それだけで登録ができるというふうに、非常に簡素化されたことが大きな特徴です。それで今年の1月の20日からこの新しいスワブ登録システムというのは始まりまして、いろいろなキャンペーンをやっているんですが、この台東区のホームページ上でしっかりと表記をしていただいたりとか、あとLINEの情報でも案内を送ったりとかしています。

その上で質問したいのは、とはいえ、骨髄バンクのページを見ると、まだまだスワブ登録の当初の目標からして70%しか集まっていないということで、SNS上のウェブ広告等でのいろいろな呼びかけをしているんですが、台東区としてもさらなるこのドナー登録の仕組み、あるいはこうしたドナー支援制度がありますということでハードルを下げていく、そんな取組強化していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらのスワブ登録、スワブ方式による登録なんですけれども、こちらは今現在トライアルということで伺っております。先ほどおっしゃっていただいたように、区ホームページとかエックス、LINE等でお知らせをしているところですが、いつまでこのスワブ登録できるのかというところがまだ明確ではないものですが、本格実施をされた場合にはより皆さんに周知を広めていきたいと考えているところでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ありがとうございます。成人の集いとかでもご案内していただいていますし、いろいろな取組は進んでいると思うんですが、いろいろな経緯があって、ホームページも非常に充実していますので、引き続き力を入れてやっていただければということを強く要望しておきます。以上です。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 243ページの14番、自動体外式除細動器普及啓発のところでお聞きします。

このAEDに関しては、以前からいろいろ質問させていただいておりまして、めぐりんとぐるーりめぐりに配備は、もう区長にすぐ指示いただいて、配備させていただいたりとか、あと運転手の方にも講習を受けていただいて、すぐ使えるような体制をしていただきました。今回コンビニのほうに24時間使える台数でいうと17台、また配備していただきまして、高く評価

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

させていただきたいと思います。

区有施設の中にあるAEDのことなんですけれども、リースと買取りとどれぐらい台数あるか、教えていただいてよろしいでしょうか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 区有施設にございますAEDなんですけど、現在133台ございまして、そのうちの1台が買取りを行っておりまして、それ以外についてはリースということになっております。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 中に入っているパッドの期限とか、いろいろありますので、リースのほうが使いやすいのかなと思いますので、1台は買取りということなので、これも行く行くは多分リースになるのかなと思っておりますので、分かりました。

コンビニのほうの体制もたしか1社はまだ残っていると思うんで、そちらの進捗はどうでしょうか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 現在、まだ合意に至っていないコンビニエンスストアさんもございますので、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 分かりました。これコンビニへの設置というのは今後広げていく、これ17台なんですけれども、その後は広げていくという感じではないんでしょうか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらにつきましては、委員会でも報告させていただいているかと思っておりますけれども、不足している地域と判断された場合に、そちらに新たなコンビニエンスストアですとか今後協議が調ったところの店舗に置いていきたいと考えておるところでございます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 24時間使える体制というのはすごい大事だと思いますので、やはり町なかに置くのもいいんですけれども、どうしてもあちらに置いてあると、いたずらされた場合に、本当使いたいときに実は壊れていたというわけにはいきませんので、できたら、なかなか地域的にも少しないところがありましたら、そこに配備していただきたいなという思いと、あと使える人、バイスタンダーというところも、育成もしっかりとしていっていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第2項、保健所費について、ご審議願います。

石原委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

石原喬子 委員 248ページの(3)番、浅草保健相談センター運営について伺います。

昨年の4月に台東区職員カスタマーハラスメント対策基本方針が策定されまして、安心して働ける職場環境づくりが進められているところだと思います。特に保健師さんの訪問業務は個別の家庭を訪問するということから、状況によっては厳しい対応が求められる場面もあると聞いています。現在、訪問時の安全確保についてどのような体制を整えているのかも教えてください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 お答えします。

ただいま委員のご指摘のとおり、保健師が様々なケースに対応する中で、暴力やハラスメントに該当すると思われる事例は毎年度発生しております。例えばペットボトルを投げつけられるであるとか、対応に不満を抱いた相談対象者の方に罵倒されるであるとか、セクハラであるとか、悪質なクレーム、ストーカー行為などということが近年の事例でもございます。こうしたところの対応として、例えば甚だしい事例については警察に通報して相談をしたりとか、ハラスメントに対しては、相手方にやめるように伝えるなどの対応をしております。また、不安を感じるようなケースに対しては、訪問相談の際に複数人数で対応するとか、来所相談の際には広い会議室で距離を取った面談を行うとか、あと区側の対応者を替えるなどの対応をしているところでございます。

今年度につきましては、令和7年度につきましては、ハラスメント事例の発生を踏まえて、保健師等の専門職向けに暴力・ハラスメント防止対策研修会を実施するほか、全保健師に対してアンケート調査を行いまして、保健師業務における暴力・ハラスメント対策マニュアルを作成するよう、今、作業は進めているところでございます。また、8年度には、位置情報・警報機能付きの防犯ブザーを、保健サービス課等の職場に導入を予定しております。以上です。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 位置情報のというのは、例えば何かあったときにブザーを押したらどこに、どのように対応されるものなんですか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 令和8年度に導入する位置情報・警報機能付防犯ブザーにつきましてご説明しますと、訪問の際に持参していくんですが、差し迫った危険な事態が発生した場合に、訪問者がボタンを押すことによって、コールセンターを経由して職場に連絡が届きまして、職場から応援体制を取ることができるというものでございます。

委員長 石原委員。

石原喬子 委員 いろいろと体制整えていることは理解しました。

訪問業務は日常的に行われている業務でもあるので、現場の保健師の皆さんがぜひ安心して訪問できる環境づくりを努めていただきたいと思います。また、子育てや健康支援など、区民に最も近いところで活動されている皆様ですので、現場の声、しっかり受け止めながら進めて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いただきたいと思いますので、お願いいたします。こちら、要望で大丈夫です。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第3項、公衆衛生費について、ご審議願います。

伊藤委員。

伊藤延子 委員 253ページの16番ですね、耳の健康相談、毎回お聞きしていますけれど、耳の健康相談、どんどん予算額が減ってくる状況ではあります。今回はどんな状況でしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 お答えします。

令和8年度の耳の健康相談の予算は4万7,000円で、令和7年度と同額でございます。本事業では、区民の方に耳の健康を考えるきっかけとして耳の講演会を実施しておりまして、令和7年度は今週、3月11日水曜日に「耳寄りな耳の話 - 加齢性難聴を正しく理解して健康長寿へ - 」と題して実施を予定しております。令和8年度につきましても、同様の形で事業を進めたいというふうに考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 耳の本当に健康相談、大事で、学習会も定期的、年に1回ですけれども、やられているということで、それで私のほうとしては前回も要望しているんですけれども、この健康相談ということにとどまらずに、やはり耳の何、今回、聞こえの問題とかもやっているということがありますので、ここの中で、要するに健診などという事業ですね、拡大していくという、そちらのほうでの検討などもできないかということをお聞きしたいんですけれども、そちらはどうでしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 こちらの講演会につきましては、今年度も周知について、区内の耳鼻咽喉科の医療機関にポスターを新たに掲示していただくとともに、高齢福祉課の発行する元気情報誌の「ココカラ」に記事を掲載するなど、連携した周知啓発にも努めているところです。限られた予算なんですけれども、今後も区民の耳の健康増進に資する取組として、より効果的な事業となるように努めてまいりたいと考えています。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 今、耳の健康相談というところに、今週というか、なっているので、今のお答えかなと思うんですね。

それで今日、朝からというか、言っていますこの補聴器との関係というところを、保健所としてももっと拡大してもらいたいというのが、私の要望というか、ありまして、それは今回、やはり571件ですかね、補聴器をつけることができたということで、非常に補聴器装着による、何ですか、フレイル予防または認知症のリスクを軽減するという、こういうことが補聴器の装着には問題あるかと思うんですよ。これらについての一体というんですかね、併せた形でのア

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ンケートを取ったり、また、次の健診のほうに発展させるという、こういう仕事ね、保健所としてやっていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 委員のご指摘のとおり、補聴器をつけるだけではなくて、そこが社会参加のきっかけになるということが重要だというふうに考えておりますので、高齢福祉課、介護予防などの部門と連携した取組は進めていきたいと考えています。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 これらをやはり具体的に進める中で、結果としてというんですか、もう皆さんにきちんと公表していただきたいというふうに思います。

それで、耳の健康相談との関係では、先ほど永寿総合病院とか、あとは区立台東病院とかありますけれども、こちらとの連携をして、これらを区民に広く広めたり、評価というか、していくというところでの病院との連携はいかがでしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 先ほどこちらの講演会のポスターを掲示していただいた中には、永寿総合病院や区立台東病院も含まれております。この事業の中では、そういったところを中心に連携といいますか、協力はしていきたい、協力関係はつくっていきたいというふうに考えております。

委員長 伊藤委員。

伊藤延子 委員 このように、協力関係をしっかり強めていただくということで、本当に区民のフレイル予防とか健康増進につなげていっていただきたいということをお願いいたします。

委員長 ほかに。

本目委員。

本目さよ 委員 255ページの母子健康診査、以前、この場で新生児健診の費用補助について要望して、正直ご社協の案件なので、実現まで時間かかるかなというふうに思っていたんですが、それが実現したので、本当にうれしいです。ただ、まだ妊婦健診については、課題があることを今日お伝えしていきたいなというふうに思います。

ちょうど何人かの区民の方から同時期にご連絡いただいたんです。初期から血圧が高かった関係で、ずっと2週間に1回、妊婦健診に行っていますと。そしたら、何と毎週、健診になる、37週の時点で助成金使い切ることが判明しましたと。この方は、妊娠高血圧症候群の疑いで医師の指示により通院回数が増えています。ほかの方でも妊娠糖尿病だから、増えたという話も聞いていまして、本当は初期1か月に1回でいいんですよ、通常だったら。だけれど、特別に疑いがあるハイリスク妊婦だということで、通院回数が増えているケースがやはり何件かある、一部であるというふうに認識しています。入院が必要なほど重症になれば、一定の所得に応じてですけども、区からの補助がある。でも、この方の場合には入院はしていない、管理のための通院が増えただけで何の補助もなくって、37週といえは、もうすぐ出産というタイ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ミングです。大分おなかも大きくなってきて、ふうふう言っていて、一番不安で一番体がきつい時期に、次の健診から自己負担ですというふうに言われちゃいます。

都立病院とかだったら、比較的安く受けられるんですけども、都立病院だけじゃないですよ、台東区で産む方々は。そうすると、健康な金額、下手したら1万円超えるんじゃないかな。下手しなくても超えるんじゃないかなという気がしてまして、船橋市では、今年4月から新しい取組を始めています。14回の助成を使い切った妊婦さんに対して、妊娠40週を超えた場合とか、医師の判断で受診票を使い切った場合に最大で、この場合は2回分の健診費用を助成する制度なんですけれども、通常の妊婦さんでも40週超えることがあります。私自身も40週超えました。まだ生まれなかなと思いつつ、そうすると、1週間に1回じゃなくて、3日後に来てくださいとか言われるんです。次も自費かみたいところがあります。その辺、もうせつかなので、大分充実してきたので、償還払いでいいので、補助をできませんかね。これは自己責任じゃなくて、ハイリスク妊婦だから通院が増える。たまたま赤ちゃんがまだおなかにいたいから、お金がかかるというところなので、区に2点伺いたいと思います。

まず1点目、台東区でも、医師の指示により回数が規定を超えた場合に、超過分の費用助成する仕組みを検討していただけないでしょうか。

委員長 まず、そこから。

本目さよ 委員 まずそちらから。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 妊婦健診については、国は妊婦に対する健康診査についての望ましい基準というのを定めていまして、14回程度の健診の実施と医学的検査項目を示しております。これに基づいて、区では14回分の公費負担を実施しているところでございます。今のそういった事例についてのご指摘ございましたけれども、一方で、国は、妊婦健診について妊婦の経済的負担を軽減するための環境を整備するため、診療報酬等を勘案した標準額を定め、妊婦が納得感を持って選択できる環境を整備するという方向性を示しまして、近々、母子保健法の改正案を国会に提出すると聞いています。区といたしましては、国においてこのような大きな制度改正の方向性がありますので、まずはちょっとこれを踏まえた上で、区独自の助成の必要性も含めた、今後の公費負担の在り方については適切に判断していきたいというふうに考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ぜひ国の動向、今ね、出産も保険適用化みたいな話が出てきているので、じゃあ、妊婦健診どうなるのみたいなところとかもきっとあると思いますので、その辺も含めて、負担がなるべく減るような形でぜひお願いしたいと思います。

2つ目が、先ほどどちらと言ったかな、多胎児支援も回数が増えるので、そこは償還払いで、プラスアルファで台東区のほうやってくれているんですよ。さすがという感じなんですけれども、ただ、それ全部、郵送なんです。双子ちゃん出産した後に、わざわざ紙を印刷して書い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て、郵送でポストまで届けに行く。パートナーがいればいいですけども、いなかった場合ね、いつ持っていくんだろうみたいなのはあるんですけども、その辺、何かデジタル化がすごい遅れているなというふうに思っていて、特にほかのところもなんですけれど、母子保健の分野、本当にデジタル化が遅れている、でも、一番何かデジタル化進めてほしい分野なんです。スマホを持っていない人ほとんどいない世代、子供を産む世代が。なのに、なかなかそれができないみたいなところで、申請のオンライン化について区の考えを教えてください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 現在、保健サービス課で行っている事業につきましても、可能なものは電子申請でできるようにというところでは今、順次取り組んでいるところでございます。ただ、こちらの助成制度につきましては、特に償還払いのものにつきましては、かなり添付書類が多いという課題がございまして、簡単に電子申請化できるかどうかというところ、少し検討が必要かなとは思っております。ただ、ほかの課でも実施しているような事例を確認しておりますので、そういったところにも聞きながら、ちょっと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 ぜひそこは直接会っての支援、母子の支援というのは物すごい大事なことは重々承知していて、現場の保健師さんとか助産師さんとか、本当に忙しいのは承知しているんですけど、それと同じぐらい大事なのがデジタル化の支援だと思っています。ベビーシッターの助成制度も結構添付書類、多いのにオンラインでできますし、そこはぜひ早急に庁内一丸となってやっていただきたいと思います。

もう1点、256ページの産後ケアについて伺います。

台東区で唯一、1歳までの産後ケアを担ってくださっていたとりこえ助産院が休院、休止するという情報がホームページに出ています。まず確認させてください。この休止について、いつ頃把握して、ちゃんと把握しているのかということと、あと産後ケア事業そのものが継続されるのか。さらに日本助産師会、ここ、日本助産師会が、1階にとりこえ助産院さんがあって、日本助産師会の墨田台東地区との母子避難所、妊産婦避難所の協定も結んでいたかと思えます。これ影響を受けないのかとか、あとホームスタート的な事業もこちらにお願いしていた。何か結構幾つも事業で関係していると思うんですけども、その継続体制が大丈夫なのか、ちょっと複数質問ありますが、教えてください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 とりこえ助産院の閉院そのものにつきましては、ホームページに……

(発言する者あり)

塚田正和 保健サービス課長 休診ですね、休止、失礼しました。休止という情報がホームページに掲載された時点で把握しております。ただ、産後ケアの事業の話につきましては、そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れより以前に話は聞いておりまして、現在、とりこえ助産院には日帰り型の産後ケアと外来型乳房ケアの実施を委託しておりますが、こちらについては令和8年度は受託しないというふうに聞いておりました。

それから家庭訪問型の交流支援と委託をしておりますが、こちらはとりこえ助産院の母体である日本助産師会と契約をしておりますが、令和8年度の事業担当者や連絡先等について報告が最近もございまして、とりこえ助産院休止後も受託業務の実施は可能というふうに確認をしております。

委員長 本目委員。

あれ、まだ。

塚田正和 保健サービス課長 はい。妊産婦の二次避難所の協力についてですが、こちら建物利用については日本助産師会、妊産婦の支援活動については東京都助産師会墨田台東地区分会と協定を結んでいます。こちら、協定については継続していくことを確認しております。

委員長 本目委員。

本目さよ 委員 協定とかは継続するということだということで、ちょっと安心しましたが、ただ、日帰り型の集団の産後ケアがなくなる。つまり、台東区で今まで1歳までできた産後ケア、すごく需要があったわけじゃないけれども、でも、1歳までできれば延ばしてほしいって、いろいろなところからご要望いただいている産後ケアがもう一切なくなってしまうというところで、でも、実際にはね、当たり前ですけど、4か月過ぎてから育児の不安や孤立がぱっとなくなるというわけはももちろんないので、1歳まで対応してくれている施設があったからこそ救われた方がいたんじゃないかと思います。事実、次、もうすぐ第3子を出産される方もいつもとりこえさんの、集団の、助産院行って、産後ケア行って、次も行こうと思っていた。でも、何か休止して聞いてみて、どうしよう、なくなってしまうのというふうに本当に驚いて、残念がっていました。

近隣には、中央区とか民間の産後ケア施設で、1歳までというところもありますので、民間なので、医療機関じゃないので、協定の結び方とかすごく難しいかなとは思いますが、ただ、十分通える範囲なので、ぜひそうした民間施設の連携も含めて1歳までの産後ケア体制を再構築すべきだと思いますけれども、区の見解を教えてください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 産後ケアは出産後の母親の身体的、精神的な回復を支援する重要なサービスであり、利用者にとっても身近な場所でアクセスできるということは重要だというふうには認識しています。そのような中で区内のとりこえ助産院が休止するということが、利用者の皆様の利便性が低下するのではないかと懸念しております。今後の産後ケア事業においては、特に区内近隣のサービスをどのように確保していくか、幅広く様々な手法を検討していく必要があると考えております。

委員長 本目委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本目さよ 委員 ぜひそこはとても大事なところで、ほかの他区もいろいろやってきているところで、なるべく早くやっていかないと取られてしまうみたいなのところもあると思うんですね。もう、でも、本当に他区と一緒にやっているの、産後ケア施設、大体取り合いなんですよ。予約ができないみたいな話とかもすごい聞いているので、何だったら、民間の産後ケアを台東区に誘致するみたいなのところも検討してもいいのかなというふうに申し上げて、おしまいにします。以上です。

委員長 ほかに。

弓矢委員。

弓矢潤 委員 1点お伺いいたします。253ページの17番です。歯科基本健康診査についてお伺いいたします。

こちらの事務事業評価シートを拝見しますと、受診率は、令和4年度、5年度、6年度と3年連続で10%を下回っております。区民の口腔の健康を守る重要な取組であると考えますと、やや低い状況ではないかと感じております。まず、今年度の受診状況についてお伺いいたします。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 今年度につきましては、まだ年度途中ということもございしますので、現在把握している11月末時点の受診率ということでお答えさせていただきます。

11月末現在では5.8%となっております、前年6年度の同時期が5.9%ということで0.1%下がっているという状況でございます。

委員長 弓矢委員。

弓矢潤 委員 前年度とほぼ同じということ承知いたしました。ということは、今まで3年間、10%切っているということなので、このままいくと4年、さらにもう1年連続になりそうな感じだなというふうに感じました。とはいえ、既にこちらの事業とは別にかかりつけ歯科医をお持ちで、定期的に歯科健診を受けていらっしゃる方も一定数いらっしゃるのではないかと思います。こちらの本事業における受診以外も含めて、区民の歯科健診の受診状況を把握するような調査やアンケート、データなどありますでしょうか。もし把握しているのであれば、その辺りのデータ、概要もお示しいただけますでしょうか。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 令和5年の健康づくりと医療に関する区民意識調査というもので調査をしております。虫歯や歯周病などの治療を含め、定期健診や歯石除去、歯磨き指導などを受けられるかかりつけ歯科医を持っている方の割合は71.6%という回答がありました。また、受診に関してですが、過去1年間の歯科健診の受診状況について、区の歯科健診を受診されたという方が15.8%、自費で健診を受けているという方が33.8%、職場の健診を受けたという方が11.3%、受診していないという方が36.4%という状況でございます。

委員長 弓矢委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

弓矢潤 委員 では、こちらのこの10%以下というところで、ちょっとかなり心配はしていたんですが、かかりつけ医であったり、職場であったり、様々なところで何かしら歯科医の受診をされている方を含めると、かなりの方がいらっしゃるところは少し安心しましたが、それでも全く受けていないのが36%、三十何%って今おっしゃってりましたので、そういう一定数全く受けていない方もいるというところはやはり心配要素でありますので、口腔環境を整えることは全身の健康維持にもつながる重要な取組であります。

そこで最後に、受診率向上に向けて、今後どのような周知や取組を行っていくか、もしあればお考えをお聞かせください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 歯科基本健康診査につきまして、現在、受診期間の途中において、未受診者を対象に、受診を促すはがきを送付して再勧奨を実施しております。令和7年度は30歳から85歳の5年齢ごとに再勧奨を行いまして、さらに、8年度は二十歳の年齢の方にも実施をしたいというふうに考えています。また、8年度からの取組として、これまで誕生日や年齢で区分していた受診期間を6月から3月という形で統一をして、事業のご案内を分かりやすくすること、また、受診期間をそれぞれ10か月に拡大することで受診率の向上につなげたいというふうに考えております。以上です。

委員長 弓矢委員。

弓矢潤 委員 承知いたしました。よろしく申し上げます。以上です。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員253ページの10番、健康増進センターについて伺います。

今年度より指定管理者を導入しておりますが、その導入に至った経緯について教えてください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 こちら、令和7年度から指定管理者制度を導入しております。台東区民の健康課題の対応として、区民のニーズを的確に把握し、専門知識や経験を生かした様々な運動教室を柔軟に実施し効果的な運営を行うことで、運動習慣のある区民を増やして健康増進を図ることができるのではないかとということで、指定管理者制度を導入したところでございます。以上です。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 ちなみに、来年度の指定管理料を教えてください。それと、健康度測定については、この指定管理者が行うのかどうか、併せてお聞かせください。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 令和8年度の指定管理料につきましては、9,482万8,000円を計上しております。

それから、健康度測定についてですが、施設利用に当たって疾患や健康に不安のある方を対

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

象に、体温、血圧、体重、体脂肪などの測定を行い、その結果に基づき運動の可否を決定したり、必要に応じて運動プログラムを作成するものですが、その中で、医師が立ち会うということで、こちらについては区のほうで調整をした医師に立ち会っていただいています。またあわせて、保健師による保健指導とか、管理栄養士による栄養相談、あるいは、運動については健康運動指導士が従事しておりますが、こちらは指定管理者のほうでやっているということでございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 これ、上野だけですよ。今、千束が当然休館しているんで、そう考えた場合、この9,482万8,000円って妥当な金額なの。ちょっとよく分からない。適正ですか、これは。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 こちらは適正であるというふうには考えております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 そう言われたらそうですかと言うしか言いようないんだけど、一般的に、何だろう、金額を聞いたとき、ちょっと私驚いたのね。私も何度かここ伺ったことがございます。恐らく指定管理者が行う事業としては、トレーニング室のいわゆる指導を行ったり、あとは様々な運動教室の、一応その辺の講師というか、行っていただけというふうに、私はそのように認識しているんですが、これ、上野の増進センターでは何名の方が、これは指定管理者がここで勤務されるんですか。延べ何名という形になってしまう。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 ちょっと具体的に何人の職員が従事しているかというところについては、確認をして後ほどお答えします。

委員長 じゃあ後ほど。

小坂義久 委員 後ほど。分かりました。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。そして、ここの今、利用度なんですけど、千束は今休館なので、恐らく千束に今まで通っていらっしゃった方が、様々ないろいろなトレーニング室もありますが、そちらへ通ったりして、さすがに上野はちょっと距離的なもんもあるんでしょうけど、恐らく、そうはいつでも健康増進センターとうたっているんで、そういった影響で上野のほうにも通っていらっしゃる方がいらっしゃるかなというふうに私は思うんですが、コロナ前と比べてこのトレーニング室、増進センターを利用されている方のいわゆる人数的な推移について、大体コロナ前に戻りつつあるんでしょうかね。

委員長 保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 健康増進センター、上野と千束合わせた数字で申し上げます。こちらが平成29年度は3万5,257名、延べで1年間ございまして、これに対して令和6年度は

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2万5,717名ということで、一時期、コロナ禍の際の減少からは回復しているところです。令和7年度につきましては、12月までの実績ですが、3万3,101名ということで、このままでいきますと、ほぼコロナ前の水準に戻ってきているかなというふうに考えております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。徐々に利用される方が増えていらっしゃるのは大変喜ばしいことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、ちょっと指定管理料は高いなと指摘だけさせていただきます。以上。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 251ページの帯状疱疹ワクチン接種費助成についてお聞きします。

今、定期接種化になって、65歳以上の方に予診票を送付していると思うんですけども、この予診票を送付した数と接種者数で、接種された割合というのを教えていただいたよろしいでしょうか。

委員長 保健予防課長。

尾本由美子 保健予防課長 お答えします前に、1点確認でございます。251ページの帯状疱疹ワクチンのところは、すみません、これは任意接種でございますして、先ほどお尋ねでは定期とおっしゃったと思うんですが、定期のほうの数字のお答えでよろしいでしょうか。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 すみません、任意接種のほうも教えていただいでよろしいですか。任意接種のほうを教えていただくのと、プラス定期接種、両方とも教えていただいでよろしいですか。

委員長 保健予防課長。

尾本由美子 保健予防課長 では、任意接種のほうからです。令和7年度12月末の段階で2,092件の接種実績がございます。また、定期接種につきましては、同じく12月末時点で2,087人でございます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 分かりました。任意接種に関しては対象50歳以上ということで、最初のときに、いろいろなところで50歳以上の方がという話だったんですけども、それが実際、70代の方が非常に発症が多いということで、国のほうは65歳以上という形で今、定期接種を始めている中で、台東区としては50歳以上のところにもしっかりと、任意接種に関しても補助を出していただいでいるのはすごく高く評価させていただきたいと思ひます。

ちょっとここには書いていないんですけども、いわゆる定期接種のほう65歳以上ということで、教えていただいたところでは、接種された割合が大体21.9%というところなんですけれども、これ、1回接種予診票を出した後に、再勧奨というか、もう一度どうですかというようなご案内はしているのでしょうか。

委員長 保健予防課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

尾本由美子 保健予防課長 定期接種を多くの方に受けていただきますように、未接種の方に対しては昨年12月末に接種期限などをお知らせするはがきをお送りして、個別に勧奨いたしました。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 やっていただいているので、引き続きお願いしたいと思います。非常に疱疹痛ね、痛いという話もありますので、皆さん知っていただきながら予防に努めていただけるように、ご案内していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第4項、環境衛生費について、ご審議願います。

小坂委員。

小坂義久 委員 環境ですね、266ページ、6番、住宅宿泊事業事務です。これ、単純に、前年度と比較した予算額増の要因について教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらは住宅宿泊事業監督業務委託というものをやっております、届出住宅に対する調査件数を400件から800件に拡大させていただきました。その委託料の増が202万4,000円というところが大きな要因となっております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 分かりました。調査件数が約倍に増えたということで、そうすると、当然予算額が上がるのは当たり前の話だなと思います。

今年度における地域住民との、この民泊、いわゆる業者さんとのトラブル内容とか苦情件数について、当然、7年度まだ全部終わっていないわけだから、途中で構わないんで、ちょっと教えていただけますか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 令和8年の1月末時点で届出住宅に対する苦情件数ですが、141件となっております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 その届出件数、苦情件数について、所管としてどのような対応をされたのか、教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらは、苦情者の方からきちんとお話を伺って、事業者のほうに連絡を取らせていただいて、職員のほうで対応させていただいているというところでございます。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 その結果、ある程度トラブルが解消されたと信じてますが、もう本当に、い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ろいろな意味でそういったやり取りが常にある部署だなというふうには認識していますので、その辺のところはこれ以上もう追及しません。

住宅宿泊事業者講習会ですが、これ、毎年行っております。そこでトラブルに対して講習会資料の有効活用をとうたっているんですが、これがどこまで徹底されているのか、ちょっとその辺のところ、所見を伺いたいと思います。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらは、住宅宿泊事業につきましては、それぞれの施設でハウスルールという形で、その宿泊施設のルールを定めたものを置いているというところはあるんですが、やはり宿泊客の方がなかなか理解できないというところもございまして、事業者のほうからもいろいろ困難がありますよというお話を伺っていますので、例えば今回の、ハウスルールの中で分かりやすい喫煙ルールのチラシなど追加させていただいて、事業者のほうからも活用させていただいていますというようなお声はいただいております。

委員長 小坂委員。

小坂義久 委員 お客さんも様々な国の方がいらっしゃると思いますので、いろいろな意味で、その辺のところは所管課としてもいろいろな言語で対応はされていると思うんですが、この新規の届出件数ですね、民泊の、毎年当然増えているなというふうに思います。そこで、こうした各区、様々な県等でも、民泊による相次ぐトラブルに対して条例を改正する動きがございます。本区として、この8年度については、その辺の動きについて対応なされるのかどうか、どうお考えなのか、それ、最後に聞いて終わります。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 区では現在、民泊の現状と課題を把握するために、区公式ホームページ及び区政サポーターアンケートにおいて、民泊に関する区民アンケートを実施しております。本アンケートの結果等を踏まえ、民泊に対する規制強化を含めた今後の方向性について検討してまいります。

小坂義久 委員 以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 吉岡委員。

吉岡誠司 委員 また関連ですみません、恐れ入ります。今、苦情件数であったりとか、区民アンケートの件、これからの方向性、示していただきました。

私のほうからは、今現在の民泊事業者の届出件数について、改めて教えてください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 こちらも令和8年の1月末時点になりますが、届出件数は1,344件となります。

委員長 吉岡委員。

吉岡誠司 委員 ありがとうございます。届出出されている事業者の数については、いわゆ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和2年時点では545件だと認識しています。それが現時点で1,300件を超えるという状況ということで、この5年間で約2.5倍に増加しています。国内とか海外からのたくさんの観光客を迎え入れるという面においては、宿泊需要に対応すること自体は重要だと私も認識しております。一方で、苦情件数もやはり増加しているということと、騒音、ごみ出しなどの問題があった事業者の指導がやはりなかなか踏み込みづらいのかなと思っています。家主居住型、そして不在型の実際の状況確認がやはり難しいというところで、生活衛生課の方も苦労されているのかなと感じています。

渋谷区では、家主不在型の民泊について、営業日数の上限を年間60日とする方向で条例改正を検討していると話を伺いました。豊島区では、民泊条例を改正して、営業期間を年間180日から春、夏、冬休み120日に制限するだったりとか、あとは、住宅の専用地域とかの、区内の新規施設の設置を禁止するというような規制を導入しているそうです。

台東区では、民泊事業者の届出情報を公表していますので、私自身でちょっと拝見したところ、浅草一丁目から六丁目が約1,300件のうちの400件近く、西浅草一丁目から三丁目も230件、東上野、北上野、上野地域、上野駅周辺の地域で約270件というふうに、アクセスを考えると当たり前なんですけれども、一部地域にやはり集中しているなという状況を感じます。観光地の近くで宿泊することは、観光客の方にとっては便利なんですけれども、今、言語が分からなくても、スマホだったり、位置情報を簡単に見ることもできますし、交通も発達して、最近だとタクシー配車アプリも普及してきていますので、必ずしも観光地近くに宿泊しなくてはいけないという状況ではないと思っています。何が言いたいかといいますと、民泊が一定数以上集中している地域については、新規の民泊の設置を制限するだったりとか、もしくは全体的に営業期間をより一層絞っていく、住居環境をいま一度、区民の暮らしを優先する時期に来ているのかなと思っています。

今後、台東区においても条例規制をさらにするとしたら、ちょっと規制内容が弱かったなという場合でも、しばらくの間は変えられないと思うんですね。なので、だからこそ、ちょっと規制内容に関してはある程度強くしていくという方向性、考えるべきではないかなと思います。私以外にたくさんの委員も今まで課題と認識して発言されておりますので、ぜひこの機会に何かご意見とかあれば、青柳委員もぜひお願いいたします。

すみません、要望で終わらせていただきます。以上です。

(委員長退席、副委員長着席)

副委員長(中澤史夫) 青柳委員。

青柳雅之 委員 ご指名いただいたので。一応、ちょっと確認なんですけれども、台東区は、結構一番当初に条例つくったときに、それなりに厳しい条件をやった記憶があるんですね。家主滞在型と家主不在型で分けていて、家主不在型は、たしか週末営業だけだったかな、それぐらいの差をつけて既にやっていると思うんですが、その確認をお願いします。

副委員長 生活衛生課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

福田兼一 生活衛生課長 おっしゃるとおり、台東区におきましては、管理者が常駐しているときのみ平日はできるという形になっております。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 その上で、今何が起きているかということ、家主が滞在型ということで登録していながらほとんどいないとか、あるいは、何ですか、近距離で駆けつけるというようなことにしていながら、いろいろな情報が出ていないということで、やはりそこ、不具合が出ているんですね。だから、条例改正に踏み込む以前の段階で、こうした登録したものがきちんとされているかどうかということと、あとは、よくあるパターンなんですが、民泊のシールありますよね、あれが多分、相当ちっちゃいんですね。しかも施設のすごい奥とかに貼られていて、外からはもう本当、分からないようになってきているというところが多いので、やはり民泊マークをもっとどかくするとか、あとは、必ず公道とか外に面しているところに貼らなければいけないとか、あと、かつては連絡先やなどもしっかり明記されていたようなシールがあったと思うんですが、その辺りのことをもう少し徹底をして、優良な民泊が周囲からちゃんと認められて、そうじゃない民泊さんはやはり、排除って言うのであれば、淘汰されていくような、そんな仕組みづくりを、何ていうんですかね、もちろん条例改正、ほかの地域でもやっているから必要だと思うんですが、その前に、一番最初に台東区がつくった理念、民泊の、これをしっかりと徹底できるような取組が必要じゃないかなと思うんですけれども、負担は大変だと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 先ほども申し上げたとおり、委託事業で件数を倍増させておりますので、そちらの中で、過去苦情があったところですか、新規の標識の確認ですとか、そういったところも含めて、きちんと調査を進めていきたいと考えているところでございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 あと1点だけ。防災のことも最近気になっているんですよ。ホテルとか簡宿というのは事業系ですから、住民ベースじゃなくて事業者ということで防災のカテゴリーがあると思うんですが、民泊だと場合によっては、いわゆる住人というのかな、町会単位のほうに避難するということになるんですかね。

副委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 先ほど申し上げたようなハウスルールの中に、災害が起きたときにどこに避難しますよということを明記して各施設に置いてございます。ちょっと、最寄りの避難所というところで書かせていただいているかと思えます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 旅行者に関しては、何でしたっけ、帰宅困難者じゃないけれど、たしか東京都のカテゴリーで広域的な避難所に受け入れていただくと。あるいは、大規模なホテルに関しても、在宅避難じゃないですけど、その施設の中で過ごす。オフィスとかと一緒にという

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ことになっているんですが、民泊に関しては地域の町会が運営する、その避難所なんですか。

副委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 基本的には在宅避難という形になると思いますが、外に出たときとかそういうときに、どこに避難すればいいよ、大きい公園がどこにあるよとか、そういったことを記載しているというところでございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

災対いるか。元災対課長か。

副委員長 危機・災害対策課長。

小池雄太 危機・災害対策課長 お答えいたします。

詳細については、すみません、今確認を取れませんが、宿泊施設にお住まいの方は、基本的には避難所の避難とはなっていないというのは原則ではございます。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。それで、ちょっと民泊の担当に確認したいのは、やはりホテルとか、場合によっては簡宿とかはきちんと管理者がいるので、その辺りも徹底をされていて、ホテルの宿泊者が近所の小学校に来たりとかいうことはあまり考えられないんですが、民泊に関して、さらに家主が家主滞在型とはいえ、いないことが多いというふうになると、いざ何か起きたときにはその近所の避難所に、住民ベースのところにはいっしょじゃないかなという心配があるんですが、そこは徹底していただけますでしょうか。

副委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 大変申し訳ございません。答弁を訂正させていただきたいんですが、場所を示すということではなくて、火災ですとか地震、その他の災害が発生した場合における通報の連絡先を案内しているというところでございます。基本的には在宅避難ということです。失礼しました。

副委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 こういう土地柄ですから、近所に民泊で来ていた海外からのツーリストが近所の方などに聞いてね、避難所はあそこだよって教えてくれる方などもいらっしゃるんですが、やはりいろいろな混乱が起きる可能性もあるので、その辺りのことも併せて事業者の方には徹底していただきたいなということをお願いしておきます。

民泊に関しては以上です。

(副委員長退席、委員長着席)

委員長 ほかに。

岡田委員。

岡田勇一郎 委員 263ページ、公衆喫煙所の整備、こちらなんですが、公衆喫煙所の整備が30か所で、既存であるものが30か所なんですが、民間の公衆喫煙所の設置費用等が助成が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

増えて、台東区内の公衆喫煙所の数が増える見込みはすごくいいことだと思っていますが、区で独自に用意する公衆喫煙所の数がこの予算書で増えていないということは、これ以上増やす気がないというふうに捉えているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 来年度につきましては、区が設置する公衆喫煙所につきましては具体的な用地の確保ができておらず、新設の予算は計上しておりません。しかしながら、区内のポイ捨てや路上喫煙の状況などから、設置数についてはなお不足していると認識をしております。今後も民間事業者に、設置と併せまして、区による整備につきましても引き続き推進していきたいというふうに考えております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 予算書なんで、これが区の方針というのがすごく見えてきて、これは、例えば33か所に来年増えましたというのはすばらしいんですけど、それは全部補正予算になるわけじゃないですか。じゃなくて、もう意気込みとして、35個なら35個に増やすとかいう気持ちの表れだと思っているんですね。私、周りで、特に入谷駅周辺、本当にポイ捨ても多いし、いろいろな方にお叱りを受けています。区民館とかそういった施設というのは、もともと喫煙所あったと思うんですよ。たしか第一種施設というのは、この区役所、事務作業する場所が原則であって、第二種の施設の中には造れるという認識でいいんですかね。公民館は。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 方針の策定につきましては健康課で行っておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づきまして、第一種施設、先ほど委員がおっしゃられた行政施設、行政機関の庁舎や保育園、学校、病院などにつきましては、屋内に喫煙所を設置することができず、屋外も受動喫煙を防止するための必要な措置が講じられた特定屋外喫煙場所じゃなければ設置することができないとされております。

そして、第二種でございますが、多数の方が利用するということで屋内禁煙が原則でございます。受動喫煙防止措置を講じた喫煙専用室の設置は可能とされているところでございますが、本区では、施設利用者の健康保持の観点や、区有施設の施設内に十分配慮した喫煙場所を設置することということが困難であることから、第二種施設も含め、屋内及び施設内は原則禁煙としております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そうなんですよ。可能なんですけど、原則禁煙にしていると。ただ、区民館の周りっていっぱいいろいろな人が吸っていて、もう本当に迷惑しているという自宅の方、家の方が物すごく多いんですよ。確実に区民館から出てきているのを見られているわけですよ。そういうのが区民からすると、だったら中造ってくれよと。そうじゃないとうちが迷惑するんだと、ごみ捨てられるし。区としてどう考えているんだというふうに言っているんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すけれど、その辺どうでしょうか。

委員長 健康課長。

大網紀恵 健康課長 区の方針といたしましては、現在、やはり健康たいとう21で喫煙者率を下げるというところを目標としてやっているところでございます。基本的には、方針のほうはそのままというところでいきたいと考えております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 理想はすばらしいと思います。ただ、現実的に困っている区民の方がいるんですよ。だったらもう区民館要らないから、どかしてくれぐらいの。違う場所にしてほしいと。要は、自分ちの前でたばこ吸われるぐらいなら区民館閉鎖してほしいと。ぐらいもう怒っている方がいらっしゃるわけですよ。確かに、じゃあ私の家の前、皆さんの家の隣に区民館があって、喫煙所がない。区民館いろいろな人が利用する。外出てきて自分ちの前ですっとたばこ吸われたらどうですか。

(「嫌だね」と呼ぶ者あり)

岡田勇一郎 委員 嫌ですよ。そういうのを考えると、もう、ちょっと喫煙所の数も足りていないし、区民館の中も含めて、区有施設の中も含めて、考えなければいけない時期に来ているんじゃないかなと思っていて、ただ締めつけるのは簡単なんですけれど、依存症だということもあるんで、やはりゼロにはならないと思うんですよ。ゼロにならないものがずっとあるというのは問題だと思いますし、台東区今、たばこ税で35億円入ってきていて、たばこ関係で使っているお金って2億円ちょっとなんですよ。1割にも満たない。たばこ吸っている人が払っている税金でたばこが吸いたい人たちの権利を確保できないというのは問題なんじゃないかなというのと、やはり周りの住民の方が困っているというのは、たばこ吸われる方も吸われない方も、この中にはいらっしゃると思いますけれど、どちらでもいいんですよ。ただ、住民が困っているというのは耳を傾けるべきなんじゃないかなというふうに思うんですけれど、環境課さん、どうでしょう、来年50か所増やすぐらいの。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 用地の確保等の課題はございますけれども、今後とも粘り強く整備を推進していきたいと考えてございます。

委員長 そういうことでよろしく申し上げます。

岡田勇一郎 委員 分かりました。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 じゃあ、すみません、関連で。ちょっと今の部分を少し深掘りさせてください。

まず、ちょっと金額的な部分を確認したいんですけど、公衆喫煙所の整備のところと設置等の助成のところ、設置等助成について2,400万ほど昨年度予算に比べて増になっているん

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ですけれど、ほぼ同額これ、公衆喫煙所の整備のところが減になっていて、ほぼ行ってこいという感じなんですけれど、ここ、何か公衆喫煙所の整備のところが減になっている理由って教えてもらっていいですか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 昨年度は当初予算に千束公園の公衆喫煙所の整備が計上されてございましたが、今年度は新設の予算を計上しておりませんので、その分の減でございます。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。すみません、ちょっとその認識が漏れていました。

それで、あと、ちょっと1点教えていただきたいのが、公衆喫煙環境の整備指針あるじゃないですか。あれにおける重点整備エリアの喫煙所設置状況が策定時からその後どうなっているのかという部分について、教えてください。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 重点整備エリアにつきましても、駅の周辺ですとか、人が多く集まる地域のため、現状もやはり用地の確保が課題となっており、整備は足りていないというふうに考えてございます。来年度拡充予定の民間設置に対する公衆喫煙所の設置費等の助成の活用により、一層の促進を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 田中委員。

田中宏篤 委員 分かりました。これ、本当に、健康課さんの側面から見ると、区民の健康増進という部分でたばこに対して吸わない方向にということと整備していく。ただ、そうはいっても一定数吸う人がいる中で、環境課としてやはり進めていかなければいけない。特に分煙対策を進めていかなければいけないという部分について、相反する様々な意見あるので難しいと思うんですね。

ただ、自分がちょっと1点言いたいのは、喫煙環境整備指針あるじゃないですか。あれって令和4年度から策定されていて、この予算年度でちょうど5年目になるという中で、進んでいるところ、まだまだ足りないところ等もあると思いますし、その5年間においての、コロナ禍の直後ぐらいに整備したものなので、そこからの変化もあると思いますし、観光客の増加ですとか、本当、様々な状況の変化があると思うので、この整備指針についてもそろそろ見直しの必要性が出てきているんじゃないかなというふうに思うんですが、そこについてはいかがお考えでしょうか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 令和4年に策定しました整備指針は、喫煙する人もしない人も共存できる分煙社会の実現を目指す目的で策定をしております。喫煙所の整備を進めることや、マナーの向上を図ることなど、その取組の大きな方向性は現状も変わっておりませんので、現状におきましては、改定は予定はしておりません。

委員長 田中委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

田中宏篤 委員 分かりました。ちょっとそこに関してはいろいろな考え方あると思うんで、今後も私、追っていきたいとは思っているんですけども、設置助成だけだと、民間のところ、やはり人が多いところに多いというと、民間の設置って進むと思うんですね。助成金があれば、そこで、じゃあ例えば自身が商売やっている場合に、誘導にもつながったりというところで進む側面もあると思うんですけども、そうじゃないエリアだとやはりなかなか進んでいかないという中で、やはり公設に関しては必要になってくると思うと。その中で、やはり区有地の活用というのは、そこは健康課とのいろいろ、何ていうか、認識の議論というのは相反する部分はあると思うんで、あるとは思っているんですけども、そこに関しては重要なテーマだと思っていますので、ぜひ引き続き、こちら努力していただければということだけ申し上げて、私からは以上です。

委員長 ほかに。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 関連。

鈴木委員。

鈴木昇 委員 先ほど岡田委員から駅前とかの喫煙所問題ありましたけれども、御徒町駅前もそうですし、日暮里もそうですけれど、駅前のたばこを吸える場所の設置状況とか、あと、面で見たとときにね、この辺のエリアというのはやはり設置が必要だというふうに、少し丁目的に、細かい分析とかってどういうふうに行っているんですか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 区では、ご意見をいただきましたときに、住所ですとかを確認しております。大体どこの丁目でご意見が多いか、課題が多いかというのを把握し、喫煙所の整備の際に参考にしてございます。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 今、丁目でどのエリアが希望が多いとかどのごみが多いとかというのは、具体的に見えているんだったら、なぜそこに増えないかという分析はどういうふうに行っているんですか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 やはり、ご意見の多いところとしましては、指針の中でも定めている重点整備エリアになってまいります。上野や浅草、御徒町、浅草橋などになっております。来年度、民間設置の公衆喫煙所に対する助成金を拡充いたしますが、事業者等にヒアリングを行いましたところ、やはりそういう駅前ですとか人の多いところというのは、一つ賃料がネックになって整備が進まないというところがございますので、来年度の助成金の拡充に当たりましては、駅近物件の平均家賃を基に助成額の拡充額を積算しております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ということは、積算は分かりました、増やしていただいたこともいいことだ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と思うんですけど、その重点エリアで企業が、いわゆる企業型の喫煙所というのが、手が出せないのであれば区がやるべきじゃないかなというふうに思っています。谷中エリアでもやはりたばこ吸うところないですかって聞かれるし、私の事務所の両隣は飲み屋さん、食べ物屋さんなので、飲んで、たばこ吸いたい人がお店の前でたばこを吸っているのを見たときには、別に私もたばこ吸うので、中に入ってたばこ吸ってくださいと。やはり道路でたばこを吸うと、臭い流れるので嫌だと思う人もいそうなので、中に入ってやってくださいというふうに声かけてしまうんですけど、やはりそういう重点エリアって、業者が手出しづらいところはもうちゃんと区が出す。だから、それこそ予算書にきちんと載せるぐらいのことをやっていただきたいと要望します。以上です。

委員長 岡田委員、戻します。

岡田勇一郎 委員 266ページの公衆浴場活性化等助成、こちらなんですけど、区内の銭湯、公衆浴場を守るという意味で、本当にいい事業だと思っています。ただ、公定価格で決まっている銭湯、1回大人で550円、それしか取れないというのが状況でありまして、活性化事業助成というふうに書いてあるんですけど、これ、設備の更新とかそういうのがメインになっているのかなと思っています。せっかくこういう名前をつけていただいたんで、ぜひ、何ていうんですかね、銭湯でも、はやっている銭湯って言ったら変ですけど、一生懸命工夫をいっぱいされている銭湯ってあると思うんですよ。タオルを自分でオリジナルで作ったりとか、Tシャツをオリジナルで作ったりとか、あとはサウナを付加してみても、その分でお金を頂戴したりとか、いろいろなものがあるんですけど、そういったことをやりたいけれどアイデアが湧かないみたいな方も中には当然いらっしゃるって、そういう銭湯というのは、固定資産税もどんどん上がっている、燃料費もどんどん上がっている中で、継ぐ人いないんだったら閉めちゃうかみたいなことになりかねないので、そういう意味では、せっかく活性化事業というふうに名前をつけているのであれば、そういう専門家ですとか、そういう経営相談ですとか、そういうところにも目を向けていただけないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

古屋和世 福祉課長 お答えいたします。

浴場助成の活性化事業ですけれども、省エネに関するような施設整備だけではなく、利用者の方の健康増進に寄与する設備機器であったり、公衆浴場のサービスの向上、イメージアップに寄与する設備機器、そういったものも対象となっております。委員ご指摘のとおり、浴場さん、いろいろな経営の仕方をしております。非常にアイデアが豊富で、いろいろな新しいことを取り入れるところもあれば、従前と同じような形の経営のやり方をやっているところもあるかと思えます。それぞれ特徴があって、それはいいということもあるのかもしれませんが、やはりどうしたらいいのかわからないというようなお悩みがあるのかもしれないということにつきましては、現在、浴場さんは、公衆浴場の組合という形で、20浴場が一つまとまりになって活動しているところがあります。そういった中で、例えば意見交換だとか情報交換

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ができるようなものはないかというようなご提案をさせていただく。また、経営等々に関するような相談でしたら、地域の一事業者というところで、例えば産業振興課などでやっておりますような相談事業が使えるのではないかとというところで情報提供していけたらというふうを考えております。

委員長 岡田委員。

岡田勇一郎 委員 そうですね、ぜひそういったつながりですとか、区は皆さんのサポートを最後までちゃんとしていきますよというような姿勢でいていただけたらありがたいなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

青柳委員。

青柳雅之 委員 私、手挙げていなかったけれど、ええですよ。私のところは、261ページの動物愛護管理について質問いたします。これはちょっと短めにいきます。

今回、動物愛護いつもやっているんですが、ペットマナーパトロールというのが増えているんですね。これは、ペットの落とし物というんですかね、排せつ物をチェックするというか、管理する、そんな内容だというふうに伺っているんです。もう少し詳しく内容と、あと、費用をこのうちの幾らぐらい使ってやるのかということも含めて、お聞かせください。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 これまで犬のふん尿の放置について苦情ですとか相談が多く、区民を悩ませている深刻な課題となっております。そこで、来年度から、動物の飼育マナーについて区に通報が寄せられた現場の確認ですとか、飼い主等に対する注意喚起を行うための委託を実施いたします。金額につきましては、約180万円となっております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ありがとうございます。これはなかなかなくなる、もう大昔に比べたら変わっているのかもしれませんが、いまだにやはり落ちていますよね。これは飼い主側の問題だと思うし、やはりこれは、何ていうんですかね、パトロールの方にまでやってもらうようになるというのは、もう本当に恥ずかしいことだと思っています。

ただ、その一方で、じゃあどうしたらいいのかということを見ると、やはりほかのよき飼い主さんたちの協力というのは一番じゃないかなと思うんですよ。というのは、あれを拾う道具とか、袋とか、ティッシュとか、いつも持っている方たちで、しかもそのしまうところまで持っているんですね。あとは、いつも下を見ているから、よく気づくんですよ。私なども、大体落ちてると、大谷君と一緒に運を拾おうということで、必ず拾っていますよ。大体1散歩に1回ぐらいはほかの子の運をいただいて帰ってくるんですが、そういった取組とか、あとは、もっとぐいぐいやっているところは、多摩のほうでは何市かやっているんですが、イエローチョーク作戦といって、落ちてるところにイエローチョークでいろいろ書いていただいて、そこをワンちゃんの散歩の人って大体通るわけですから、同じところを、自分が前の日にやっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たところがそうやってマークされているということで自主的にあれしようとか、いろいろな取組があるんですね。ですので、今回のパトロール、通報があってパトロールというのも一つの手だと思うんですが、このいろいろな方法をあれして、深刻な悩みをぜひ解消するほうに動いていただきたいと思っています。

それプラス最近の話題としては、高齢者とペットというのはやはり大きなテーマになってきました。特に高齢になったらペットを手放さなければいけないのかというところが一番ありまして、ペットの後見ですとか、遺贈寄附とか、いろいろなテーマがある中で、特に、家族が多いうちのペットよりかは、少なくなつてからの動物の癒やしとか、動物のパワーというのは非常に有効じゃないかって言われているんですね。台東区はちょっと進んだ取組をやっていたと思うんですが、その点についていかがですか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 そういったお話は非常に多く出ていまして、本区では、ペットの終活ノートのようなもので、ご自身が何かあったときに誰に預けますよとかいうものを記載したノートを記入していただくというところで、関係各所にそういったノートを配って周知をしているところでございます。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 分かりました。

最後に1つだけ申し上げておきますが、わんわんパトロールというのをやっているんですね。生活安全のほうが一緒になってやっていますが、これは、中村さんも行っていただけ、実は、ペットの散歩が何か悪いことばかりだというふうに言われてしまうと嫌なんです。犬の散歩をしている人が多い地域は犯罪の発生率が低い、あるいは、ワンちゃんがいっぱいいる公園は犯罪の発生率が低いというようなデータは世界的にも、あとは、近隣でいったら隣の足立区でも、しっかりとしたデータが出ているんですね。そういった意味では、ワンちゃんの散歩イコール何か害だみたいなどころじゃなくて、地域の安全とか、防犯とか、治安にも大きく役立っているということで、どんどん人とペットが共生する環境づくりに頑張りたいと思います。以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 関連。

富永委員。

富永龍司 委員 私もこれ出してあるので、すみません、聞きます。

今、その前に青柳委員からありましたふん尿の問題かな、特におしっこの問題、たまに最近見ていると、実は街路灯とかで根元にして、やはり腐食につながって倒壊するというのもあるみたいですから、そこの辺はしっかり、当人はお水をかけている方もいらっしゃるって、その効果はよく分からないんですけども、しっかりマナーの指導はしていただきたいなと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、自分の質問ですけど、ここ、不妊治療のところの業務委託なんですけど、これ、昨年からはじめたのかな、今年度からはじめたのかな。てなっていますけれども、今後これ、業務委託と今、個人かな、でやっているやつと、これ、併用してやっていくんでしょうか、それとも業務委託一本に絞っていくんでしょうか。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 今、委員ご発言のとおり、不妊去勢手術費助成というものが地域猫ボランティアの方に対する助成というところと、あとは、その意見の中で、地域猫を捕獲する技術が継承されにくいということとか、あとは、やはりご自身で不妊去勢手術を出すと、病院によって金額が違っていたりとかするので、なかなか連れていってお金を出してというのも大変だということで、TNR、捕獲をして、去勢手術をして元の場所に戻すという部分を委託でやっているところがございます。こちらについては、来年以降も引き続き継続はしていきたいと考えております。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 ごめんなさい。あわせて、個人でやっているやつも続けていく。

委員長 生活衛生課長。

福田兼一 生活衛生課長 そちらも同時でやっていきたいと思います。

委員長 富永委員。

富永龍司 委員 捕獲するのに本当に猫ちゃんを傷つけちゃいけないということで、技術が必要ということで、なかなかそういった人がいない。実際、去年この事業者さんも捕獲する人、できる人かな、そんなにいないんで、その方がけがした数か月間は、ちょっと事業をお休みをしていたというふうにも聞いています。本当に猫ちゃん、やはり地域猫ちゃんが減ってきたというのは認識はあるんですけども、それでもやはり、たまに私の家の路地で猫の鳴き声は聞いていたりしているんで、そのときは何日が通ってみたりして気にはしているんですけどね。やはりそういった、本当は、捨ててしまうのかどうしてしまうのか分かりませんが、猫って本来、日本にいないものなんですよ。古来日本にいたものじゃなくて、平安時代、奈良時代に、ネズミを捕るために海外から連れてきたものなんですよ。人間の都合で日本に連れてこられたのが本来なんですよ。というふうになってしまって。逆に、沖縄などはあれですよ、マングースも今、害獣扱いされて、人間の都合で、日本人の都合で持ってきたのに、今、駆除対象になっちゃったりもしていますんで、本当はやはりちゃんと最後まで飼っていただくというのが大事だと思いますので、しっかりその辺を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 青柳委員、戻します。

青柳雅之 委員 じゃあ私、もう1個ね。私は次が263と264、花の心シリーズなんですけど、今回、まず、花とみどりのコンテストを調べていたら、263ページと264ページ、2つに分かれているんですね。これは何でかなという部分と、あとは、花とみどりのコンテストを結構注

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

目して、今年から室内園芸コンテストというのが始まって、私も入賞させていただいたんで非常にうれしいんですが、何つうんですかね、優秀賞の方たちはいろいろ出ているんですけど、それ以外の表示というのがなかなかされていないんですよね。別に私のやつを出せって言うているわけではないんですけど、結構調べたんですよ、これ、エントリーするときに。ほかの区とかほかの自治体でもいろいろやっていて、優秀賞だけじゃなくて、いろいろなエントリーした人とかのやつがいろいろ出ているんで、何ですか、去年とかおとしの入賞者はどういふんだろうと見ると、台東区の場合、一番上のクラス何でしたか、優秀賞の人だけがちっちゃい写真で出ていて、あとは、先ほど言った児童館とかが児童館独自のサイトのほうで出しているんですね。だから、こういうコンテストをして普及啓発をするのであれば、こういう作品、こういう庭、こういう緑のカーテンがあるんだよということ自体、もう少し来年以降は広くやってもいいんじゃないかなというふうに思っています。今年、とかいうのを出せと言っているわけではないんで。

その上で、あとは今年10周年ということで、いろいろな取組が今まで以上に広がるというふうに期待をしているんですが、ちょうど来年、横浜で園芸博という大きな取組もありますよね。ですので、いわゆる今回は10周年の節目ということでいろいろな事業がありますが、今まで以上に、花と心2.0ぐらい、いろいろな取組を倍増して行っていただきたいなというふうに思うんですが、そんなビジョンはいかがでしょうか。いろいろな言いたいことがあり過ぎて、総括か。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 お答えいたします。

花とみどりのコンテストですが、みどりのカーテン部門、地先園芸部門、室内園芸部門の3部門を一体として実施しておりますけれども、予算上の計上されている事業は、みどりのカーテンは地域緑化推進に、地先園芸と室内園芸は過去の経緯からのプロジェクト普及啓発に計上されているということで、予算書上の表記というのは分かれておりますけれども、一体として実施はしてございます。

また、コンテストには今後も多くの方に参加をしていただきたいと考えております。現状、受賞結果は広報たいとうエコガイドやホームページなどで周知をしているんですけども、ご指摘のとおり、最優秀賞の方は写真とお名前が、優秀賞と努力賞の方はお名前のみとなっております。より多くの方に参加していただくためには、どんな作品が応募されているのかを分かりやすく周知するというのは重要であると考えておりますので、周知方法につきましては、今後、充実させていきたいというふうに考えております。

また、あと……

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 まだあるの。まだ聞いたっけ。

勝海朋子 環境課長 花の心プロジェクトでございますが、さきの委員会で10周年記念事

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

業としてご報告をさせていただきましたが、既存の事業につきましても、より多くの方に花や緑を育てていただきたいということで、充実させることを予定しております。園芸講習会につきましても、参加人数の拡充を図りますほか、庁舎の窓口やイベントで配布しております花の種につきましても、比較的育てやすい品種を少量の土つきで配布をするということを考えてございます。また、花の種や花の苗の配布量も増量いたしまして、来年度はさらなる参加の促進につなげていきたいというふうに考えております。

委員長 青柳委員。

青柳雅之 委員 ちょうど昨日、おとといも、花と緑のふれあい広場ということで、環境ふれあい館で、すごい行列ができているぐらい人がいっぱい来ていましたけれども、もともとの花の心プロジェクトもそうなんです、台東区には花とみとりの基本計画というのがある、そこにいろいろな数値目標が出ていますよね。何とかそれを上回るような成果を上げられるように、引き続き頑張っていたきたいなというふうに思っています。ちょっと物足りないので、総括でやるかもしれません。

(発言する者あり)

青柳雅之 委員 嫌ですって。

委員長 よろしいですね。

青柳雅之 委員 私は以上かな。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 263ページの大江戸清掃隊のところですね。私が議員になったとき、たしか数字が団体数340とかそのぐらいだったんですけども、今年の1月1日時点で495団体と、非常に活動する団体が増えてきたなというふうに思っているんですけども、この令和8年度、どんなことを所管として、目標としてやっていきたいのか、頑張っていきたいことなどがあるならば、お話を伺いたいと思います。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 大江戸清掃隊につきましては、ここ数年間でも登録数というのは増加の傾向にございます。令和8年度もより多くの方に自主的な清掃活動の促進に努めていただきたいというふうに考えておまして、大江戸清掃隊の活動状況の発信ですとか登録を促す広報などについても、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 去年の6月から運用を始めたピリカありますよね、清掃活動のデジタル化ということで、まだそんなに多くの自治体で運用されていなくて、台東区のピリカのページを見ると、参加団体一覧というのがばあっと出てくるんですけども、結構企業さんなどは登録されているようなんですけども、町内会、自治会、商店会なんていうところの一覧を見ると、もう2件ぐらいしか団体、登録しているところがなくて、これ、やってみると非常に面白いと思います。やはり自分が拾ったごみとか、町会活動で拾ったごみを写真にアップをして、ごみ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

袋が何袋分出たのかとかいうものを投稿すると、もう、すぐにみんなからいいね、いいねが、ありがとう、ありがとうがつくというね、非常にやっていてやりがいとかモチベーションが物すごく上がるし、また、その町会の活動としても、何ていうの、アピールにもつながるなというふうに思っているんですね。

今、ちょっとお聞きしたいんですけど、台東区の町会の中で、この大江戸清掃隊、登録している町会さんって何町会ぐらいあるんですかね。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 現在、登録団体が494団体でございますが、2月時点の数字になりますが、町会が65団体、13%でございます。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 分かりました、ありがとうございます。感覚的にはちょっと、ごめんなさい、少なかった、もっと多いのかと思いましたがけれども、でも、やはり大江戸清掃隊の1年に1回ぐらい封筒で依頼して報告書を上げてもらっていると思うんですけども、そういうときでもピリカのアプリを積極的に使ってもらって、台東区はやはりすごくごみ拾いの活動が、輪が広がっているというところを外に向けてもアピールになると思うので、ここはぜひ推進していただきたいなというふうに思うのと、あと、大江戸清掃隊、ごみ拾いをしている人たちからもそうだし、私自身もそうなんですけれども、今までも議会とか委員会で議論になっていますけれども、やはり都道とか国道のごみですね、特に植栽などに投げ込まれるようなごみ、これに関しては、やはり大江戸清掃隊、活動の中でごみ拾いをしているんですけども、非常に区道に比べて多いなという印象です。特に国道などは歩道上ではなくて車道側にごみが投げられているんですよ。ということはやはり、決めつけられないですけど、ドライバーさんが助手席側からごみを捨てていることもあるのかな。そういうところも、大江戸清掃隊の人たちやはりごみ拾いをしていると、気づいているわけですよ。もちろん区のほうにも報告が上がってきていると思うんですけども、その辺の対応ってどういうふうにとられていますか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 国道の植栽などにおけるごみの投棄についてですが、区にもご意見は来ておまして、現状を把握しております。随時、道路管理者であります東京国道事務所の亀有出張所と情報共有をさせていただきまして、清掃や不法投棄対策について依頼をし、緊急的な清掃などのご対応をいただいております。さらに、来年度におきましては、国道上の特にごみの多い箇所を中心に、区と連携して合同での清掃の実施をご検討いただいているところでございます。

委員長 中村委員。

中村謙治郎 委員 ありがとうございます。国道に関しては、このピリカを見ても環境課さんが本当に清掃をしょっちゅうしているところ、投稿を上げているのを私見ていますけれども、やはり依頼をすれば、当然こちらが連絡をすれば、すぐに亀有出張所さんも六建さんもおみを

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

拾いに来てくれるんですけれども、通報したときだけじゃなくて、基本的にもっと清掃の頻度を上げてほしいということですね。これから区からもしっかりと要望を強くしていただきたいなというふうに思います。もちろん一緒に清掃するのもいいんですけども、管轄である国や東京都のほうに強く求めてほしいということをお願いして終わります。

(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 ありがとうございます。今、町会が思ったよりも私も少ないと思いました。もっと多いのかなと思ったんだけど。町会の人たちが大江戸清掃隊でゴミや清掃とかしたときの集めたゴミというのは、最終的にはどういう処理の仕方なんですか。ボランティアごみみたいなそういうシールを貼るのか、もしくは家庭ごみに合わせてしまうのか、どうなんですか。

委員長 環境課長。

勝海朋子 環境課長 大江戸清掃隊の場合は、事前に清掃事務所へ連絡し、大江戸清掃隊の専用のシールに登録番号を記載して排出することで無料回収を実施しております。

委員長 鈴木委員。

鈴木昇 委員 町会で今日は大江戸清掃隊の日みたいなね、中村さんも参加されていますけれど、そういうときなどはシールで貼って出しているんだと思うんですけど、清掃隊、2人ぐらいでちょこっと本当に近所のやるときは、自分ちのごみ出しちゃっているんだろなと思っていました。資料請求でも燃えるごみ、燃えないごみ、ビニールごみの資料を出していただきましたけれども、やはり清掃活動をしているとごみは出ていくので、その辺、台東区としての傾向はどうかかなって思ったんですけど、その点はいかがですか、資料に基づき。

委員長 ごみの種類。

鈴木昇 委員 清掃ごみ関連でね。何番だ、後ろに書いてある。

委員長 清掃リサイクル課長。

曲山裕通 清掃リサイクル課長 すみません、確認をさせてください。資料請求のほうは燃やすごみの収集量とプラスチック回収量でございましたが、内訳ということでしょうか。

鈴木昇 委員 傾向としてどんな感じなのかということだけでも。

曲山裕通 清掃リサイクル課長 傾向……

鈴木昇 委員 どういうふうに認識しているのかというのを。

曲山裕通 清掃リサイクル課長 先ほど、先日の算定の保健福祉委員会のほうで報告をさせていただいておりますが、燃やすごみの量については年々減少の傾向にございます。資料に基づいて申し上げますと、プラスチックの回収量、特に今年の4月からは全区収集が始まってございます。この収集量と前年の燃やすごみの対前年の比較でいいますと、実はプラスチックの回収量よりもごみの減少量のほうが多くて、さらなるごみの減量が進んでいるというふうに認識をしております。

鈴木昇 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

じゃあ、まとめます。先ほど中村委員からもありましたけれども、車からのポイ捨てで、やはりペットボトルとかレジ袋とか飛んでいっちゃったものも含めてだと思っただけですけど、意図的にとは必ずあります。やはり私自身も三輪バイク乗っていて、ペットボトルが車から、かんからかん飛んできたというのがありますので、ぜひそういうところも、国道って道幅が広い分、あまり目につかないのかと思っながら、夜間に捨てているケースが多いような気がしますので、本当に注意喚起うまくやっていただきたいなと思います。連携してやっていただきたいなと思います。以上です。

委員長 ほかに。

富永委員。

富永龍司 委員 263ページの(6)喫煙等マナー向上推進で、ちょっと喫煙じゃないんですが、すみません、まちの美化普及啓発ということで、よくいろいろな委員から出てくる観光地であるポイ捨て問題というのがあります。いろいろな議員から、やはり行政に対する対応というのを求めていると思うんですけども、私としては、やはり事業者側もしっかりその辺の対応をしなければいけない、自分とこで出したごみ、やはり自分で回収するという意識がないとなかなか保てないというふうに思っていますので、この辺についてはちょっと総括させていただきますので、お願いいたします。

委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

ここで保健サービス課長から発言を求められていますので、ご聴取願います。

保健サービス課長。

塚田正和 保健サービス課長 先ほど小坂委員からご質問の健康増進センターの指定管理料に係る人員についてお答えいたします。

現在、指定管理者に配置している人員は、上野分、千束分合わせて常勤職員が7名、非常勤職員10名の体制となっております。運営につきましては、令和7年度から月曜日の休館日以外は営業時間を拡大し、午前9時から午後9時としております。また、千束の休館中の代替として、上野健康増進センターのほか、竜泉福祉センター、馬道区民館、清川区民館、保健所大会議室で運動教室を実施しており、全体の教室数としては千束の休館前より多い数の教室を実施しているところです。指定管理料の算定もこの内容に基づいておりますので、ご理解いただきたいと考えております。以上です。

小坂義久 委員 ご理解しました、大丈夫です。

委員長 ただいまの発言につきましては、ご了承願います。

以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

委員長 第5項、清掃費について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 270ページの3番、生活家電ごみ持込み窓口等運営のところ、これ、小型家電の持込みだと思わんですけれども、状況を教えていただければよろしいでしょうか。

委員長 清掃リサイクル課長。

曲山裕通 清掃リサイクル課長 生活家電ごみの持込み窓口についてお答えいたします。

現在2か所、環境ふれあい館と、それから清掃事務所の北上野分室のほうで収集を行っております。実績でございますが、過去3年間で申し上げます。令和5年度が2,713件、それから、個数のほうが4,524個、6年度は2,835件、そして、収集個数が4,636個、令和7年度は、2月末の数字でございますが、2,538件、個数のほうは4,127個となっております。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 3年分いただきましたけれども、この間少し、事業内容で拡大というか、何か増やした部分とか、そういうのあるんでしょうか。

委員長 清掃リサイクル課長。

曲山裕通 清掃リサイクル課長 受付箇所、先ほど2か所と申し上げましたが、このうち北上野分室のほうは令和7年度から回収の回数のほうを少し増やさせていただいております。これが、これまでは清掃事務所のほうにご協力をいただいて、その職員の方に間で受けていただくという形だったんですが、令和7年度からは、ふれあい館のほうでやっている委託業者さんのほうにこちらの回収のほうもお願いをすることによりまして、これも比較になりますが、北上野のほうの回収のほうだけ、ちょっと内訳ということで説明をさせていただきます。北上野、令和5年度は141件の200個でした。6年度は340件に469個、これが令和7年度、同じく2月末までですが、485件、回収個数が721個ということで、増加をしている傾向が見られます。

委員長 中澤副委員長。

中澤史夫 副委員長 分かりました。北上野はどうしても車で持ち込めないという部分があるので、なかなか利用が少ないですけれど、こうやって若干の窓口を増やしたことで増えているということは、非常に皆さん助かっていると思います。持参の、本当はね、粗大ごみの大きいものを持ち込むというのはできなのって、よく聞かれるんですけれども、どうしても区内じゃないとできない、区外はあるんですけれど、区内のものじゃないとということで断られてしまう場合があるということをお聞きします。なかなか台東区内は狭いので、そういう大きい粗大ごみを置くところがないという話とかも聞いているんですけれども、何かしら対応ができればいいかなと思いますので、その辺は研究していただければと思います。要望で終わります。以上です。

委員長 以上をもって、本項についての審議を終了させていただきます。

第4款衛生費について、審議を終了いたしましたので、本款について仮決定いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしく願いいたします。

委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

午後 5時08分閉会